

令和4年度業務実績等報告書

令和5年6月



独立行政法人環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

< 1. 公害健康被害の補償に関する業務 >

- (1) 徴収業務 1
- (2) 納付業務 13

< 2. 公害健康被害の予防事業に関する業務 >

- (1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 18
- (2) 地方公共団体への助成事業 28
- (3) 公害健康被害予防基金の運用等 35

< 3. 民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業） >

- (1) 助成事業 38
- (2) 振興事業 53
- (3) 地球環境基金の運用等 58

< 4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成 > 63

< 5. 維持管理積立金の管理 > 66

< 6. 石綿による健康被害の救済に関する業務 >

- (1) 認定・支給に係る業務 69
- (2) 納付義務者からの徴収業務 83

< 7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務（環境研究総合推進費業務） >

- (1) 研究管理 85
- (2) 公募、審査・評価及び配分業務 95

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 経費の効率化 101
- (2) 給与水準等の適正化 104
- (3) 調達合理化 106
- (4) 情報システムの整備・管理 111

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- （1）財務運営の適正化…………… 113
- （2）承継業務に係る適切な債権管理等…………… 118

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- （4）その他当該中期目標を達成するために必要な事項
 - ① 内部統制の強化…………… 121
 - ② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等…………… 125
 - ③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化…………… 130

<参考>

- 主務大臣による評価結果に対する主要な反映状況…………… 139

※第4 短期借入金の限度額、第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画、第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画、第7 剰余金の使途、第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項（1）～（3）及び（4）④については資料編 p.128 を参照。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-1	徴収業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第52条～第58条及び第62条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	<p><重要度：高>公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告率・収納率を確保することが必要不可欠であるため。</p> <p><難易度：高>制度創設から長期間経過する中、引き続き、申告率及び収納率99%以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要のため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
〈評価指標〉													
汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）	毎年度99%以上	第3期中期目標期間実績：99%以上	99.7%	99.6%	99.7%	99.7% (8,109件 / 8,134件)		予算額（千円）	40,222,989	39,418,930	38,622,633	37,430,396	
汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率	毎年度99%以上	第3期中期目標期間実績：99%以上	99.987%	99.986%	99.986%	99.983% (25,722,959千円 / 25,727,378千円)		決算額（千円）	37,098,926	35,050,960	33,844,871	32,128,854	
〈関連した指標〉								経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409	33,818,985	32,069,535	
汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（督促後の未	—	第3期中期目標期間実績：平均41件/年	24件	28件	24件	25件		経常利益（千円）	630,827	1,324,409	820,403	771,010	
								行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708	34,605,186	32,743,828	
								従事人員数	20	20	20	20	

申告事業者数)														
未納納付義務者に対する納付督促件数 (納付督促現地実施件数)	—	第3期中期目標期間実績：現事業年度分 平均3件／年、過年度分 平均5件／年	2件	0件 (中止)	2件	3件								
汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する現地調査件数及び指導件数	—	第3期中期目標期間実績：現地調査件数 平均105件／年、指導件数 平均161件／年	現地調査 99件 指導件数 214件	現地調査 0件(中止) 試行調査 (書面)14件 指導件数31件	現地調査 5件 重点調査 (書面)20件 指導件数63件	現地調査 5件 重点調査 (書面)20件 指導件数74件								
申告書審査による修正・更正処理件数	—	第3期中期目標期間実績：平均116件／年	114件	84件	62件	61件								
汚染負荷量賦課金に係る電子申告率	—	第3期中期目標期間実績：平均70%	73.1%	73.5%	76.0%	78.4% (6,361件 / 8,109件)								
オンライン申告セミナーの開催数	—	第3期中期目標期間実績：平均16件／年	25回	0回(中止)	0回(中止) ※オンライン申告の促進動画の配信 (2,120再生)	0回(中止) ※オンライン申告の促進動画の配信(累計 3,280再生)								
ペイジー(※1)を利用した収納件数	—	第3期中期目標期間実績：平均62件／年(※2)	749件	1,037件	1,361件	1,636件								
申告納付説明・相談会の開催件数(会場数)	—	第3期中期目標期間実績：平均103件／年	103会場 ※問合せ対応 (1,134件)	0会場 (中止) ※フリーダイヤル停止	18会場 (オンライン) 及び申告納付動画の配信 (3,300再生) ※問合せ対応 (3,283件)	0会場 申告納付動画の配信 (2,610再生) ※問合せ対応 (2,938件)								

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

(※1) ペイジー (Pay-easy)：税金や公共料金、各種料金等の支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話から支払うことができるサービス。

(※2) 導入した平成29年度は、年間計4回の収納期限のうち、4回目からの導入であったため、1回分の件数となっている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p><評価指標></p> <p>(A)汚染負荷量賦課金に対する徴収率(申告率):毎年度99%以上(前中期目標期間実績:99%以上)</p> <p><定量的な目標水準の考え方></p> <p>(a)汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率)については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。</p>	<p>(A)汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率):毎年度99%以上(前中期目標期間実績:99%以上)を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、受託事業者の指導力の向上(担当者研修会等)を図るとともに、納付義務者からの相談、質問等に対応する。</p>	<p>(A)汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率):99%以上(前中期目標期間実績:99%以上)を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確かつICT(情報通信技術)を活用した効率的な対応を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>汚染負荷量賦課金に対する徴収率(申告率):毎年度99%以上(前中期目標期間実績:99%以上)</p> <p>申告納付説明・相談会の開催件数(前中期目標期間実績:平均103件/年)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A)汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率):99.7%(8,109件/8,134件)</p> <p>① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するための対応</p> <p>ア. 申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への指導</p> <p>納付義務者が制度や申告の手続について正しい理解ができるよう、徴収関連業務の受託事業者である日本商工会議所及び全国各地の商工会議所に対し、申告納付期限及び委託契約の徴収実施期間(令和4年3月1日～6月14日)を中心に、相談対応、オンライン申告納付説明・相談会(以下「説明・相談会」という。)の開催並びに申告書提出の催促及び受領点検の確認等について指導を行った。</p> <p>令和5年度申告納付に向けて、汚染負荷量賦課金徴収業務の手引き及びマニュアル等の見直しを行った上で、受託事業者である日本商工会議所が全国156カ所の各地商工会議所の担当者を対象に徴収業務の点検・指導方法を習得するための、担当者研修会を動画配信で実施した。オンラインによる実施により、旅費等の研修会開催経費を削減することができ、参加者は時間や場所に縛られることなく、動画を繰り返し視聴する新しい研修方法を構築し、委託業務の理解促進を図った。(3月)</p> <p>民間競争入札実施事業「公害健康被害補償業務の徴収関連業務」は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)に則り手続を進める必要があるため、本事業の第3期目(第4期中期目標期間)の事業評価に当たり、令和元年度から令和4年度分の実施状況について報告書等を作成し、総務省官民競争入札等監理委員会(以下「本委員会」という。)及び監理小委員会(以下「小委員会」という。)の対応を行った。(10月)</p> <p>同事業が継続プロセスになった(令和4年10月26日、</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定:A</p> <p>公害健康被害補償制度において、被認定者(28,074人、令和5年3月末時点)への補償給付費等の給付を確実にを行う財源を確保するため、汚染負荷量賦課金を適切に徴収する業務は、最も重要な任務であることから、第4期中期目標において重要度が高く、難易度も高いと評価されている。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度以降は納付義務者に対する対面での説明・相談会を実施することができない事態となった。また、令和4年度からは急激な物価上昇等による経済状況の厳しさ等から制度への理解が得られにくくなるおそれがあり、徴収率、収納率が下がることも懸念された。</p> <p>このような状況の中、令和4年度においては、下記の「○」のようなウィズコロナでのDX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組み、汚染負荷量賦課金の徴収率・収納率は、いずれも第4期中期目標に掲げる99%を上回り、新型コロナウイルス感染拡大時においても、感染拡大前と同様に高い水準を達成し、補償給付費等の財源を確保したことから、自己評価を「A」とした。</p> <p>○ICT(情報通信技術)を活用した新たな徴収業務の仕組み説明・相談会のオンライン開催、賦課金特設サイトのリニューアル、AIチャットボット及びRPAの試行導入等、ICTや新技術を活用したDXに取り組み、賦課金特設サイトでの問合せ受付を可能にし、迅速な回答を行った。これらにより、「時間に関係なく動画視聴や問合せが可能となった」「テレワークでも対応できる」との声が多く寄せられるようになり、納付義務者の利便性向上と業務効率化につながった。</p> <p>○申告関係書類の削減</p> <p>納付義務者に送付する申告関係書類は、紙削減による環境配慮のための見直し・統合を行うことにより、送付種類を減らすとともに、賦課金特設サイトからダウンロードできるようにデータ掲載して一部冊子の配布を取りやめ、配布を最小限に抑えた。書類の削減により、経費削減と納付義務者の利便性向上を図った。納付義務者アンケート調査において、ダ</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

				<p>本委員会確定）ことを受け、第4期目（第5期中期目標期間）の契約に当たり、10者の民間事業者へのヒアリングを実施した。ヒアリングにおける意見等を踏まえ、課題となっている競争性の確保について検討を加えた上で、実施要項（案）等を作成し、小委員会の対応を行った。（2月）受託事業者の交替や同事業内に申告関係書類の印刷等の業務を含めたことを踏まえ、令和6年3月1日の委託業務開始前の令和5年10月契約を目途に機構の契約手続審査委員会事務局と調整しながら契約手続を進めた。令和5年3月には、民間競争入札実施要項（案）への意見募集を行い、6件の意見を受け回答を公表した。</p> <p>イ. 納付義務者からの相談、質問事項等への対応 （ア）説明・相談会の実施</p> <p>申告及び納付が的確に行われるよう、例年各地商工会議所で開催している説明・相談会は、事業者からのアンケート結果を参考に新しい開催方法として、令和3年度はWeb会議システムによるオンライン形式（動画配信含む）で、令和4年度は動画配信形式（4月4日～4月22日 2,610再生）により開催した。</p> <p>また、機構ホームページの総合情報サイト「汚染負荷量賦課金の申告・納付特設サイト（以下「賦課金特設サイト」という。）」に、従来対面形式で行っていた個別相談の代替機能としての「個別質問フォーム」及び、オンライン申告を始めるために届け出る電子申告等届出書等の「各種届出書フォーム」を設置し、機構担当者へオンラインで直接、質問等を送信する仕組みを構築した。併せて、必要な届出書を分かりやすく導く「届出フローチャート」も作成したことにより、納付義務者の利便性向上が図られ、届出に対して職員が更に迅速に対応ができるようになった（4月）。</p> <p>「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」については、冊子送付から機構ホームページにおけるダウンロード形式にすることに対して、納付義務者へのアンケート調査の回答では9割以上が影響ないとあった。影響があると回答の約7%の事業者においてもやむを得ないとコメントがあった。このため、経費削減及び業務効率化のため、これまでの冊子による配布を取り止めたことにより、約80万枚（1冊80ページ×2種類×10,000=160万ページ）の紙資源の削減ができた。また、書類の電子化及び機構と受託者の双方で作成していた類似資料等の統廃合を行った。令和5年度申告からは機構ホームページからの</p>	<p>ダウンロード形式について9割以上が影響なしと回答があり、環境配慮につながるとの評価も得られた。</p> <p>○人づくりの取組</p> <p>制度への理解と説明責任を果たすためのスキルアップの一環として、講演会や現地見学の実施により職員の人材育成にも力を入れた。これらの経験も活かしながら、申告納付手続に関する問合せに丁寧に対応し、制度の趣旨や手続等の理解を促すことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>○課題1：財源の適正な確保</p> <p>被認定者への補償給付費等の財源となる賦課金を適切に確保することは制度の安定的な運用において重要である。</p> <p>○課題2：申告・納付の促進</p> <p>平成31年からの徴収関連業務委託契約が令和6年2月に終了するため、次期契約（令和5年10月）に向け、競争性の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく透明かつ公正な競争の下での民間事業者の創意と工夫を反映させ、国民のためより良質かつ低廉な公共サービスを実現していくとともに、ICTを活用した研修会及び説明会の実施方法等について検討していく必要がある。</p> <p>○課題3：脱炭素への対応</p> <p>カーボンニュートラルに向けた社会情勢の変化により、今後のSOx排出量の減少も想定されることから、より適正性及び公平性を確保しながら安定的に実施運用を図る必要がある。</p> <p>○課題への対応：脱炭素への対応</p> <p>賦課金を適正に確保するため、引き続き納付義務者の理解を促すとともに、ニューノーマルな時代に応じたDXを推進し、納付義務者の手続に係る利便性の向上や補償業務部の業務効率化をさらに進めていく。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

				<p>ダウンロード（電子媒体での提供）や必要最低限の印刷に留め、令和4年度業務において8種類の資料を削減した。これらにより、16.2%（約58万円、令和4年度2,995,638円、令和3年度3,576,294円）の経費削減につながった。</p> <p>さらに、令和5年度申告の開始に向けたオンライン申告の簡易版作成のシステム改修等に伴い、申告関係書類の更新が必要となるため、修正箇所洗い出しや記述方法の変更を行い、令和5年度の申告・納付が分かりやすく、オンライン申告が促進できるように整理をした。</p> <p>（イ）納付義務者からの問合せへの対応</p> <p>納付義務者からの問合せが入るフリーダイヤルについて令和3年度には2,459件と多くの問合せがあったことから、迅速に対応し納付義務者の利便性が向上するよう、回線を2本から8本に増設するとともに、問合せ内容に応じた3分類の自動振分機能を追加した。令和3年度に令和4年度の申告納付に対応するため、賦課金特設サイトを作成したことから、令和4年度の電話での問合せは1,655件（4～5月）と令和3年度より削減する効果と併せて、機構担当者のスムーズな対応につながった。</p> <p>また、機構ホームページに問合せフォームを令和3年度に改修し、令和4年度から機構担当者がメールで受け付ける方式も構築して運用を開始した。納付義務者から寄せられたメール問合せは令和3年度の824件から令和4年度には1,283（4～5月）と昨年より増加したが、問合せ対応のポイントを取りまとめた職員用資料を作成したことなどにより、問合せ及び届出等に迅速かつ効率的な対応ができた。さらに、納付義務者からの問合せ対応に24時間対応でき、フリーダイヤルの補完的な役割が担え納付義務者の利便性向上及び問合せ者のストレスの低減が期待されるAIチャットボットを令和5年度から納付義務者に利用してもらうことを念頭に、令和4年度においては職員向けに活用したところ、概ね正しい回答が得られた。このため、令和5年3月にAIチャットボットを機構ホームページへウィジェット搭載した。</p> <p>納付義務者の利便性向上に向けて、オンライン申告システムを普及させるためには、その前提として納付義務者からの電子申告等届出書等に対し、ログインするための認証情報を迅速に交付する必要がある。そのため、返信メールを自動作成するRPA（Robotic Process Automation）を令和5年1月に導入し、動作検証を行った。令和5年度から運用開始することにより、定型業務の作業効率化を図つ</p>	
--	--	--	--	--	--

<p>(B) 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上</p> <p><定量的な目標水準の考え方></p> <p>(b)申告額に対する収</p>	<p>② 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。</p> <p>(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年</p>	<p>② 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、外部専門家の知見を活用し個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督促を実施する。</p> <p>(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。</p> <p>① 未納の納付義務者に対しては、電話、文書及び新型コロナウイルス</p>	<p>汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（督促後の未申告事業者数）（前中期目標期間実績：平均41件/年）</p> <p>汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）</p> <p>未納納付義務者に対する納付督促件数（納付督促現地実施件数）（前中期目標期間</p>	<p>た。</p> <p>公害健康被害補償制度に対する理解増進とステークホルダーへの説明責任を果たすためのスキルアップ及び職員の意欲向上のため、四日市の公害判決50年に当たり「四日市公害と環境未来館」で企画された企画展及び講演会に合わせ、コンビナート見学を組み入れた研修会を四日市市と連携・協力のもと開催し、補償業務部、総務部や財務部の管理部門を含む20人の職員が参加した。研修前には機構の前身である環境事業団が手掛けた緩衝緑地や公害健康被害補償業務などについて事前勉強会を実施したほか、研修後には機構全体でWeb報告会（役職員41人参加）を開催して、公害の歴史、課題、今後の取組に係る重要性などフィードバックした。</p> <p>また、四日市公害と同様に大気系公害に係る研修を実施すべく、大阪市西淀川地区の団体と協議の場を設けて検討を進めた。</p> <p>② 未申告納付義務者に対する申告督促の実施</p> <p>申告を期日（5月16日）までに行わない未申告納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、各地商工会議所及び機構において、電話及び文書等による申告督促を行った。</p> <p>督促の結果、納付義務者数8,134事業者中、期日時点で未申告者は376事業者であったが、351事業者が申告に応じ、99.7%(8,109件/8,134件)と高い申告率を確保した。</p> <p>(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：99.983%（25,722,959,100円/25,727,378,800円）</p> <p>① 未納の納付義務者に対する納付督促の実施</p> <p>納付督促は、電話による督促を141事業者（納付期限ま</p>		
--	---	---	--	---	--	--

<p>納率については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。</p>	<p>度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。</p> <p>② 納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。</p>	<p>感染症対策を講じつつ現地訪問等による納付督促を実施する。</p> <p>② 督促に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。</p>	<p>実績：現事業年度分 平均3件/年、過年度分 平均5件/年)</p>	<p>でに納付しない者及び申告後当月中に納付していない者)に対して行い、138事業者からの収納を得た。その結果、収納率は99.983%となった。令和4年度に納付に応じなかった未納者に対する納付督促(現地実施)は1件実施した。</p> <p>② 過年度の未納の納付義務者に対する措置</p> <p>令和3年度以前の未納の納付義務者(以下「未納者」という。)は、令和4年度期首時点で5事業者であった。そのうち、2事業者は納付が完了し、1事業者は納付計画に基づく納付が継続中で、2事業者は納付督促により納付計画書の提出を得ており、今後の納付状況を確認していく。納付督促(現地実施)については2件実施した。</p>		
<p>(C)汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保</p>	<p>(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。</p>	<p>(C) 制度の適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。</p>	<p>汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保</p>	<p>(C) 制度の適正性・公平性の確保</p>		
<p><関連した指標></p>						
<p>(c1)汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数(前中期目標期間実績：平均41件/年)</p>	<p>① 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。(A)②と同)</p>	<p>① 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、外部専門家の知見を活用し個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督促を実施する。(A)②と同)</p>	<p>汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数(前中期目標期間実績：平均41件/年)</p>	<p>① 未申告納付義務者に対する申告督促の実施</p> <p>((A)②と同様のため省略)</p>		
<p>(c2)未納納付義務者に対する納付督促件数(前中期目標期間実績：現事業年度分平均3件/年、過年度分平均5件/年)</p>	<p>② 未納の納付義務者(滞納事業者)に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。(B)①と同)</p>	<p>② 未納の納付義務者(滞納事業者)に対しては、機構において電話、文書及び新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ現地訪問等による納付督促を実施する。また、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。</p>	<p>未納納付義務者に対する納付督促件数(前中期目標期間実績：現事業年度分平均3件/年、過年度分平均5件/年)</p>	<p>② 未納の納付義務者に対する納付督促の実施</p> <p>((B)①及び②と同様のため省略)</p> <p>(資料編 P1_補償1 公害健康被害補償制度の概要)</p> <p>(資料編 P2_補償2-① 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移)</p> <p>(資料編 P2_補償2-② 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移)</p> <p>(資料編 P3_補償3 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況)</p>		

<p>(c3) 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数平均 105 件／年、指導件数平均 161 件／年）</p>	<p>③ 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の審査を行うとともに申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査を実施し、適正な申告となるよう指導する。</p>	<p>(B) ①及び②と同)</p> <p>③ 効果的かつ効率的な申告書審査方法の試行を行う。申告内容に疑義等がある納付義務者に対し実地調査又は重点調査を実施し、適正な申告となるよう指導することで、納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保する。なお、実施調査を実施する場合には感染症対策を講じる。</p>	<p>汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数平均 105 件／年、指導件数平均 161 件／年）</p>	<p>申告方式別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況)</p> <p>③ 納付義務者に対する実地調査及び指導の実施</p> <p>各事業者のばい煙発生施設やSOxの排出工程の実態及び申告書作成の根拠となった原始帳票類を精査することにより、適正な申告が行われているかを詳細に確認するために、実地調査を5事業者に対して実施した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、令和2年度から新たに実施している資料及び調査票の提出による調査（以下「重点調査」という。）を20事業者に対して実施した。</p> <p>これらの調査の結果、適正な申告になるよう、74件の指導を行い、賦課金額に変更があるものについては、18件の修正処理を行った。</p> <p>（参考：修正処理 7件 855万円 更正処理 11件 ▲315万円）</p> <p>（資料編 P4_補償4 汚染負荷量賦課金申告書等の審査結果）</p>		
<p>(c4) 申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均 116 件／年）</p>	<p>④ 汚染負荷量賦課金の申告内容の審査及び実地調査により、申告額に誤りがある場合は修正又は更正など適正な処理を行う。</p>	<p>④ 申告書の審査及び実地調査等を実施することで、申告額の誤りを修正又は更正するなど適正に処理する。また、申告額の誤りの原因等について分析することで、申告誤りを防止するための適切な対策を講じる。</p>	<p>申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均 116 件／年）</p>	<p>④ 申告額の誤りに対する修正又は更正処理の実施</p> <p>申告書の算定内容の誤りや前年度調査の指導事項の再確認など、申告書審査による修正又は更正処理を61件実施した。</p> <p>今後、誤りの発生原因を分析し、その結果に基づき、間違いの多い事例を令和5年度の申告納付説明・相談会資料等に反映することにより、申告誤りを防止するための適切な対策を講じた。</p> <p>（参考：修正処理 23件 1,094万円、 更正処理 38件 ▲765万円）</p>		
<p>(D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進</p> <p><関連した指標></p> <p>(d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実</p>	<p>(D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 納付義務者の事務負担の軽減、誤りのない申告書類の作成に</p>	<p>(D) 納付義務者の利便性・効率性を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① オンライン等による電子申告を奨励するため、「オンライン申告促</p>	<p>汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進</p> <p>汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均 70%）</p>	<p>(D) 納付義務者の利便性・効率性の確保</p> <p>① オンライン等申告の促進</p> <p>納付義務者の事務負担軽減や誤りのない申告書類の作成に有効なオンライン申告を推奨するため、「オンライン</p>		

<p>績：平均 70%)</p>	<p>有効な電子申告について、個別事業所へのオンラインやFD・CD申告の推奨、申告方式を変更した事業所への聴取、オンライン申告セミナーの開催等の各種取組を実施する。</p>	<p>進計画」を策定し、申告納付説明・相談会及び機構ホームページ等においてオンラインの利用促進を図るほか、納付義務者への説明を通じて用紙申告及びFD・CD申告からオンライン申告への移行を促す。</p>		<p>申告促進計画」を策定し、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン申告の簡易版の作成（2月） ・用紙申告及びFD・CD申告事業者への個別調査（9月、11月） ・オンライン促進チラシの配布（2月） ・仮パスワード年度更新及び通知はがき送付の廃止（3月） 		
<p>(d2) オンライン申告セミナーの開催数 (前中期目標期間実績：平均 16 件/年)</p>	<p>② オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうためのオンライン申告セミナーを開催する。</p>	<p>② オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうため、オンライン申告促進動画の活用など対策を検討し実施していく。また、申告手続における書面・押印等の見直しについて引き続き周知し、オンライン申告の利用拡大を図る。</p>	<p>オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均 16 件/年）</p>	<p>② オンライン申告システム 事業者の手続の利便性向上と業務効率化のため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン申告の簡易版の作成（2月） 令和4年度にFD・CD申告及び用紙申告で申告した 2,088 事業者をオンライン申告への移行につなげるため、ばい煙発生施設を有しない（算定様式不要）事業者を対象に、Web 上で直接入力することができる申告専用フォームをオンライン申告システム内に構築した。令和5年度のオンライン申告率の引き上げを図るため、令和4年11月及び令和5年2月に、事業者に対して令和5年度からのオンライン申告の簡易版の開始について案内を行った。 ・用紙申告及びFD・CD申告事業者への個別調査（9月、11月） 令和3年度アンケート実施事業者において令和4年度オンライン申告に移行できなかった事業者と令和3年度申告においてはオンライン申告であったが令和4年度に用紙又はFD・CD申告に変更した事業者、合わせて 64 の事業者に対して個別に電話調査を行い、パソコン環境、ネットワーク環境などの具体的な実態を調査した。併せて、令和3年度に作成したオンライン申告促進動画を案内するなどしてオンライン申告の推進を丁寧に行った。この調査において、オンライン申告にすると納付もオンライン納付が必須になると勘違いをしていた事業者に対して電話で丁寧に説明することなどにより、64 の事業者のうち、41 事業者からオンライン申告可能との回答を得た。 なお、令和5年度申告に向け、約 300 事業者から電子申告等届出書を受理しており、オンライン申告は約 78%に伸長する見込みである。 ・オンライン促進チラシの配布（2月） 令和2年度からの押印廃止に伴うオンライン申告の手 		

<p>(d3)ペイジー を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均62件/年※ペイジー（Pay easy）：税金</p>	<p>③ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジーを利用した収納について、説明・相談会で説明するなどの</p>	<p>④ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジー等を利用した電子収納について、申告納付説明・相談会での利用方法の</p>	<p>ペイジー（※）を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均62件/年）※ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金な</p>	<p>続方法の周知を行うとともに、令和3年度に作成したオンライン促進動画を紹介するチラシを配布した。併せて、Web上のフォームに直接入力して申告できる簡易版のオンライン申告システムを案内に追加し、利便性の向上をアピールすることでオンライン申告への移行を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮パスワード年度更新及び通知はがき送付の廃止（3月） 内閣サイバーセキュリティセンター「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和3年度版）」において、パスワードの変更を強制することが利用者の利便性を低下させると示されていること、機構から仮パスワードを交付して、事業者において再度パスワードを設定させることにより、強度の低いパスワードを設定し、安全性を低下させる懸念があることから、オンライン申告で使う仮パスワードの全件送付を廃止した。これにより毎年度3月にオンライン申告約6,000事業者に送付していた認証情報（ユーザID及び仮パスワード）のはがき送付を廃止した。 <p>③ 徴収・審査システムの改修等</p> <ul style="list-style-type: none"> 徴収・審査システムのサーバ構築等の更改 徴収・審査システムのサーバ構成を更改し、情報セキュリティへの脅威に対し適切な対策を講じた。また、ベンダーによる運用保守管理に関してもリモート保守体制を構築し、効率的かつ社会情勢に柔軟に適用できる環境を整えた。 決裁文書等の電子化に係る改修 電子決裁システムの導入に関連して、徴収・審査システムにおける決議書等の決裁文書について、電子データで出力が可能となるよう改修を行った。また、紙資料で保管していた事業者への臨場記録及び事業者の承継状況並びに督励関係資料（約43万ページ）を電子化し、今後の審査・調査業務及び督励業務の更なる効率化を図った。 資料の電子化により資料を格納していたキャビネット空間を働き方改革の一環として、Web会議に活用できるワークポットや、新しい発想をもたらすことが期待させる打合せスペースに変更し、業務の活性化につなげた。 <p>④ 電子納付収納サービス（ペイジー）を利用した収納に係る利用促進</p> <p>1,636件（令和3年度比120%）の納付義務者がペイジーを利用した。さらに、ペイジー利用促進のため、以下の取組を実施した。</p>		
---	--	--	---	---	--	--

<p>や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコン や スマートフォン ・ 携帯電話、 ATM から支払うことができるサービス</p> <p>(d4)申告納付説明・相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均 103 件／年）</p>	<p>様々な方法で納付義務者に周知徹底する。</p> <p>④ 申告・納付が的確に行われるように、制度や手続等を説明し、納付義務者からの質問・相談等に対して適切に対応する申告納付説明・相談会を4月に開催する。</p>	<p>説明のほか、様々な方法で利用促進のための周知を行う。</p> <p>⑤ 受託事業者との連携を図りつつ、申告・納付が的確かつ効率的に行われるよう、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、ICT を活用し、申告納付説明・相談会を開催する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握する。さらに、機構ホームページ（HP）の「賦課金特設サイト」の充実を図り、納付義務者からの相談に対し迅速に対応する。以上の取組により納付事業者の利便性向上を図る。</p> <p>⑥ 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」等申告関係書類について、紙媒体での配布を削減し、HPでの電子媒体へ移行するなど、コスト削減の推進を図る。</p>	<p>どの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス</p> <p><その他の指標> -</p> <p><評価の視点> 被認定者への補償給付費等の財源のうち8割を占める汚染負荷量賦課金を確実に適正・公平に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化・利便性を図るための質の高いサービスを提供すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納付義務者の利便性向上のためペイジーの取扱金融機関の拡大に向け、金融機関との協議を進めた結果、新たに2行が取り扱いを開始に至った。 ・機構ホームページにペイジーの取扱金融機関を随時更新 ・汚染負荷量賦課金の延納分の納付書発送用封筒の余白にペイジー利用案内を記載して送付（7月・10月・1月） ・納付義務者に対してペイジー利用を促すリーフレットを作成して配布（延納分の納付書発送時等）・ペイジー納付手順のデモを賦課金特設サイトに掲載し周知 <p>⑤ 説明・相談会の実施等 ((A)①イ（ア）と同様のため省略)</p> <p>⑥ 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」の改訂 (A) ①イ（ア）の後段と同様のため省略</p>		
--	--	--	---	---	--	--

	<p>⑦ 受託事業者と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。</p> <p>⑧ 制度や申告の手続について、正しく理解してもらうことを目的として、受託事業者の相談・受付担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、ICTを活用して、オンライン開催等柔軟に変更するなどして実施する。</p>	<p>⑦ 納付義務者からの問合せへの対応 ((A)①イ (イ) と同様のため省略)</p> <p>⑧ 担当者研修会の開催 ((A)①アと同様のため省略)</p>		
--	---	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-2	納付業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第19条、第46条、第48条及び第49条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	40,222,989	39,418,930	38,622,633	37,430,396	
納付業務に係る指導調査件数	—	第3期中期目標期間実績:平均15件/年	15件/年	4件/年 (ヒアリングのみ実施) ※新型コロナウイルスの影響により対面による指導調査は中止	10件/年	16件/年 (うち2件はオンライン会議)		決算額（千円）	37,098,926	35,050,960	33,844,871	32,128,854	
納付業務システム研修の参加者数	—	第3期中期目標期間実績:平均27人/年	34人/年	0人/年 (新型コロナウイルスの影響により中止)	補償給付: 動画視聴 14再生/年 福祉事業: 30人/年 (オンライン会議)	56人/年 (全てオンライン会議) 補償給付: 25人(3人)/年 福祉事業: 31人(3人)/年 ※()は対面参加人数		経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409	33,818,985	32,069,535	

									経常利益（千円）	630,827	1,324,409	820,403	771,010
									行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708	34,605,186	32,743,828
									従事人員数	20	20	20	20

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p><評価指標></p> <p>(A)適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手續等の理解が得られるよう積極的に支援</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) 納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均15件/年）</p>	<p>(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に概ね3年に1回のサイクルで指導調査を実施する。また、指導調査では地方公共団体の要望及び課題等を把握し、対処法を指導するとともに、関連情報を国及び地方公共団体に提供する。</p>	<p>(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、指導調査を実施することで、補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手續の適正化を図るとともに、地方公共団体の要望及び課題を環境省に報告する。公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面による事業実施が困難となっている状況を踏まえ、オンライン開催の優良事例を収集し、環境省に報告するとともに地方公共団体に情報提供する。さらに、事業の課題を整理したうえで、解決策の検討を引き続き行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均15件/年）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A) 補償給付費等の納付業務</p> <p>① 納付申請等に係る事務処理の適正化</p> <p>ア. 納付申請等に係る補償給付費等の事務処理の適正化に係る指導調査</p> <p>補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金については、事務処理の適正性を確認するため、原則として3年に1回のサイクルで対象となる45地方公共団体に指導調査を実施していることから、16地方公共団体に対し調査を実施した（8月～12月。うち2地方公共団体についてはオンライン会議で実施）。また、指導調査結果及び地方公共団体からの要望等を取りまとめ、環境省に報告を行った。（3月）</p> <p>イ. 公害保健福祉事業の実態把握</p> <p>公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面による事業実施が困難となっていたことから、環境省と協議し、リハビリテーション事業及び家庭療養指導事業については、今年度も情報通信機器又は電話を利用した実施を継続した。</p> <p>また、下半期の事業の実施を促進するために、家庭療養指導での電話を用いた指導については新たな算定基準が加わったこと（今年度から十分な指導が行われた場合には1回の電話による指導を1回の訪問指導として算定可能なこと。）、リハビリテーション事業での情報通信機器の活用例や令和2年度～令和3年度に地方公共団体が実施したリハビリテーション事業の事例を提示するなど、年度の間時に地方公共団体に対して情報共有を行った。（12月）</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響下で創意工夫のあ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響の中であっても、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、下記「○」の対応を図り、積極的に地方公共団体への支援を行うことにより、納付事務手續や被認定者への補償給付の支給が滞りなく行うことができたことから、自己評価をBとした。</p> <p>○適正な制度の運営</p> <p>指導調査については、新型コロナウイルス感染対策を講じた上で、事務処理内容について指導を行うことにより、制度の適正な運営を図ることができた。また、調査結果及び調査で得た課題や地方公共団体の要望等については、今後の事業の見直しに資するよう、環境省に報告し、課題を共有した。</p> <p>○公害保健福祉事業の継続</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響の中でも地方公共団体が事業を実施できるよう、環境省と協議し、環境省通知の発出を経て、従来からの集合形式での事業の実施に加え、情報通信機器や電話の利用による事業が可能となったことにより、リハビリテーション事業や家庭療養指導事業を継続して実施することができた。</p> <p>○研修による納付申請等に係る事務手續きの効率化</p> <p>システム研修については、オンライン形式で研修を実施したことにより、研修後のアンケートでは、研修の満足度について、補償給付担当者は100%、福祉事業担当者は85%から、「有意義」「やや有意義」の評価を得た。また、研修の実施形式については、76%が今後も参加しやすいオンライン会議を希望するとの回答があった。さらに、制度やシステムの操作方法について理解が深まり、地方公共団体の事務処理が円滑に実施できた。</p> <p><課題と対応></p> <p>○課題1：制度運営の強化</p> <p>地方公共団体の人員が削られる中、事務処理等の適正化、効率化を促進する必要がある。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

<p>(a2) 納付業務システム研修の参加者数 (前中期目標期間実績：平均 27 人/年)</p>	<p>② 地方公共団体の担当者に納付業務システムを適正に利用し効率的な事務手続を行ってもらうため、利用実態及び利用上の要望等を把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策を講じてのシステム改修や希望者全員を対象とする研修を毎年度実施する。</p>	<p>②納付業務システムに係る要望を把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策等を行う。また、地方公共団体の希望する担当者全員を対象としたシステム研修をオンライン開催することで、担当者が円滑に利用できるようにする。</p>	<p>納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実績：平均 27 人/年）</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> —</p>	<p>る地方公共団体の実施事例を収集するため、2 地方公共団体（豊島区、尼崎市）に対し実態調査を実施し（12 月）、納付義務者に対する懇談会で映像による事例紹介を行うとともに、地方公共団体及び環境省へ情報提供を行った。（3 月）</p> <p>② 納付申請等に係る事務処理の効率化</p> <p>ア. 納付業務システムの改修</p> <p>公害健康福祉事業の単価設定が変更になったことに伴い、事務手続を開始する 7 月末までにシステムの改修を終了し、地方公共団体からの申請前に提供した。</p> <p>イ. 納付業務システムに係る研修の実施</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、また、昨年度オンラインで行った研修の満足度や参加しやすいの意見を踏まえ、今年度の納付業務システムの研修についても、オンライン会議より実施した。</p> <p>このうち、補償給付担当者への納付業務システムの研修については、対象となる 41 地方公共団体のうち、研修の参加を希望した 21 地方公共団体 25 人の担当者を対象に、5 月に 2 回開催した。対面での参加を希望した 3 人の担当者については、機構会議室において実際に PC を操作しながら研修・指導を行った。</p> <p>また、福祉事業担当者への納付業務システムの研修については、対象となる 43 地方公共団体のうち、研修の参加を希望した 25 地方公共団体 31 人の担当者を対象に、8 月に 2 回開催した。対面での参加を希望した 3 人の担当者については、機構会議室にて、実際に PC を操作しながら研修・指導を行った。</p> <p>【納付業務システムに係る研修の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付業務システムの操作方法を理解してもらうため、納付業務システムへのログイン方法からデータの入力及びアップロード方法まで、一連の作業について、オンラインで実際の操作を見せながら説明を行った。 ・公害健康被害補償制度の仕組みや納付業務の手続きについても説明を行い、納付業務について再認識を促した。 <p>(資料編 P5_補償 5-① 旧第一種地域 被認定者数の年度</p>	<p>○課題 2：公害健康福祉事業の継続</p> <p>被認定者の高齢化に伴い、公害健康福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ、事業の継続方法等について検討していく必要がある。</p> <p>○課題 3：今後の支援体制</p> <p>毎年、地方公共団体の担当者が人事異動により交代する状況で、納付業務の手続きを適正かつ効率的に実施するための支援を行う必要がある。</p> <p>○課題への対応</p> <p>適正かつ効率的な制度運営を確保するため、今後も指導調査を実施して、地方公共団体の要望やニーズ、問題点を把握するとともに、事業のオンライン開催や予防事業部との連携など新たな公害健康福祉事業メニューの検討を提案し、環境省及び地方公共団体とともに、最新のニーズを踏まえた課題の解決及び制度運営の活性化を図る。</p> <p>また納付業務システム担当者研修を継続実施するとともに、使いやすい納付業務システムへの改修を進めるなどにより、地方公共団体に対するきめ細やかな支援を行っていく。</p>	
---	--	---	--	---	---	--

					別推移) (資料編 P5_補償 5-② 旧第一種地域 補償給付費納付金の年度別推移) (資料編 P6_補償 6 旧第一種地域 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移) (資料編 P7_補償 7-① 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況 (旧第一種地域)) (資料編 P8_補償 7-② 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況 (第二種地域))		
--	--	--	--	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-1	調査研究、知識の普及・情報提供、研修		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	<難易度：高>社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化を推進する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報				②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
(評価指標)				予算額（千円）	770,100	761,640	761,924	825,604
調査研究に係る外部有識者委員会の評価(※1)	(5段階中) 3.5以上	第3期中期目標期間実績：3.2	3.7	3.5	3.7	3.8		
(関連した指標)				決算額（千円）	638,367	589,583	583,295	671,349
事業従事者への研修の受講者数	—	平成 29 年度受講者：72 人 (333 人)	109 人 (331 人)	239 人 (643 人)	117 人 (698 人)	117 人 (1,621 人)		
調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数	—	第3期中期目標期間実績：平均 4.25 件/年	8 件	2 件	4 件	6 件		
情報提供数	—	第3期中期目標期間実績：平均 150 回/年	150 回	172 回	242 回	163 回		
ぜん息等電話相談件数(※2)	—	第3期中期目標期間実績：平均 1,255 件/年	1,026 件	986 件	867 件	691 件		
				経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576
				経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978	66,995
				行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576
				従事人員数	16	16	16	16

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) () 内はコメディカルスタッフ（看護師、保健師、薬剤師など）への研修も含めた研修受講者数を記載

※1 本調査研究を担う呼吸器系疾患の医師・研究者のほとんどが、新型コロナウイルス感染拡大への対応に忙殺されるとともに、調査研究の対象・協力者である高齢又は小児の呼吸器系疾患の患者との直接の接触が厳しく制限される非常事態下の調査研究において、「達成目標」を上回る評価を獲得。

※2 マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる。

注 4) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 5) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修</p> <p><評価指標></p> <p>(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中) 3.5以上を獲得する(前中期目標期間実績 3.2)</p> <p><定量的な目標水準の考え方></p> <p>(a) 採択課題に係る外部有識者による評価結果については、調査研究の質の向上を目指して下限の水準を得点率で 70%程度に設定する。</p>	<p>(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修</p> <p>(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価における評価：(5段階中 3.5以上(前中期目標期間実績:3.2)を獲得するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 調査研究の質の向上を図るため、公募のあった研究計画に対して外部有識者による事前評価を実施し、評価内容を研究計画に反映させる。</p> <p>② 更に採択後の調査研究に関して外部有</p>	<p>(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修</p> <p>(A) ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる研究課題を重点的に行い、公募制を継続し、透明性の確保を図るとともに、以下の取組を通じて、外部有識者委員会から高い評価(5段階中 3.5以上)を獲得し、研究の質の確保を図る。</p> <p>① 調査研究の採択にあたり、外部有識者による事前評価の結果を研究実施者にフィードバックし、研究計画に反映させる。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中) 3.5以上を獲得する(前中期目標期間実績: 3.2)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において(5段階中) 3.5以上を獲得。</p> <p>令和4年度は、第13期調査研究(令和4・5年度)の初年度に当たることから、10名の評価委員の事前評価を踏まえ、「環境保健調査研究」の6課題、及び、「環境改善調査研究」の2課題を令和3年度中に採択し、研究を開始した。</p> <p>主な研究としては、以下が挙げられる。</p> <p>(ア) 環境保健分野：高齢のぜん息及び COPD(慢性閉塞性肺疾患)患者(以下「ぜん息等」という。)の増加を踏まえ、成人ぜん息患者の治療実態を把握するための全国規模での調査を行い、効果的な治療・指導法を策定。</p> <p>(イ) 環境改善分野：わが国の環境基準の達成率が極めて低いことを踏まえて、諸外国の対策を含む光化学オキシダント関連の調査を推進。</p> <p>令和4年度の調査研究に係る外部有識者委員会の評価(令和5年2月)において、第3期中期目標期間実績(3.2)比1.2倍の全課題平均3.8を獲得し、第4期中期目標評価指標(3.5以上)を上回った。</p> <p>①外部有識者による事前評価の結果の研究計画への反映</p> <p>従前は、契約日から研究を開始することとしていたが、より研究期間を長期に確保することにより質の向上につなげるため、研究契約の効力が4月1日から有効となるよう変更した結果、4月の早期に研究班会議が開催されるなど、調査研究の運営面での有益な効果がみられた。</p> <p>令和3年度に引き続き、研究代表者が主催する各研究班の会議には、外部有識者評価委員の意向・意見に精通している機構職員が必ずオンライン又は現地訪問により参加し、評価委員の事前評価の内容を直接・確実にフィードバックし、研究計画に反映させるとともに、調査研究への浸透を図った。</p> <p>②外部有識者による年度評価の結果の研究計画への反映</p> <p>令和5年2月に行った令和4年度の外部有識者による年度</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：S</p> <p>「調査研究、知識の普及・情報提供、研修」事業は、高齢化の進展に伴う罹患者の増加に着目するなど重点化・効率化を推進する必要があることから、そもそも<難易度：高>と評価されていた。更に令和4年度においては、本事業を担う呼吸器系疾患の医師や、環境保健部局の地方公共団体職員、コメディカルスタッフ(看護師、保健師等)が、新型コロナウイルス感染拡大への対応に忙殺される非常事態が続いたことから、事業の対象である呼吸器系疾患の患者との対面での接触も厳しく制限される中で、事業の質と量を確保することは非常に困難な状況であった。</p> <p>そのような中、医師・コメディカルスタッフ・地方公共団体職員・患者とその家族のニーズに応じて、ICT(情報通信技術)を自主的・積極的に活用した事業展開を図ることにより、中期計画の目標・指標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られた。</p> <p>また、基礎疾病を持つ患者はそもそも熱中症弱者である上に、マスクの着用により熱中症リスクが更に高まったことから、予防事業部の限られたマンパワーの中で、ぜん息等の患者へ HP や Twitter を通じた熱中症予防対策の発信を自主的・積極的に行うとともに、熱中症の対策に取り組む地方公共団体を伴走支援するモデル事業の競争入札に自主的に応募して、環境省から受託を受け、海外調査・優良事例集の取りまとめを行った。中期目標策定時には想定していなかったことではあるが、これまでの予防事業の経験・実績と熱中症に係る知見・実績が評価され、熱中症の予防対策を機構の業務に追加する内容を含む、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の改正が行われた(令和5年2月閣議決定・4月改正法成立)。</p> <p>このため、自己評定をSとした。具体的には次のとおり。</p> <p>(1)質の向上</p> <p>令和4年度においては、第1に、質の向上の面では、ICT(情報通信技術)を自主的・積極的に活用し、①外部有識者委員の意向・意見に精通している機構職員が、呼吸器系疾患の医師等の研究代表者主催の班会議にオンライン参加し、評価結果等を確実に研究に浸透させることによる、調査研究に係る外部有識者委員会の高評価(第3期中期目標期間実績比</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

<p>(B)事業従事者のニーズを踏まえた 効果的な研修の実施</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1)事業従事者への研修の受講者数（平成 29 年度受講者：72 人）</p>	<p>識者による評価を毎年度実施するとともに、質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、研究計画に反映させる。</p> <p>(B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修を実施するため、以下の取組を行う。</p>	<p>(B) 地方公共団体が実施するソフト 3 事業及び大気環境の改善事業の事業従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に、以下の取組を行う。研修の実施に当たっては、ICT</p>	<p>事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施</p> <p>事業従事者への研修の受講者数（平成 29 年度受講者：72 人）</p>	<p>評価（中間評価）の内容・質の向上につながる助言についても、機構職員がオンライン又は現地訪問により班会議に参加し、直接・確実にフィードバックし、研究計画に浸透させた。</p> <p>特に、年度評価が基準値の 3.5 を下回り、評価委員に研究計画の改善が必要と判断された研究課題については、機構職員による個別ヒアリング及び評価委員による助言を実施し、質の底上げを図った。</p> <p>また、令和 3 年度までに実施した調査研究の成果については、成果の全体を機構のホームページで公開し、調査研究成果集として関係地方公共団体や関係学会等に配布するとともに、その概要をパンフレットに反映している。</p> <p>特に、令和 3 年度に実施した調査研究のうち、「諸外国における光化学オキシダント対策（（一社）環境情報科学センター）」については、令和 4 年 6 月に開催された（一財）大気環境総合センター（理事長：若松伸司氏）が主催する『光化学大気汚染に関する特別セミナー』において研究発表を行った。セミナーにおいては、機構職員が予防事業の意義と調査研究の広報を行った。同研究は、海外のジャーナル ("Asian Journal of Atmospheric Environment") に論文が受理され、8 月にウェブに公開された。東アジアからの越境汚染対策が求められる光化学オキシダントについて、アジアの大気環境問題に特化したジャーナルを通じて研究成果が発信されたことにより、効果的に活用されることが期待される。</p> <p>（資料編 P9_予防 1 調査研究の評価方法について）</p> <p>（資料編 P10_予防 2 第 13 期（令和 4 年度）環境保健分野に係る調査研究概要／令和 4 年度環境改善分野に係る調査研究概要）</p> <p>(B) 事業従事者への効果的な研修</p> <p>令和 4 年度も、自主的・積極的にオンラインによる研修を推進することにより、事業従事者（地方公共団体職員）への研修（ソフト 3 事業研修及び保健指導研修）の受講者数は 117 人、コメディカルスタッフ（看護師、保健師、薬剤師など）を含む全受講者数は、令和 3 年度（698 人）比 2.3 倍の 1,621 人となった。</p> <p>研修ごとの受講者数と修了者数は、次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1210 1885 1813 1969"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>受講者数</th> <th>修了者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフト 3 事業研修</td> <td>44</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>	研修名	受講者数	修了者数	ソフト 3 事業研修	44	31	<p>1.2 倍）の獲得、②コロナ対応に忙殺される地方公共団体職員、及び生活現場で患者に寄り添うコメディカルスタッフの受講利便性を向上させたオンライン研修における高い満足度（参加者の 97.5%が 5 段階評価で上位 2 段階までの満足度）の獲得に加え、③（一社）日本小児臨床アレルギー学会が認定する「小児アレルギーエデュケーター」の取得に必要な単位の対象講座に機構のアレルギー指導研修の認定、などの顕著な成果を得た。</p> <p>(2)量の拡大等</p> <p>第 2 に、事業量の拡大の面では、ICT の自主的・積極的活用により、①予防事業の担い手である地方公共団体職員及びコメディカルスタッフを対象とした研修の受講者数の大幅拡大（令和 3 年度比 2.3 倍）、②ぜん息等の患者や家族を中心とする SNS（Twitter）のフォロワー数の大幅拡大（令和 3 年度比 3.2 倍）などの、顕著な成果を得た。③また、ぜん息等の患者への積極的な情報提供を行い、マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透し、ぜん息の発症や増悪が抑制されたことにより、ぜん息等電話相談件数は概ね半減に至った（第 3 期中期目標期間実績より 45%減）。</p> <p>(3)予防事業の新たな展開（法改正）</p> <p>第 3 に、ぜん息等の患者の重症化リスクがコロナ禍のマスク着用により更に高まっている熱中症対策の面では、①地方公共団体や NPO 等と連携して地域住民の健康被害の予防に長年にわたり成果を発揮してきた経験・ノウハウと、②令和 3 年度業務実績に係る主務大臣からの指摘事項に先行して、ぜん息等の患者へ HP や Twitter を通じた熱中症予防対策の自主的・積極的な情報発信や、令和 4 年度当初より取り組んだ地域モデル事業・海外調査等の知見・実績が評価され、熱中症対策を機構の新規業務に追加する内容を含む、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法が令和 5 年 4 月 28 日に成立した。</p> <p>（以下、評価理由に掲げた事項の詳細）</p> <p>(1)質の向上</p> <p>○調査研究における外部有識者委員会の評価</p> <p>調査研究 16 課題中の 13 課題が、コロナ禍に忙殺された呼吸器系疾病の医師・研究者が担当する「環境保健分野」の調査研究であったにもかかわらず、外部有識者委員会の評価において、第 3 期中期目標期間実績（3.2）比 1.2 倍の全課</p>	
研修名	受講者数	修了者数										
ソフト 3 事業研修	44	31										

		<p>(情報通信技術)を積極的に活用する。</p>		<table border="1" data-bbox="1210 92 1819 636"> <tr> <td>保健指導研修</td> <td>73</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>ぜん息患者教育 スタッフ養成研修</td> <td>507</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>アレルギー指導 研修(令和4年度 新規)</td> <td>495</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>呼吸ケア・リハビリ テーションス タッフ養成研修</td> <td>314</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>環境改善研修</td> <td>188</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,621</td> <td>981</td> </tr> </table> <p>令和4年度の研究の実施に当たっては、受講要件として令和3年度まで設けていた受講地域枠を一部の研究について撤廃するとともに、上半期と下半期で研修の受講機会を2回に分けて提供したことにより、生活現場で患者に寄り添うメディカルスタッフを含む、より多くの予防事業の担い手に対して、研修機会を提供することができた。</p> <p>また、令和4年度においては、令和3年度の業務実績において受講システムの課題として掲げていた、クラウド型の学習管理システム(Learning Management System)を新たに導入したことにより、研修の受講管理及び進捗管理の効率化、定員枠の撤廃、研修生の受講環境の向上を果たすことができた。</p> <p>さらに、受講者の受講状況に応じて受講期間を調整し、可能な限り多くの受講者が最後まで研修を修了できるよう努めた。</p> <p>受講者からは、「いつでも視聴ができ、聞き逃したところも巻き戻して聞けるので大変ありがたかった」、「まとまった時間で連続して視聴でき、業務の間の短い時間にもチャプター毎に視聴できる形式であったため、とても有意義であった」といったコメントが寄せられた。</p> <p>①受講者へのアンケートの実施、研修の見直し</p> <p>受講者からのアンケートでは、有効回答者の97.5%から5段階評価で上位2段階までの評価を得ており、例年同様に、高い満足度を維持した。</p> <p>研修の一環として、外部有識者を招聘して、ソフト3事業研修の受講者等を対象とした意見交換会をオンラインにより開催し(11月1日)、ソフト3事業の現状、課題等の実務に</p>	保健指導研修	73	45	ぜん息患者教育 スタッフ養成研修	507	310	アレルギー指導 研修(令和4年度 新規)	495	299	呼吸ケア・リハビリ テーションス タッフ養成研修	314	186	環境改善研修	188	110	計	1,621	981	<p>題平均3.8を獲得し、中期目標評価指標(3.5以上)を達成した。</p> <p>○調査研究の成果</p> <p>海外のジャーナル("Asian Journal of Atmospheric Environment")にも論文が掲載され、研究成果が発信されたことで、今後より効果的な施策への活用が期待される。</p> <p>○研修の受講者満足度</p> <p>地方公共団体職員及びコメディカルスタッフを対象とした研修の受講者アンケートで、有効回答者の97.5%から5段階評価で上位2段階までの評価を獲得。</p> <p>○研修の新システム導入、単位認定</p> <p>クラウド型学習管理システムを導入したことにより、研修生の受講環境の向上を果たし、高い評価を得た。</p> <p>また、機構のアレルギー指導研修が日本小児臨床アレルギー学会の専門医認定取得に必要な単位の対象講座として認定された。これにより、地域医療の質に資すること及び予防事業の研修認知度の向上が図られた。</p> <p>(2)量の拡大</p> <p>○研修の受講者数</p> <p>地方公共団体職員及びコメディカルスタッフを対象とした研修の受講者数は令和3年度比2.3倍の計1,621人に増加した。</p> <p>○SNS(Twitter)のフォロワー数</p> <p>令和4年度末に7,292人となり、令和3年度末(2,299人)比3.2倍の実績を得られた。</p> <p>(3)予防事業の新たな展開(法改正)</p> <p>○予防事業の経験とノウハウを活用して、熱中症予防に係る受託業務・海外調査等に取り組んだ結果、熱中症対策に関する情報の整理・分析等や地域における対策推進に関する情報提供等の機構への業務追加を内容として含む、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法案が閣議決定され、国会で成立した。</p> <p><課題と対応></p> <p>調査研究については、研究成果の最大化を図る仕組みを検討していく。</p> <p>研修事業については、引き続きオンラインを積極的に活用</p>	
保健指導研修	73	45																						
ぜん息患者教育 スタッフ養成研修	507	310																						
アレルギー指導 研修(令和4年度 新規)	495	299																						
呼吸ケア・リハビリ テーションス タッフ養成研修	314	186																						
環境改善研修	188	110																						
計	1,621	981																						

<p>(C) 調査研究 実施機関への指導等による適切な事務処理の確保</p> <p><関連した指標></p> <p>(c1) 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前</p>	<p>実施する。</p> <p>② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の研修後の取組の変化について、上長にアンケートを行いその結果の把握・分析を通じてより効果の高い研修を実施する。</p> <p>(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 新規に採択した調査研究実施機関の担当者に対する事務処</p>	<p>応募が多い研修の参加人数を増やし、学会とも連携して質の高いカリキュラムを組む。</p> <p>② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の取組の変化について上長にアンケートを行い、その結果を踏まえより効果の高い研修を実施する。</p> <p>(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 新規に採択した調査研究実施機関の担当者に対し経理処理に係る</p>	<p>調査研究実施機関への指導等による適切な事務処理の確保</p> <p>調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前中期目標期間実績：平</p>	<p>関わる具体的な意見交換（水泳教室実施時における感染症対策の方法やオンライン講演会の実施方法等）を行った。アンケートの結果、参加者のほぼ全員から有意義だったとの回答が得られ、参加地方公共団体の前向きな事業実施につなげることができた。</p> <p>また、この意見交換会の結果は、11月に実施した実務者連絡会議において全地方公共団体に共有するとともに、地方公共団体に対して実施したアンケートの結果と照らし合わせることで、令和5年度以降の機構が策定する研修計画に反映すべく知見を蓄積することができた。</p> <p>②研修後の上長への追跡アンケートの結果</p> <p>研修受講者の上長へのアンケート結果においても、「満足度」については有効回答者の100%から、「研修成果の活用状況」については有効回答者の92%から、それぞれ5段階評価で上位2段階までの評価を得た。</p> <p>また、研修事業を修了した者には、修了証を発行しているが、令和3年度に引き続き、令和4年度も（一社）日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が認定する「呼吸ケア指導士（令和4年11月現在：約800人）」の取得に必要な単位の対象講座としての認定を受けた。</p> <p>さらに、新たに（一社）日本小児臨床アレルギー学会が認定する「小児アレルギーエデュケーター（令和5年3月現在：668人）」の取得に必要な単位の対象講座として認定を受けることができた。これにより、予防事業の研修認知度が飛躍的に向上することが期待できることや、研修修了者の活躍の幅が大きく広がることなど、本研修事業が学会や社会とつながることで、予防事業対象地域をはじめとした地域医療の質の向上に資するとともに、患者の利益につながる成果を得ることができた。</p> <p>（資料編 P12_予防3 令和4年度研修事業実施状況）</p> <p>(C) 調査研究の適切な実施</p> <p>令和4年度は新たな委託調査研究期間（令和4～5年度）の初年度にあたることから、調査研究に係る会計処理を適正に行っていくため、各調査研究実施機関の会計事務担当者に対して、オンラインによる事務処理説明会を実施するとともに、調査研究費執行に係る問合せに対し適切に指導を行った。</p> <p>また、適正な執行を図るために、主に本研究期間での新規の調査研究実施機関（6機関）に対して、調査研究費の支出証拠書類・帳簿、物品等の購入手続き及び納入物品の検収方</p>	<p>することとし、研修自体の知名度を向上するために、学会等への働きかけを行っていく。</p> <p>知識普及については、引き続き SNS 等を用いて積極的に情報提供を行うとともに、フォロワー数の維持や増加を図ることで社会的な影響力を拡大するための策を講じていく。</p>	
--	---	--	--	--	--	--

<p>中期目標期間実績： 平均 4.25 件／年)</p> <p>(D) 知識の普及事業 における効果的な情 報提供の実施</p> <p><関連した指標></p> <p>(d1) 情報提供数（前 中期目標期間実績： 平均 150 回／年)</p>	<p>理方針の説明を行う とともに、採択した調 査研究のすべての実 施機関に指導調査を 実施し調査研究費の 適正な執行を確保す る。</p> <p>(D) 知識の普及に関 して適切に最新情報 を提供するため、以下 の取組を行う。</p> <p>① 機構・地方公共団 体・学会等が行うぜん 息・COPD等に関す る情報について、We b、メールマガジン、 SNS を用いて積極 的に情報提供を行う。</p>	<p>説明を行う。また、採択 した調査研究の実施機 関に対して、関係規程に 基づき現地調査を実施 する。</p> <p>(D) 地域住民のぜん息 等の発症予防及び健康 回復並びに地域の大き 環境の改善に係る知識 の普及に関して最新の 情報を始め適切に情報 を提供するため、以下の 取組を行う。</p> <p>① ぜん息患者やその家 族に科学的知見に基づ く確かな医療情報等を パンフレットの他、Web 等を通じて積極的に提 供するとともに、環境改 善分野の情報提供につ いて的確に対応する。</p>	<p>均 4.25 件／年)</p> <p>知識の普及事業における効 果的な情報提供の実施</p> <p>情報提供数（前中期目標期 間実績：平均 150 回／年)</p>	<p>法等に係る現地調査を実施した。</p> <p>(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施</p> <p>①ぜん息・COPD 等に関する情報の Web、SNS 等を用いた 情報提供</p> <p>i) ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用 ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用に当 たっては、時宜を得たテーマ設定とターゲット層を意識した ツイートの発信、ホームページへの情報掲載、メールマガジ ンの配信を、効果的に組み合わせて行うことにより、必要な 情報が確実に読み手に届くよう努めた。</p> <p>特に、SNS (Twitter) のフォロワー数については、ぜん息 等の発症予防に必要な情報などの積極的かつ継続的な情報提 供を 163 回／年 (令和 3 年度 242 回／年) 行うとともに、ぜ ん息の日常管理に役立つノベルティのプレゼントキャンペー ン等を実施した効果もあり、令和 4 年度末に 7,292 人となり、 令和 3 年度末 (2,299 人) 比 3.2 倍の実績を得られた。</p> <p>ii) パンフレット等の提供、改訂 パンフレット、ノベルティ、DVD の配布に当たっては、オ ンラインによる申込みと PDF の閲覧及びダウンロードを促 して効率化を図るとともに、「モニター越したと見づらい、文 字が読みづらい」というアンケート結果や意見を踏まえて一 定の読者層には引き続き現物配布を組み合わせることによ り、効果的に情報提供を行った。なお、パンフレット等のア ンケートの実施に当たっては、利用者の利便性向上のために QR コードを記載したアンケート用紙を同封することにより、 オンラインで直接回答できるよう改良を行った。</p>		
---	--	---	---	---	--	--

<p>(d2) ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 1,255 件／年）</p>	<p>② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、Web、メールマガジン、SNS など多様な手段により周知を行う。</p>	<p>② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、作成した予防事業シンボルキャラクターも活用しつつ、「メールマガジン」「SNS（ツイッター）」など多様な手段により周知を行うとともに、ICT を活用し</p>	<p>ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 1,255 件／年）</p> <p><その他の指標> —</p>	<p>パンフレット等の配布先と配布数は、次表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1210 180 1819 457"> <thead> <tr> <th>配布先</th> <th>配布数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公共団体等（保健所、学校を含む。）</td> <td>74,607 部</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>200,966 部</td> </tr> <tr> <td>個人等</td> <td>23,124 部</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>298,697 部</td> </tr> </tbody> </table> <p>パンフレット等には、患者、医師、コメディカルスタッフに役立つ、最新の正しい医学的知見・情報を分かりやすく掲載していることから、パンフレット等の記事の転載依頼の申し込みは、例年 100 件を超えている。令和 4 年度においても 119 件（令和 3 年度比 1.2 倍）の転載依頼があったことは、機構のパンフレット等が、上記の配布数をはるかに超えて、社会において幅広く活用されていることを示している。</p> <p>なお、令和 4 年度においては、新たなパンフレットとして、「ぜん息悪化予防のための小児アトピー性皮膚炎ハンドブック」を最新の診療ガイドラインに応じた内容に改訂するため、改訂箇所を洗い出しを行った。</p> <p>iii) すこやかライフの発行</p> <p>令和 5 年 2 月には、「ぜん息、COPD の患者さんとそのご家族に寄り添う」ことを制作方針として、最新の医療情報や読者が自宅で実践できる情報等を提供する「すこやかライフ」の第 57 号を発刊した。「すこやかライフ」の定期購読者は 5,461 人と非常に多くからの支持を得ている。</p> <p>また、毎月ウェブ版すこやかライフとして、熱中症や感染症など時季に応じた情報をホームページに掲載することにより、患者・家族・それらを支える医師・コメディカルスタッフのニーズに応える時期に応じた正しい知識のタイムリーな普及啓発を積極的に進めた。</p> <p>②ぜん息・COPD 電話相談及び関連イベント等の実施</p> <p>i) 患者団体との連絡会</p> <p>毎年度実施している 10 の患者団体との「公害健康被害予防事業に関する連絡会」をオンラインにより開催した（12 月）。</p> <p>機構からは予防事業の実施状況について報告し、参加した各患者団体からは活動状況の報告を受けたことにより、各団体間で相互に連携を図るきっかけを提供するとともに、情報交換の場を提供した。</p> <p>各団体からは、機構が発行・配布している各種パンフレッ</p>	配布先	配布数	地方公共団体等（保健所、学校を含む。）	74,607 部	医療機関	200,966 部	個人等	23,124 部	合計	298,697 部		
配布先	配布数															
地方公共団体等（保健所、学校を含む。）	74,607 部															
医療機関	200,966 部															
個人等	23,124 部															
合計	298,697 部															

			<p>オンライン開催等により実施する。</p> <p>③ ぜん息の基礎疾患を抱える患者に対し、新型コロナウイルス感染症のほか熱中症などに関</p>	<p><評価の視点></p> <p>調査研究について、今後の公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の重点施策に即した研究課題が設定され、評価が適切に行われているか。また、調査研究費の執行は適正に確保されているか。</p>	<p>トへの感謝と団体が考える患者の課題について、情報提供を受けた。個々の患者団体とのより密接な意見交換を求める連絡会における意見に応え、令和4年度には直接複数の患者団体を訪問し、予防事業への要望や意見交換を行った。その成果は、「I-2-2 地方公共団体への助成事業」の業務実績に記載した、呼吸機能の簡易検査ができる呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定器を用いた新たな事業展開への要望や、呼吸リハビリテーションの更なる普及啓発に係る事業展開などにつながった。</p> <p>ii) ぜん息・COPD 電話相談室</p> <p>ぜん息・COPD 電話相談室の運営においては、ぜん息・COPD の患者に寄り添う方針のもと、看護師及び専門医によるフリーダイヤルを通年開設し、691 件の相談に対応した。また、受託先が変更となってもサービスの質が維持されるよう、受託先へ機構職員が赴き、相談体制や受付状況の把握に努めるとともに、当該年度は専門医が電話相談を受ける保健師に対し応答対応や知識のアップデートを目的とした研修を実施するなど、質の維持・向上を図った。相談内容は、匿名集計し、分析をすることにより予防事業部内職員の知識向上に役立つとともに、一般化できる内容についてはホームページへの掲載や学会での発表等も見据えて検討を行っている。</p> <p>学会の発表や海外の研究論文等では、マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる旨の見解が示されており、このような傾向を受けてぜん息・COPD 電話相談室の相談件数は、大きく減じていると考えられるが、引き続き、必要な方にサービスが行き渡るよう新聞広報等で周知を行う。</p> <p>iii) ぜん息・COPD 電話相談室の周知</p> <p>過去の掲載媒体の分析を踏まえ、ぜん息・COPD 電話相談室の周知・利用拡大を図るため、一般紙（9月、2月）、スポーツ紙（5月）、雑誌（3月）、患者関係団体が患者向けに定期刊行する広報誌（10月、12月、2月）のほか、リスティング広告を積極的に活用し、ターゲット層に応じた効果的な周知を行った。</p> <p>③熱中症に関する情報提供及び取組事例集の作成</p> <p>令和3年度の業務実績に係る主務大臣からの指摘事項として、「引き続き熱中症予防に関する情報の発信、人材育成等に積極的に努められたい。」と示された（令和4年8月26日）</p>		
--	--	--	---	---	---	--	--

			<p>する有用な情報を提供するとともに、研修を通じた人材育成にも努める。また、環境省から受託した「地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る業務」について、地方公共団体の参考となるよう、課題や事業内容等を整理分析し、「地域における熱中症対策ガイドライン（仮称）」として取りまとめる。</p>		<p>ことに先立ち、暑熱順化前の5月から SNS (Twitter) やメールマガジンによる熱中症の注意喚起及び情報提供を自主的・積極的に進めた。</p> <p>また、ぜん息等の基礎疾患のある方や高齢者などが熱中症弱者であることに鑑み、研修事業において地方公共団体担当者向けの講義に熱中症に関する内容を取り入れるとともに、職員の人材育成としても熱中症の専門家を講師として招聘し、熱中症に関する専門的な研修会を開催した（5月20日）。</p> <p>さらに、熱中症はぜん息や COPD 等の基礎疾患のある方が重症化しやすく、死亡者の大半は高齢者が占めており、予防事業との相乗効果が期待されることから、熱中症に係る知見を予防事業にも活かすため、令和4年度は環境省から「令和4年度地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る業務」を受託した。受託業務においては、先進的な熱中症対策に取り組んでいる「モデル地方公共団体」に対する、事業計画の策定支援や広報支援、他の地方公共団体との情報共有に取り組んだ。加えて、令和3年にカナダで発生した顕著な高温による被害から学ぶべき教訓を得るとともに、カナダにおける熱中症対策の取組状況について調査するため、環境省担当官と共に現地ヒアリングを行った。以上の内容を、全国の地方公共団体に配布予定の「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」として取りまとめた。こうした取組を通じて、熱中症が「ぜん息患者」や「COPD 患者」にも甚大な影響を及ぼすことを実態として把握した内容は、SNS 等を活用した、熱中症への注意喚起に活かした。</p> <p>そして、長年にわたり地方公共団体の保健・福祉部局、医療従事者及び NPO と連携したぜん息等の予防事業の実績・経験と、熱中症予防に係る受託事業等の知見が評価され、熱中症対策に関する情報の整理・分析等や地域における対策推進に関する情報提供等の機構への業務追加を内容に含む、気候変動適応法及び環境再生保全機構法の一部改正法案が閣議決定され、令和5年4月28日の国会で成立した（機構への業務追加は、公布の日から起算して1年以内で政令で定める日から施行予定）。</p> <p>（資料編 P13_予防4 令和4年度 知識の普及事業実施状況）</p>		
--	--	--	---	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報



様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-2	地方公共団体への助成事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号） 第68条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
(関連した指標)								予算額（千円）	770,100	761,640	761,924	825,604		
ソフト3事業 参加者数（※） （※1） （※2）	—	第3期中期目標期 間実績：152,223 人/年	131,697人	102,630人	110,721人 ※専門医等による 解説動画等の配信 (25,533再生) ※機構による 代替事業参加者 (191人) 上記計 延べ (136,445人)	99,134人 ※専門医等による 解説動画等の配信 (1,847回再生) 上記計 延べ (100,981人)		決算額（千円）	638,367	589,583	583,295	671,349		
								経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576		
事務指導実施件数	—	第3期中期目標期 間実績：平均7.75 件/年	8件	4件	10件	10件		経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978	66,995		
								行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576		
人材バンクを活用した支援実施状況（※3）	—	—	15団体 21事業	1団体 1事業	2団体 3事業	2団体 2事業		従事人員数	16	16	16	16		

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※1 ソフト3事業とは、地方公共団体が実施する、地域住民の健康確保に直接つながる健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を指す。

※2 新型コロナウイルス感染による死亡者が、令和元年度 56 人、令和2年度 9,153 人、令和3年度 18,978 人、令和4年度 45,771 人と拡大する非常事態下においても、呼吸器系疾病を専門とする医師、コメディカルスタッフ（看護師・保健師等）と地方公共団体の環境保健部局職員には、ぜん息等の患者のためのソフト3事業の推進に最大限の尽力をいただいた。

※3 上記の「支援実績状況」の数字は、地方公共団体が人材バンクに登録している専門家を活用した件数ではなく、地方公共団体が「機構に対して新規に専門家の紹介を依頼した件数」であるため、機構を介さずに、又は、過去の機構の紹介により既にネットワーク化された、人材バンク登録専門家を活用した数字は含まれていない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(2) 地方公共団体への助成事業</p> <p><評価指標></p> <p>(A)事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) ソフト3事業参加者数(前中期目標期間実績:152,223人/年)</p> <p>(a2) 事務指導実施件数(前中期目標期間実績:平均7.75件/年)</p>	<p>(2) 地方公共団体への助成事業</p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。</p>	<p>(2) 地方公共団体への助成事業</p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行うとともに、ICTを活用した事業展開等について助成事業を実施する地方公共団体に情報提供を行う。</p> <p>① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施</p> <p>ソフト3事業参加者数(前中期目標期間実績:152,223人/年)</p> <p>事務指導実施件数(前中期目標期間実績:平均7.75件/年)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>※助成事業等の対象地域は、公害健康被害の補償等に関する法律の旧第一種地域 41 地域とこれに準ずる地域として定められた6地域の計47地域(市町村合併により現在は46地域)。</p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施</p> <p>(a1) ソフト3事業参加者数 99,134 人</p> <p>※ソフト3事業は、地方公共団体が実施する、地域住民の健康確保に直接つながる健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を指す。</p> <p>専門医等による解説動画等の配信 1,847 再生</p> <p>上記計 延べ 100,981 人</p> <p>(a2) 事務指導実施件数 10 件</p> <p>①事業環境等の変化に対応した事業内容の充実</p> <p>i) 事業環境等の変化の的確な把握のためのアンケート調査</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、近年、地方公共団体が行う事業は中止が相次いでいたことから、地方公共団体に対するフォローアップ及び機構として実施可能な事業の模索のため、令和3年度調査に改良を加えた地方公共団体に対するアンケート調査を実施した。</p> <p>その結果、コロナ禍において、「予防事業を増やしたい又は維持したいが人員不足。」「年代や疾患に応じて、求めら</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定:A</p> <p>令和4年度においては、「地方公共団体への助成事業」を担う呼吸器系疾患の医師や、環境保健部局の地方公共団体職員、コメディカルスタッフ(看護師、保健師等)が、令和3年度を上回る新型コロナウイルス感染症の拡大への対応に忙殺される非常事態が続き、事業の対象である呼吸器系疾患の患者との対面の接触も厳しく制限されたことから、事業の実施は非常に困難な状況にあった。</p> <p>そこで、事業環境等の変化を的確に把握するために、①地方公共団体へのアンケート調査、②患者団体・NPOとの意見交換会及び直接訪問による意見交換により、課題・ニーズを的確に把握した。それを受けて、自主的積極的な創意工夫により、③ICT(情報通信技術)を活かしたコンテンツ動画・副教材の活用による事業展開、④優良取組事例の横展開、⑤ぜん息等の発症予防に直接つながる新たな事業(機構による地方公共団体の伴走支援)メニューの試行、⑥地域の関係者とのネットワークを活用した連携事業のマニュアル化の開始などの内容の充実を迅速に図った。</p> <p>その結果、新型コロナウイルス感染症の拡大の中でも、ソフト3事業(健康相談、健康診査及び機能訓練)の参加者の満足度が、令和3年度の88%に対して、90%(5段階評価の上位2段階までの評価の回答者の割合。)という高い「質」を確保するなど、「事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施」という所期の目標を上回る成果を得られた。</p> <p>また、①パッケージ支援の利用者に人材バンク登録者を紹介、②登録者を対象とした研修会の初開催、③優良事例の横展開などを図った結果、地方公共団体からの新規のパッケージ支援(機構による地方公共団体の伴走支援)の利用希望を、第3期中期目標期間末の平成30年度は7地方公共団体10事業であったのに対し、令和5年度は8団体14事業まで拡大させるなど、「人材バンク等を活用した地方公共団</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

				<p>れている内容や実施方法についてのニーズ調査の支援が欲しい。」等の地方公共団体の課題・ニーズを把握した。</p> <p>また、少なくとも3割以上の地方公共団体が患者会や患者を支援するNPO等と連携した事業の実施に関心・ニーズがあることを把握した。</p> <p>ii) ICTを活用した事業展開の促進</p> <p>従前、対面型で開催していたソフト3事業を、ICTを活用して、オンライン開催と対面開催のハイブリット型で開催するためのパッケージ支援（機構による地方公共団体の伴走支援）を行った。</p> <p>また、中止となったソフト3事業に代わる健康相談・機能訓練の促進のため、令和3年度までに作成した以下のコンテンツの活用を働きかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼吸筋ストレッチ動画及び副教材 （累計 動画再生回数 235,819 回） ・乳児スキンケア動画及び副教材 （累計動画再生回数 44,191 回） ・食物アレルギーに配慮した離乳食の動画コンテンツ及び副教材（動画再生回数 11,972 回） ・専門医及び看護師によるぜん息の自己管理に関する動画（動画再生回数 2,958 回） ・新型コロナワクチンに関する情報提供動画（動画再生回数 24,926 回） <p>iii) 地方公共団体の優良取組事例の横展開</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響下において、感染症対策を講じながら事業を実施している地方公共団体の事例について、令和2年度に作成した事例集を改めて実務者連絡会議の場等で共有することにより、地方公共団体の助成事業の展開の拡大を図った。</p> <p>また、パッケージ支援や人材バンクに関しても、より地方公共団体のニーズに応えられる制度となるよう、実務者連絡会議の場で当該制度を利用した地方公共団体の担当者に実用例を発表いただいた。その結果、令和4年度は3団体4事業で実施したが、令和5年度に向けて8団体14事業のパッケージ支援事業の利用希望があった。</p> <p>こうした地方公共団体による助成事業の積極的な推進を支援した結果、令和5年度要望額としては、令和4年度要</p>	<p>体が行う助成事業への支援の実施」という所期の目標を上回る成果を得られた。</p> <p>以上のことから、自己評価をAとした。</p> <p>具体的には次のとおり。</p> <p>(1) 事業環境等の変化への的確な対応</p> <p>①事業環境等の変化を的確に把握するためのアンケート調査</p> <p>アンケートの回答から「人手不足」「患者ニーズに応える事業」というニーズ等に加え、少なくとも3割以上の地方公共団体が患者会や患者を支援するNPO等と連携した事業の実施に関心があることを把握した。この結果が、下記⑥のパッケージ支援メニューの拡充や、下記⑥の地域の関係者とのネットワークを活用した連携事業のマニュアル化の開始につながった。</p> <p>②ICTを活用した事業展開の促進</p> <p>専門医・人材バンク登録者等の協力を得て、従前、集合・対面型で開催していた健康相談事業・機能訓練事業における講演内容や指導内容を取りまとめた動画・副教材をオンライン講習会や対面型事業活用で活用してもらうよう地方公共団体に呼びかけた。</p> <p>③地方公共団体の優良取組事例の横展開</p> <p>地方公共団体の実務者連絡会議等をオンラインで開催し、新型コロナウイルス感染拡大はしているものの、緊急事態宣言は解除されている時期の集合・対面型の機能訓練（肺年齢測定、呼吸筋ストレッチ体操など）や、オンライン講習会（令和4年度パッケージ支援「専門医による乳幼児の保護者向けアレルギー講習会」「介護支援専門員向け COPD の症状と受診のサポートの講演会」）など、感染症対策を講じながら事業を実施している地方公共団体の事例集の共有及び優良事例の発表を進め、「事業環境等の変化への的確な対応」によるソフト3事業の横展開を加速させた。</p> <p>④患者団体・NPOとの意見交換</p> <p>例年12月に行う10の患者団体・NPOとの意見交換に加え、個々の団体との個別案件の意見交換の機会が必要との要望を受け、令和4年度は、ぜん息等の知識・経験・支援意</p>	
--	--	--	--	--	---	--

				<p>望額に比して約 538 万円の上昇となった。</p> <p>IV) 事業環境等の変化の的確な把握のための患者団体・NPO との意見交換会の開催及び直接訪問による意見交換</p> <p>例年同様に、公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体と、ぜん息・COPD の予防・健康回復のために活動する NPO 法人等との予防事業に関する意見交換会を 12 月に行った。</p> <p>また、令和 4 年度には、機構職員が、関東及び関西に立地する 4 つの患者団体や COPD の予防に取り組む NPO を訪問し、予防事業への要望や意見交換を行った結果、呼吸機能の簡易検査ができる呼気中一酸化窒素濃度 (FeNO) 測定器を用いた新たな事業展開への要望や呼吸リハビリテーションの更なる普及啓発に係る事業展開などの要望を受けた。</p> <p>V) ぜん息等の発症予防等に直接つながるパッケージ支援メニューの拡充</p> <p>上記 1) の地方公共団体へのアンケート調査と、上記 IV) の患者団体・NPO との意見交換の結果から、将来的な地方公共団体の人手不足を補いつつ、患者の健康状態の見える化のニーズに応えるインセンティブ効果の高い事業メニューの必要性を把握した。</p> <p>同課題に対して、学会での情報収集や医学的情報の確認を行うことにより、FeNO により身体への負担の少ない最新機材により気道の炎症の度合いを患者に簡易に測定してもらい、呼吸筋ストレッチ対策の動機付けを行うような支援案が、ぜん息等の予防・増悪防止の高い効果が見込まれることを確認した。</p> <p>その上で、地方公共団体の関心・ニーズと、ぜん息等の患者団体の患者を支援したいというシーズをマッチングさせるための試みのひとつとして、「呼気中一酸化窒素濃度 (FeNO) 測定体験会等」を患者団体と協働で実施した (令和 5 年 2 月 16 日)。同体験会の講師には、医師の他に理学療法士や看護師を人材バンクより合計 4 名選定し、機構の研修事業の修了者と患者とが直接交流する場の提供につなげた。</p> <p>同体験会には合計 26 人の患者が参加し、アンケート結果、有効回答者の 91% から、「満足度」について 5 段階評</p>	<p>欲・患者ネットワークに富んだ、関東及び関西の 5 つの患者団体・NPO を個別訪問し、上記①の地方公共団体のニーズも伝えつつ、それぞれの地域における「事業環境等の変化への的確な対応」について、情報・意見交換を行った。</p> <p>患者団体等の「高齢化で苦しむ患者を支援したい」というシーズや、高齢のぜん息患者等が呼吸器への負担の少ない形で気道の炎症度の簡易検査ができる「呼気中一酸化窒素濃度 (FeNO) 測定器」等へのニーズは、下記⑤のパッケージ支援メニューの拡充や、下記⑥の地域の関係者とのネットワークを活用した連携事業のマニュアル化の開始につながった。また、NPO の広報誌を通じた COPD (慢性閉塞性肺疾患) 患者の機構ホームページへの効果的な誘導及び予防行動の促進につながった。</p> <p>⑤ぜん息等の発症予防等に直接つながるパッケージ支援メニューの拡充</p> <p>学会での情報収集や医学的情報の確認を行うことにより、上記①の地方公共団体のニーズと上記④の患者団体・NPO のニーズ・シーズをマッチングする支援案が、ぜん息等の予防・増悪防止の高い効果が見込まれることを確認した。</p> <p>そこで、ぜん息等の要因である気道の炎症の程度を、患者への負担の少ない形で測定する手法で検査を受けた後に、ぜん息等の増悪を防止する呼吸筋ストレッチ体操を学ぶ「呼気中一酸化窒素濃度 (FeNO) 測定体験会」を、人材バンクの登録者の参加も得ながら、患者団体と機構の協働により試行的に実施 (令和 5 年 2 月 16 日) した。</p> <p>体験会の成果を踏まえ、関東及び関西の患者団体からも、地方公共団体が上記事業を企画する際に協働で取り組むことに積極的な声を得たことから、呼気中一酸化窒素濃度 (FeNO) 測定器を 10 機購入し、パッケージ支援メニューに同測定器を活用したぜん息の自己管理支援を追加し、内容の拡充を図った。その結果、令和 5 年度の地方公共団体から機構に対する新規のパッケージ支援としての利用希望が 4 事業寄せられる実績につながった。</p> <p>⑥地域の関係者とのネットワークを活用した連携事業のマニュアル化の開始</p> <p>上記④の患者団体でのニーズを踏まえ、患者団体へ委託</p>	
--	--	--	--	--	---	--

	<p>② 事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図ることで、ソフト3事業について効果的・効率的に実施していく。</p>	<p>② ソフト3事業について効果的・効率的に実施していくため、事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図る。</p>		<p>価で上位2段階までの評価を得るとともに、「定期的なFeNOの測定はこれからの自己管理に役立つ(73%)」「これからも呼吸筋ストレッチを続けていきたい(91%)」と、自分自身の呼吸機能の状態を把握することを通じて、積極的かつ主体的な自己管理(アドヒアランスの向上)を促すことが明らかになった。</p> <p>また、見学した地方公共団体職員からは、「参加した患者達に好評だったので、市や区での実施を積極的に考えたい」との声を得られた。</p> <p>体験会の成果を踏まえ、関東及び関西の他の患者団体・NPOからも、地方公共団体が上記事業を企画する際に協働で取り組むことに積極的な意見を得たことから、呼気中一酸化窒素濃度(FeNO)測定器を10機購入し、パッケージ支援メニューに同測定器を活用したぜん息の自己管理支援を追加し、内容の拡充を図った。</p> <p>VI) 地域の関係者とのネットワークを活用した連携事業のマニュアル化の開始</p> <p>上記V)に加え、優良事例を横展開して地方公共団体の諸課題解決の一助とするため、令和4年度から2年計画で、助成事業の中で地方公共団体と連携している患者団体へ委託し、地域の関係者とのネットワークを活用して事業を効果的に推進するための各主体との協働連携のポイントをまとめたマニュアルの作成を開始した。</p> <p>②事業効果の把握・共有によるソフト3事業の効果的・効率的な実施</p> <p>1) ソフト3事業の参加者に対するアンケート調査の実施</p> <p>ソフト3事業の実施効果の測定・把握のため、助成事業の対象である46地方公共団体における事業参加者に対して、事業の実施後及び2か月後に行うアンケート調査を令和4年度においても実施し、アンケート集計分析システムを活用して分析した結果を地方公共団体へ共有した。</p> <p>調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度においても各種事業参加者の満足度は非常に高く、5段階中上位2位の評価が90.0%。 事業参加後に行動変容の効果があつた参加者は、健康相談事業では92.5%以上、機能訓練事業では86%以上。 	<p>し、患者団体と地域の関係者とのネットワークを活用して予防の取組を効果的に推進するための、各主体との協働連携のポイントをまとめたマニュアルの作成を開始した。</p> <p>(2) 地方公共団体が行う予防事業の支援</p> <p>①予防事業人材バンク登録者の紹介と企画立案の支援</p> <p>令和4年度においても、2つの地方公共団体の2事業について、人材バンクに登録されている専門家の機構からの紹介の依頼を新規に受け、登録者を派遣した(令和4年度パッケージ支援「専門医による乳幼児の保護者向けアレルギー講習会」「介護支援専門員向けCOPDの症状と受診のサポートの講演会」)。</p> <p>また、人材バンクから4名の講師(理学療法士及び看護師)を派遣して試行した、上記(1)⑤の「呼気中一酸化窒素濃度(FeNO)測定体験会」は、新たなパッケージ支援メニューの追加につながった。</p> <p>②人材バンク登録者への講習会の実施</p> <p>令和4年度の新たな取組として、人材バンク登録者の活躍の場を増やすとともに、登録者の状況確認と知識の向上、予防事業に対する理解促進等を図るため、人材バンク登録者の中でも地方公共団体からの講師派遣ニーズの高い理学療法士を対象とするオンライン講習会を実施し、オンラインによる呼吸筋ストレッチ体操の効果的な実施方法の提供や参加者同士の意見交換を行った(12月9日、参加者27名)。参加者へのアンケートの結果、参加者の96%から「有意義であつた」との回答を得た。</p> <p>③パッケージ支援による企画立案の支援</p> <p>対面型で開催していたソフト3事業を、オンライン開催と対面開催のハイブリット型で開催するなどのパッケージ支援を、3地方公共団体の4事業(「肺年齢測定会」「COPD予防の講演会及びストレッチ体操教室」「専門医による乳幼児の保護者向けアレルギー講習会」「介護支援専門員向けCOPDの症状と受診のサポートの講演会」)に対して行った。</p> <p>④人材バンクの登録者と地方公共団体への活動事例などの</p>	
--	---	--	--	---	---	--

<p>(B)人材バンク等を活用した地方公共団体の助成事業への支援の実施</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1)人材バンクを活用した支援実施状況</p>	<p>(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体の助成事業を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 予防事業人材バンクの登録者の協力を得ながら地方公共団体と調整を図り、事業ノウハウと企画立案の支援を行うことで、ソフト3事業の内容の充実を図る。</p>	<p>(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体の助成事業を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 予防事業人材バンク登録者の紹介と企画立案の支援を行う。</p>	<p>人材バンク等を活用した地方公共団体の助成事業への支援の実施</p> <p>人材バンクを活用した支援実施状況</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査事業により、知識普及の効果あった参加者は78%。 機能訓練事業のうち運動訓練教室については、参加者の53%から症状が改善との回答。水泳教室については、2か月後に参加者の44%からQOLが向上したとの回答。 <p>令和5年度以降は、アンケート調査を効率的に実施し、アンケート結果をより効果的に活用するため、オンラインによる事業の場合にはクラウド化を進めるなどの検討を行っていく。</p> <p>(資料編 P15_予防5 令和4年度 ソフト3事業等実施状況)</p> <p>(資料編 P16_予防6 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査及び事業改善に向けた検討状況)</p> <p>(資料編 P17_予防7 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告―抜粋― (令和4年度本格調査結果―中間報告―))</p> <p>(B) 人材バンク・パッケージ支援を活用した地方公共団体の行う予防事業の支援</p> <p>①予防事業人材バンク登録者の紹介と企画立案の支援</p> <p>i) 予防事業人材バンク登録者の紹介</p> <p>上記(A)①iii)のとおり、地方公共団体担当者との実務者連絡会議やヒアリングの場などを通じて、パッケージ支援及び人材バンクについて丁寧に説明してきた結果、新型コロナウイルスの感染拡大のあった令和4年度においても、2つの地方公共団体の2事業について、人材バンクに登録されている専門家の機構からの紹介の依頼を新規に受け、登録者を派遣した。</p> <p>ii) 人材バンクを活用したパッケージ支援</p> <p>対面型で開催していたソフト3事業を、オンライン開催と対面開催のハイブリット型で開催するなどのパッケージ支援</p>	<p>情報共有</p> <p>地方公共団体担当者との実務者連絡会議やヒアリングの場などを通じて、パッケージ支援や人材バンク制度を利用した地方公共団体の担当者から実用例の発表を行うなどした結果、令和5年度の地方公共団体からの新規のパッケージ支援の利用希望は、8団体14事業まで拡大した。利用希望内容には、上記(1)⑤で開発した「FeNO測定後に医師診察及び保健指導」や、実務者連絡会議で紹介した「肺年齢測定」「COPD予防の講演会」「呼吸筋ストレッチ体操教室」などが含まれている。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の人員不足等の課題に対応するため、患者団体など多様なステークホルダーとの連携を一層進め、地域住民のニーズに応じた事業を行う。 	
---	---	---	---	--	---	--

	<p>② 地方公共団体自らが継続して予防事業人材バンクを活用して事業展開できるよう、人材バンクの登録者にアンケートを行い活動状況を取りまとめ、登録者、地方公共団体等で情報の共有化を図る。</p>	<p>② 予防事業人材バンクの登録者と地方公共団体に活動事例などの情報の共有化を図る。</p>	<p>による事業実施は4地方公共団体6事業の実施希望があったが、一部は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、実施に至ったのは3地方公共団体4事業であった。</p> <p>上記(A)①V)の「呼気中一酸化窒素濃度(FeNO)測定体験会等」を患者団体と協働で実施した際にも、人材バンクから4名の講師(理学療法士及び看護師)を派遣し、活躍の場を提供した。</p> <p>人材バンクの登録継続の意向及び1年間の活動状況の確認を踏まえリストを更新した結果、登録者数は、182人(小児向け:49人、成人向け:133人)となった。</p> <p>②予防事業人材バンクの登録者と地方公共団体への活動事例などの情報共有</p> <p>i) 予防事業人材バンク登録者の活用事例の情報共有</p> <p>上記(A)①iii)のとおり、地方公共団体の実務者連絡会議の場を活用して、パッケージ支援や人材バンク制度を利用した地方公共団体の担当者から実用例の発表を行った。</p> <p>ii) 人材バンク登録者への講習会の実施</p> <p>令和4年度の新たな取組として、人材バンク登録者の活躍の場を増やすとともに、登録者の状況確認と知識の向上、予防事業に対する理解促進等を図るため、人材バンク登録者の中でも地方公共団体からの講師派遣ニーズの高い理学療法士を対象とするオンライン講習会を実施し、オンラインによる呼吸筋ストレッチ体操の効果的な実施方法の提供や参加者同士の意見交換を行った(12月9日、参加者27名)。</p> <p>参加者へのアンケートの結果、参加者の96%から「有意義であった」との回答を得たほか、参加者の100%から、予防事業と人材バンクの概要について理解した旨の回答が得られた。</p>		
--	---	---	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-3	公害健康被害予防基金の運用等		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の予防等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防）

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
（関連した指標）													
安全で有利な運用等により確保した事業財源額	—	第3期中期目標期間実績：平均925百万円/年	701百万円 （※22百万円）	696百万円 （※24百万円）	716百万円 （※35百万円）	732百万円 （※51百万円）		予算額（千円）	770,100	761,640	761,924	825,604	
								決算額（千円）	638,367	589,583	583,295	671,349	
								経常費用（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	
								経常利益（千円）	△32,080	47,614	98,978	66,995	
								行政コスト（千円）	659,579	599,938	576,576	665,576	
								従事人員数	16	16	16	16	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※当初の中期計画予算（令和元～5年度の合計額）に対し、各年度末時点で算出した中期計画予算（令和元～5年度の合計額）の増額値

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(3) 公害健康被害 予防基金の運用等</p> <p><評価指標></p> <p>(A) 事業に必要な財 源の確保と事業の重 点化</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) 安全で有利な運 用等により確保した 事業財源額(前中期 目標期間実績:平均 925 百万円/年)</p>	<p>(3) 公害健康被害予 防基金の運用等</p> <p>(A) 事業財源の確保 及び効果的・効率的な 事業実施に向け、以下 の取組を行う。</p> <p>① 市場等の動向を注 視し、機構の運用方針 に基づく安全で有利 な運用を行うとともに 、補助金・積立金を 活用し事業財源の確 保を図る。</p> <p>② 限られた財源を有 効に活用するため、ぜ ん息等の発症予防及 び健康回復への寄与 度が高い事業に重点 化を図る。</p>	<p>(3) 公害健康被害予防 基金の運用等</p> <p>(A) 予防事業の実施に あたり、以下の取組を通 じ事業財源の確保を図 り、効果的・効率的に事 業を実施する。</p> <p>① 公害健康被害予防基 金について、市場等の動 向を注視し、運用方針に 基づく安全で有利な運 用を最優先に、環境負荷 の低減その他社会的課 題の解決等の基準のほ か、償還時期の平準化を 考慮した運用を行うと ともに、自立支援型公害 健康被害予防事業補助 金、前中期目標期間から 繰り越された目的積立 金の取崩しにより事業 財源の安定的な確保を 図る。</p> <p>② 予防基金の運用収入 の減少傾向が続くため、 前中期目標期間でとり まとめた「第4期中期計 画における公害健康被 害予防事業に関する基 本方針」に則り、ソフト 3事業について、引き続</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>事業に必要な財源の確保と 事業の重点化</p> <p>安全で有利な運用等により 確保した事業財源額(前中 期目標期間実績:平均 925 百万円/年)</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A)事業財源の確保及び効果的・効率的な事業の実施</p> <p>① 公害健康被害予防基金の運用等による事業財源の安定的な確保</p> <p>・運用方針に基づき安全な運用に努めつつ、環境負荷の低減または社会的課題の解決等に資する債券(社債)の取得や、中・長期の債券の取得による償還時期の平準化に留意し、令和4年度の償還財源計41億円(社債及び地方債等)の効果的な運用を行ったことにより、当初の中期計画予算(令和元年度から令和5年度までの合計)2,424百万円に対し、運用収入の改善を図った(令和4年度末時点での中期計画予算合計額:2,474百万円。51百万円の増)。</p> <p>・このうち予防基金として、令和3年度に引き続きグリーンボンドを購入(3億円)するとともに、初めてソーシャルボンド(樹木形成やごみのリサイクルへの活用用途等が目的)を購入(6億円)した。</p> <p>(計41億円の債券(社債及び地方債)を取得。)</p> <p>※令和4年度取得債券の平均利回り:1.16%(令和3年度取得債券の平均利回り:1.13%)</p> <p>(資料編 P19_予防8 公害健康被害予防基金債券運用状況)</p> <p>② ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業への重点化</p> <p>・地方公共団体が実施するソフト3事業を中心に事業実施を進め、新型コロナウイルス感染拡大の中にあっても予防事業を着実・継続的に実施するため、オンラインによる研修会や地方公共団体へのアンケート調査、環境省及び患者団体等との意見交換を通じて把握したニーズに沿った事業への重点化を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定:A</p> <p>令和4年度においては、ぜん息等を予防する事業のために積み立てられた450億円の公害健康被害予防基金を用いて、①環境問題の予防に資する事業のために発行された債券(グリーンボンド、ソーシャルボンド)を購入するとともに、②債券の運用益等によりぜん息等の予防事業を行う、いわば、二重の予防事業の体系を確立した。</p> <p>その上で、①については、ESGの視点を組み入れた運用と利息確保の両立を、着実かつ適正に達成するとともに、②については、運用益等を活用した予防事業の実施に当たり、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度の高い事業への重点化を実現したことから、自己評価をAとした。</p> <p>具体的には、次のとおり。</p> <p>(1) ESGの視点を組み入れた運用と、利息確保の両立</p> <p>予防事業部においては、公害健康被害予防基金の運用益及び自立支援型公害健康被害予防事業補助金を用いて事業を実施するため、従前は、基金の運用に当たっては利率の高い債券を購入することにより、事業財源の安定的な確保を図ってきた。</p> <p>こうした中、令和元年度に、ERCAの経営理念(環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出と保全に努める。)に照らして、公的機関としての責務を考慮して、環境に配慮した債券購入の方針を自主的積極的に打ち出し、ERCA全体の運用方針の改正へとつなげてきた。</p> <p>一般的に、環境等に配慮した債券は利率が低くなるが、令和4年度においては、新たな債権の購入に当たっては、利率だけを優先するのではなく、ERCAの運用方針に基づき、全て、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券(以下「環境等に配慮した債券」という。)を積極的に取得することとした。</p> <p>具体的には、環境負荷が相対的に低いと判断される債券の購入に加え、令和3年度に引き続きグリーンボンドを購入(3億円)するとともに、予防基金として初めてソーシャルボンド(樹木形成やごみのリサイクルへの活用用途等が目的)を購入(6億円)した。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

			<p>き地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。</p>		<p>(資料編 P20_予防9 意見交換を実施した団体)</p>	<p>そして、以上のような運用利率と環境配慮の両面を踏まえた着実な運用の結果として、収入予算のうち収入の6割強を占める予防基金の運用収入(中期計画予算:年平均1.08%)を51百万円上回る2,474百万円(102.1%増)を確保することができた。</p> <p>(2)予防事業の重点化</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により地方公共団体が担う予防事業が中止・縮小される中、予防事業を着実・継続的に実施するため、COPDの普及啓発やオンラインによる講演会、呼吸筋ストレッチ教室の実施、地方公共団体のニーズと患者団体等のシーズをマッチングした新たなパッケージ支援メニューの開発など、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業への重点化に積極的に取り組んだ。</p> <p><課題と対応></p> <p>○ 市中金利の低下が引き続き想定されることから、運用機会を逃すことがないよう債券の償還時期の平準化に留意しつつ、市場の状況や金利の優位性を勘案して、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした、より利回りが確保できる債券を積極的に購入していく。</p> <p>また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を確保し、効果的・効率的に活用していくなど、引き続き安定的な財源確保を図っていく。</p>	
--	--	--	--	--	----------------------------------	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-1	助成事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	<難易度：高>活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-3. 環境パートナーシップの形成

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
〈評価指標〉								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	
助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率	第4期中期目標期間中に90%以上に90%以上	第3期中期目標期間実績：最高値 86.2%	81.1% ※(87.7%)	79.3% ※(87.3%)	78.8% ※(96.7%)	80.0% ※(96.3%)		決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	
助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価	(10点満点中)平均7.5点以上	第3期中期目標期間実績：平均6.7点	7.8点	7.8点	7.9点	7.8点		経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	
〈関連した指標〉								経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	
外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合	—	第3期中期目標期間実績：平均88.0%	96.2%	97.0%	96.2%	96.4%		行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	
人材育成と定着を図る助成件数の割合	—	複数年計画の新規採択案件の16.8%	23.3%	19.0%	22.2%	20.5%		従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	
交付決定処理期間	—	第3期中期目標期間実績：平均26.8日	27日	25日	25日	25日							
支払処理期間	—	第3期中期目標期間実績：平均	24.8日	26.0日	23.6日	22.8日							

※()の数値は、活動継続の実態を把握するため、「活動が他団体で継続している」と回答した団体を含め、「活動の目的を達成したため、活動を継続していない」と回答した団体と「新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に活動を休止している」と回答した団体を母数から除いて整理し、本来継続されるべき活動に係る継続率を算出。

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 助成事業</p> <p><評価指標></p> <p>(A)助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に90%以上(前中期目標期間実績：最高値86.2%)</p> <p><定量的な目標水準の考え方></p> <p>(a)本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができなかった高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の2年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。</p>	<p>(1) 助成事業</p> <p>(A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90%以上(前中期目標期間実績：最高値86.2%)となることを目指し、以下の取組を行う。</p>	<p>(1) 助成事業</p> <p>(A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90%以上(前中期目標期間実績：最高値86.2%)となることを目指す。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に90%以上(前中期目標期間実績：最高値86.2%)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A)助成による支援を行った活動の継続性の確保</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大を踏まえて組織強化支援の充実等に取り組んだことで、厳しい状況下でありながら令和2年度に助成終了した団体における、終了後1年以上経過した実質的な活動継続率は96.3%と高い活動継続率を確保し、また令和3年度に最終年度を迎えた助成団体の活動の事後評価は7.8点(目標値7.5点)を獲得した。さらに、電子化を推進し、申請者の負担軽減、事務の効率化に取り組み、業務のDX推進の基盤を構築した。</p> <p>以上のことから自己評価をAとした。</p> <p>根拠の詳細は以下のとおり。</p> <p>○助成終了後の実質的な活動継続率：高い継続率を確保</p> <p>助成活動終了後1年以上経過した時点での活動継続率の目標は、第4期目標期間中に達成すべきチャレンジな目標値(90%)で直ちに達成が困難であるが、助成期間中及び助成終了後において新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出され、助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曾有の厳しい状況下であったにもかかわらず、新型コロナウ</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

					<p>イルス感染拡大以前と同水準を維持し、持続的に形を変えて活動を継続している実質的な活動継続率においては高い活動継続率を確保した。令和元年度より実施している団体への支援の強化が着実に成果に繋がり、第4期中期計画中に活動継続率のチャレンジングな目標を達成するための着実な成果を出すことができた。</p> <p>○事後評価：目標を上回る評価を獲得</p> <p>令和元年度より、助成団体への支援を強化するため、中間コンサルテーションや毎年度活動終了時の助言、指導を充実させるなどの取組を推進している。</p> <p>中間コンサルテーションにおいてはオンラインの利点を活用して評価専門委員等が助成団体の代表者だけでなく、活動現場の従事者にも直接助言・指導を行うとともに、活動計画に確実に反映する振り返りシートの作成や毎年度終了時に基金担当者が活動状況をモニタリングし、今後の課題やそれに対する対応等を整理する「担当者モニタリング」など助成団体の活動支援を強化してきた。</p> <p>これらの取組が着実に成果に繋がり、3年間の活動期間のうち2年間で新型コロナウイルス感染症の拡大による移動の自粛など活動の制限が大きかった状況下において目標を上回る評価を得た。</p> <p>○効果的な助成の実施、事務の効率化と利便性の向上</p> <p>2023年度助成金要望の実施にあたっては、要望の少ない地域の実態把握や各地域ニーズを踏まえて説明会において交流会を開催するなど</p>
--	--	--	--	--	--

	<p>① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成の要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサーの配置や機構職員の能力の向上などにより、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援型の体制整備を行う。</p>	<p>① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成要件の見直しを図りつつ、助成事業アドバイザーの活用や、機構職員の能力の向上により、高度な専門性を持って進捗管理等を行う寄り添い支援の充実をはかる。</p>		<p>①助成案件の質の向上に資する体制等の整備</p> <p>助成期間を通じて助成対象活動の下支えができるよう、新規助成の全案件(67件)について、地球環境基金担当職員(以下「基金担当者」という。)と助成事業アドバイザーとの間で、各助成先団体の交付申請書における活動目標や計画の妥当性、新型コロナウイルス感染拡大の影響等の確認を行った(5月)。</p> <p>基金担当者は、この結果を踏まえ、年間を通じて引き続き助成事業アドバイザーの助言を受けるなどしながら、助成対象活動のモニタリングや支援に取り組んだ。</p> <p>また、令和5年度に地球環境基金が創設30周年を迎える節目の機会に、20周年の事業見直し後の取組を振り返るとともに、地域のNGO・NPO等による環境保全活動の現状や新たなニーズを踏まえた今後の事業実施方針等を策定するため、令和4年度は下記の取組を実施した。</p> <p>ア. ワーキンググループの設置等に係る検討 イ. 基礎データの整理・集約</p>	<p>NPOの掘り起こしや活性化を図り効果的に助成した。また「地球環境基金助成金申請システム」によるオンライン手続を実装し、申請者の事務負担軽減を図った。</p> <p><課題と対応></p> <p>○近年の多様化・複雑化する環境問題の解決に向けて、2023年に創設30周年を迎える地球環境基金におけるこれまでの助成事業の成果や効果を振り返り替えるとともに、NGO・NPO等を取り巻く環境や社会の大きな変化に応じた、新たな助成スキームの方針を取りまとめる。</p> <p>○助成先団体の状況を踏まえ、引き続きNGO・NPOの喫緊の課題である組織基盤強化に資する取組を推進する。</p> <p>○2023年度助成金の要望書受付から導入した助成金申請システムについて、要望後の手続(交付申請等)にも順次導入し、効率化を図ることで業務のDX化を推進する。</p>	
--	---	--	--	--	--	--

② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続や活動の自立につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行う。

③ 助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立に必要な情報提供等の支援を行う。

② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を行う。

③ 助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立に必要な情報提供等の支援を行う。

ウ. ステークホルダーミーティングの実施※

※詳細は振興事業の項参照

②研修や情報提供による助成団体への支援

全国8か所の環境省地方環境パートナーシップオフィス(EPO)と連携し、助成先団体による活動事例紹介(セミナー)や意見交換会などの情報提供プログラムを組み入れた助成金説明会を全国8か所で実施し、延べ157人の参加を得た。(10~11月)

利用者の年齢構成や実名性など各SNSの特徴等を踏まえ、新たにFacebookアカウントを立ち上げ、助成先となるNGO・NPOと当基金、NGO・NPO同士のネットワークづくりに重点を置いた情報発信(活動事例の紹介や助成金情報の発信など)を開始した(7月)。新規開設したFacebookの投稿数105件、フォロワー数185人となった。

③助成終了後の活動調査及び結果の活用

i) フォローアップ調査の実施

平成30年度から令和2年度まで3年間継続して助成を受けた団体を対象に、助成終了後の活動状況に関するフォローアップ調査を実施した。(5~6月)

調査対象30団体(回収率100%)のうち、助成終了後1年以上経過した時点で「自団体で継続している」と回答した団体が24団体(80.0%)、「他団体で継続している」と回答した団体が2団体(6.7%)であり、活動がその後も形を変えて「継続している」のは30団体中26団体(86.4%)であった。

また、継続の実態を把握するため、「活動の目的を達成した」ため「活動を継続していない」と回答した1件と、一時的な休止状態にあり「新型コロナウイルス感染拡大の影響による活動休止」と回答した2件を母数から除いて整理すると、本来継続されるべき活動の9割超、96.3%(26団体/27団体)が継続していることが分かった。

ii) 調査結果の活用等

上記i)の調査結果をもとに、助成終了後の自立や継続性の観点から特に優秀と認められる活動を3件抽出し、フォローアップ実地調査を行った(8~9月)。

実地調査の結果、優良な事例であることが確認できた活動について、助成終了後の自立や継続性の観点からどのような工夫をしてきたかなどをまとめ、助成中の他の団体に有益な情報(ベストプラクティス)として「2021年度地球環境基金

(B) 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）
 <定量的な目標水準の考え方>
 (b)各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。

(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、各年度の助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となるよう、以下の取組を行う。

① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。

② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。

(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して確実に実施され、助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上(前中期目標期間実績：平均 6.7 点) となることを目指す。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。

① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。

② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。

助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10点満点中)平均 7.5 点以上
 （前中期目標期間実績：平均 6.7 点）

レポート」をホームページに公表した（10月）。

（資料編 P21_地球1 助成事業に関するフォローアップ調査結果（2022年度））

(B) 助成による支援を行った活動の質の向上

①助成活動の進捗状況の確認

i) 基金担当者によるモニタリング

令和4年度は、助成開始から1年以上が経過した活動 108件を対象として、令和3年度の活動報告や当年度の交付申請書等をもとにモニタリングを行い、評価専門委員と共有した。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により現地確認が困難な時期もあったが、Web 会議システムの併用などにより適宜進捗状況の確認等を行った（通年）。

②評価の実施

■助成事業スケジュール（3年計画の場合）



i) 事前目標共有

2022年度助成金における新規採択67件を対象に、全件実施した(4~5月)。

内定決定(令和4年3月25日)後の約1か月間で、基金担当者と助成専門委員会審査分科会委員が目標設定や計画内容について改めて確認を行い、各内定団体に活動の目標や計画の改善等について個別面談(オンライン)を行った。ここでの改善点を交付申請書の計画等に反映することで、助成活動の質の向上につなげた。

ii) 中間コンサルテーション

活動計画3年以上の2年目を迎えた44件のうち、LOVE BLUE助成を除く計40件(つづける助成6件、ひろげる助成30件、フロントランナー助成2件、プラットフォーム助成2件)を対象に、中間コンサルテーションをオンラインで実施した(9~10月)。

iii) 事後評価(書面評価)

令和3年度に3年間の活動を終了した67件のうち、LOVE BLUE助成を除く計65件(つづける助成13件、ひろげる助成49件、フロントランナー助成1件、復興支援助成2件)を対象に事後評価を実施した(6~7月)。この65件中、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応として、令和2年度から助成期間を1年延長した活動が15件である。

事後評価は評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性の観点から、活動実績報告書等をもとに評価し、20点満点中平均15.6点(10点満点換算で7.8点)となった。

評価結果は、ホームページに公表するとともに対象団体に対して個別にフィードバックした(9月)。

(資料編 P42_地球2 2022年度事後評価(書面評価)結果)

iv) 継続評価

継続評価は、フロントランナー助成3年目の団体について、4・5年目の助成継続の可否を判断するために活動状況等を確認するものだが、令和4年度は該当がなかった。

v) 実地調査

令和3年度に3年間の活動を終了した団体から、事後評価(書面評価)の得点の上位(3件)、中位(2件)、下位(1

③ 助成活動の評価内容については、次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みをつくることで、より活動のステップアップを図れる助成制度を構築する。

③ 助成活動の評価内容については、評価要領の見直しなど次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みづくりを具体的に整備し、より活動のステップアップを図ることができる助成制度の構築を目指す。

件) の計 6 件を現地調査の対象として評価専門委員会で選定した。

令和元年度以来 3 年ぶりに対象団体の事務所等を訪問し、ヒアリング調査を行った。書面評価結果の妥当性を確認するとともに、活動の課題や問題点、今後の発展のために必要な事柄等の聴取や改善のためのアドバイス等を行った (11～1 月)。

③活動のステップアップを図れる助成制度の構築

i) 評価専門委員会の実施

年 2 回委員会を開催し、令和 4 年度中に実施する評価の計画や実施方法の検討、実施結果の報告等を行うこととしている。

8 月に第 1 回、2 月に第 2 回の評価専門委員会を開催した。

ii) 評価結果の団体へのフィードバック・振り返り

次年度以降の計画や活動の改善につながるよう、評価専門委員会で確定した事後評価 (書面評価) 結果及び現地調査結果を各助成先団体にフィードバックした。

特に中間コンサルテーションについては、評価専門委員によるアドバイスの内容が令和 5 年度の活動計画に反映されるよう、各団体がコンサルテーション終了後に「振り返りシート」による振り返りを行った (10～11 月)。

iii) 活動報告会の実施

令和 4 年度が助成最終年度の団体による「地球環境基金活動報告会」は、令和 2・3 年度に引き続き、Web 会議システムを活用して各団体の 3 年間の活動状況・成果の発表動画を録画・作成した (1～3 月)。今後、ホームページ及び YouTube で公開予定 (令和 5 年 6 月頃に公開)。

iv) 関係機関との連携強化

全国 8 か所の環境省地方環境パートナーシップオフィス (EPO) との連携協定の下、各地域での助成金説明会を実施し、地球環境基金が支援すべき地域ニーズの掘り起こし等を行った (10 月～11 月)。

さらに、エコネット近畿、きたネット、地域の未来・志援センターが主催する「助成サミット」に参加し、他の環境助

成財団等と情報交換・意見交換を行った（9・10・12・2月の年4回開催）。

また、環境省各担当課室（地方環境事務所含む）に2023年度助成金要望内容を共有するとともに、最新の環境行政の動向やNPOが行う環境活動へのニーズ等を収集し、助成金内定審査に反映した。

(C) 環境保全に関する情勢を踏まえた効果的な助成の実施

① 重点配慮事項に対応した活動の採択と情勢に応じた助成メニューの設定

i) 助成対象について

令和4年度は175件、総額582百万円の助成金交付決定を行った（6月）。その内訳は、イ案件（国内の団体が開発途上地域で活動するもの）が26件総額112百万円、ロ案件（海外の団体が開発途上地域で活動するもの）が13件総額46百万円、ハ案件（国内の団体が国内で活動するもの）が136件総額423百万円であった。

下表のとおり、期末の確定額は175件、546百万円となった。

<助成金交付状況> (単位：件、百万円)

助成メニュー	令和4年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額
はじめる	3	4	10 (0)	18 (0)
つづける	30	63	32 (2)	59 (2)
ひろげる	113	394	109 (13)	355 (17)
フロントランナー	6	36	5 (1)	29 (3)
プラットフォーム	4	19	3 (0)	15 (0)
復興支援	4	11	6 (0)	19 (0)
特別	3	4	4 (0)	11 (0)
LOVE BLUE	12	12	11	12

(C) 助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上

<関連した指標>

(c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%）

(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、以下の取組を行う。

① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応した助成案件の採択や特別助成等のメニューを適宜設定する。

(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行うことができるよう、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。

①外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応するよう、助成案件を採択する。また、国内及び国際的な環境保全に関する情勢に応じて、民間団体が行う環境保全活動を支援できるよう、特別助成等のメニューを適宜設定する。

助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上

外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%）

			(0)	(0)
計	175	546	180 (16)	521 (23)

※単位未満切り捨て、確定（決算）ベース

※令和3年度の下段カッコ内の数は、令和2年度からの繰越分で上段の数値の外数

ii) 助成対象の重点化

令和4年度交付決定 175 件（国内案件：136 件、海外案件：39 件）のうち、重点配慮事項の対象活動は 173 件（98.9%）であった。

（資料編 P47_地球3 2022 年度助成金分野別件数内訳）

（資料編 P49_地球4 地球環境基金助成金の推移）

iii) 令和5年度助成活動の採択

ア 募集案内決定

第1回助成専門委員会（8月）において、国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項等を含む「2023 年度助成金募集案内」を決定し、令和4年9月30日に公表した。

2023 年度助成金審査方針の重点配慮事項として、2025 年大阪・関西万博に関連する活動を新たに追加した。

また、助成メニューとして、地域循環共生圏のビジョンや体制づくりなど準備段階の活動に対する「特別助成」を継続するとともに、予定どおり 2022 年度助成をもって「復興支援助成」を終了した。（災害復興支援や防災・減災などの活動は、各メニューから活動分野「復興支援等」を選択して応募。）

助成の対象となる経費については、都道府県別の最低賃金の引上げ等に鑑み、アルバイト賃金の助成上限額の見直しを行うなど利便性の向上を図った。

企業協働プロジェクトに対する（一社）日本釣用品工業会からの寄付の増額見込みに伴い、LOVE BLUE 助成についても総額 1,800 万円を予定（令和4年度の交付決定額は 1,390 万円）しており、全国の「海の家」や UMI 協議会参加団体へチラシを送付するなど、助成金募集に係る広報を強化した。

また、新たに開設した Facebook アカウント（上記 (A) ②）を活用し、助成金募集時期に当たる 10 月 17 日から 11 月 16 日までの間、Facebook バナー広告を実施し、5,874 件のクリック数を得た。また、要望書提出時のアンケートでは、289 件中 16 件（5.5%）が Facebook 広告で当助成金を知ったと回答している。この広告掲載に当たっては、当機構ウェブサイ

トに新たに「ランディングページ」を設け、閲覧者が助成金のみならず地球環境基金の各情報にアクセスしやすい工夫した。

(資料編 P50_地球5 2023年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項)

イ 助成金説明会の開催

2023年度助成金の募集に当たり、ERCA（地球環境基金）主催の説明会を8回（10～11月）、セブン-イレブン記念財団等のNGO・NPO支援団体との合同説明会を1回（9月）実施し、周知を図った。これらの説明会は会場参集型のほか、オンラインやハイブリッド（オンラインと参集型の組合せ）でも行い、オンライン活用のは、全国の環境NGO・NPOが所在地や活動地を問わずどの地域の説明会にも参加できるものとなった。

ERCA主催の説明会は、助成金の効果的な活用につながるよう、EPOとの連携・協力の下、各地域の特性を踏まえたテーマやプログラムを設定し、多くの会場で各地域を拠点に活動している助成先団体による活動事例紹介（セミナー）を併せて実施し、延べ157人が参加した。（10～11月）

ウ オンライン個別相談会の開催

令和3年度に引き続き、助成金応募を検討している団体を対象としたオンライン個別相談会を計5日間にわたって開催し、機構職員が計22件の相談に対応した（10～11月）。

エ 助成金要望の少ない地域の環境NPOの活動状況調査

過去3年間助成金要望の無かった青森県、群馬県の環境NPOの活動状況を把握するため、地方公共団体や中間支援組織を訪問し、地域の環境NPOの活動実態をヒアリングした。

オ 応募状況と内定

令和4年11月10日から12月1日までの間、新たに導入する「地球環境基金助成金申請システム」により2023年度助成金の要望書受付を行った。

289件（イ案件：34件、ロ案件：18件、ハ案件：237件）の応募を受け、令和5年2月に第2回助成専門委員会を開催し、2023年度助成金採択案を決定し、令和5年3月に開催した運営委員会に諮り、162件の助成金交付を内定した。

<令和5年度助成活動の応募・内定状況>

(単位：件)

助成メニュー	応募	内定 (うち新規)
はじめる	29	7 (7)
つづける	53	22 (5)
ひろげる	162	107 (35)
フロントランナー	13	6 (1)
プラットフォーム	6	3 (0)
特別(地域循環共生)	5	2 (1)
LOVE BLUE	21	15 (8)
計	289	162 (57)

②複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進

引き続き、複数の課題解決を目指すことの意識の定着と実行を推進するため、SDGsのどのゴール・ターゲットに該当するかを選択・記入する様式によって、助成金要望及び交付申請の手続を実施した。

③人材の育成と定着を図る助成方法の検討

i) 若手プロジェクトリーダー育成支援助成

令和4年度助成先団体から新たに9期生として9名を採択した(応募18名)。これは3年以上計画の対象メニュー新規案件(44件)の20.5%を占めている。

(D) 助成金を受ける団体の利便性の向上

①会計事務等に関する指導等の実施

i) 内定団体に対する会計事務等の説明・指導の実施

令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大状況

② 助成事業を通じて、SDGsの考え方の活用により複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。

③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、前期より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の交付を伴う助成について検討、導入する。

(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。

① 助成を受ける民間団体を対象とした会計事務等に関する説

② 助成活動のSDGsのゴール等について交付申請書で確認し取りまとめるなどにより、複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。

③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の効果的な交付方法について検討する。

(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。

① 助成を受ける団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催

人材育成と定着を図る助成件数の割合(複数年計画の新規採択案件の16.8%)

事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上

(c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合(複数年計画の新規採択案件の16.8%)

(D) 事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上

<p><関連した指標> (d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均 26.8 日）</p>	<p>明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず 1 回は実施する。</p> <p>② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を 4 週間（28 日）以内として速やかな手続に努める。</p> <p>③ 助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1 件当たりの平均処理期間を 4 週間（28 日）以内とする。</p>	<p>し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず 1 回は実施する。</p> <p>② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を 4 週間（28 日）以内として速やかな手続に努める。</p> <p>③ 助成金の支給に当たり、厳正な審査を実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1 件当たりの平均処理期間を 4 週間（28 日）以内とする。</p>	<p>交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均 26.8 日）</p>	<p>を踏まえ、説明資料をホームページに掲載し、各助成先団体とのオンライン個別面談やメール等での問合せに対応する方法により実施した（4 月）。</p> <p>ii) 事務所指導調査の実施 令和 3 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響が継続したことから、助成継続 2 年目の 46 団体を対象に「会計自己チェックシート」による会計処理等の状況確認を実施した（7～9 月）。</p> <p>上記の状況確認や活動状況を踏まえ、特に事務所等での確認や指導が必要な 6 団体について、機構職員が団体事務所等に出向いて指導調査を実施した（11～3 月）。</p> <p>②助成金交付申請手続の実施 i) オンライン個別面談の実施等 令和 3 年度に引き続き、助成内定団体との面談はオンラインの活用、電話やメール等の連絡により実施した（4～5 月）。</p> <p>この際、全ての新規採択団体（67 団体）について、オンラインによる「事前目標共有」のための個別面談を実施した。また、継続団体についても活動状況を確認し、令和 4 年度の交付申請手続及び期中の活動に向けたすり合わせを行った。</p> <p>ii) 交付申請手続の実施 令和 4 年度助成金交付申請書の提出を令和 4 年 5 月 16 日に受け付け、6 月 10 日に交付決定を行った。その処理期間は 25 日であった。</p> <p>③事務の効率化と利便性向上の取り組み i) 書類提出の電子化推進 活動実績報告書（4 月）、交付申請書（5 月）、支払申請書（年 4 回）といった書類は電子データ（メール）での提出を受け付けた。</p> <p>また、2023 年度助成金要望手続（11～12 月）から「地球環境基金助成金申請システム」によるオンライン手続を実装した。（2022 年度助成金に関する手続は、引き続きメールでの書類受付により対応した。）</p> <p>ii) 一部概算払いの実施</p>	
--	--	---	--------------------------------------	---	--

<p>(d2) 支払処理期間 (前中期目標期間実績：平均 25.3 日)</p>		<p>④ 「地球環境基金助成金申請システム」を構築・稼働させ、助成金の要望や支払申請の手続をオンライン化し、民間団体の利便性向上や事業の効率化と効果向上を図る。</p>	<p>支払処理期間（前中期目標期間実績：平均 25.3 日）</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> ・年度計画に定められた各</p>	<p>令和3年度に助成を受けていた団体のうち、ア「令和3年度の支払事務が適正に行われている」、イ「活動が概ね計画どおりに行われている」、ウ「活動計画が概算払いの必要性が高い」といった状況を総合的に勘案し、令和4年度は30団体に対して、助成金50%を上限に概算払い（50,050千円）を実施した（7月）。</p> <p>iii) EXCEL マクロファイル利用の推進 助成金支払申請書の利便性を向上させるために EXCEL マクロファイルの利用を推奨し、2022 年度版をホームページに公表した（4月）。令和4年度中のマクロファイル利用率は90.2%であった。</p> <p>iv) 他の助成制度の紹介 環境保全活動を行う NGO・NPO を対象とする国内の民間財団等による助成制度をまとめた冊子の情報を更新し、ホームページにおいても掲載した（9月）。</p> <p>v) 助成金支払申請の速やかな手続の実施 助成金の支払申請に係る事務（年4回）については、厳正かつ迅速な審査に努めた。令和4年度の平均処理日数は22.8日であった。</p> <p>④地球環境基金助成金申請システムの構築等 各種申請データの Web フォーム直接入力、申請に対する結果通知等の双方向の処理、登録情報のデータベース化など、更なる利便性の向上等を図るため、「地球環境基金助成金申請システム」を構築し、2023 年度助成金の要望手続（11～12月）から稼働させた。 要望書受付時のアンケートでは、システムについて約7割が好意的であったが、一部項目が入力しにくい、Excel 形式の方が良かった等の意見も見られたことから、より使いやすいシステムとなるよう改善していく。（とても良い 27.7%、良い 41.2%、普通 23.9%、悪い 4.5%、とても悪い 0.7%、無回答 2.1%）</p>	
--	--	--	--	---	--

			項目が適切に行われているか。			
--	--	--	----------------	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-2	振興事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-3. 環境パートナーシップの形成

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	
ユース世代の活動団体の交流会実施回数	—	第3期中期目標期間実績：平均2回	10回（8地方大会、全国大会、ecocon）	10回（8地方大会、全国大会、ecocon）	10回（8地方大会、全国大会、ecocon）	9回（8地方大会、全国大会）		決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	
ユース世代を対象とした研修実施回数	—	第3期中期目標期間実績：平均4回／年	6回	4回	4回	6回		経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	
研修受講者アンケートによる肯定的評価	—	第3期中期目標期間実績：平均95.4%	98.5%	95.9%	97.7%	98.2%		経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	
								行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(2) 振興事業</p> <p><評価指標></p> <p>(A) 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均2回/年</p>	<p>(2) 振興事業</p> <p>(A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を、地域毎及び全国規模で毎年度2回以上実施する。</p>	<p>(2) 振興事業</p> <p>(A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。</p> <p>① 広く国民の環境活動への積極的な参加を促すため、全国の高校生などユース世代を対象に、相互研鑽や交流を目的とした発表会を地域毎及び全国規模で2回以上開催する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化</p> <p>ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均2回/年）</p>	<p>(A) 環境保全活動を行う人材の創出</p> <p>① 大会の実施</p> <p>i) 全国ユース環境活動発表大会の実施</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、Webサイトに高校生活動動画を掲載して発表する形式とし、高校生が対面での交流を行うことができなかった令和3年度大会を鑑み、全国大会に出場した高校等（4校14名）を対象にフォローアップ研修を実施した（7月）。本研修では、国際会議の傍聴、研究者による講義、参加高校生同士の対面での交流等のプログラムを行った。</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念されるため、令和3年度大会参加の高校に事前ヒアリングを実施し、開催を希望する意見を多数受けたことから、共催する環境省及び国連大学サステイナビリティ高等研究所と協議を重ね、開催を決定した。</p> <p>・地方大会は、感染症対策を十分に講じたうえで、3年ぶりに各地方の会場にて地方大会を実施する形式にて募集を開始した（9月～11月）。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、会場で発表することが困難な団体については、事前に発表を撮影した動画を当日会場で放映し審査するWeb参加の形式での出場を認めた。</p> <p>・令和4年度は108団体（令和3年度実績：90団体）から応募があり、12月に開催する地方大会（審査会）には一次審査を通過した85団体が出場した。うち9団体はWeb参加し、動画で発表するとともに、うち6団体は会場参加者との意見交換を通じた交流等を行った。</p> <p>・審査会及び高校生による投票の結果、令和5年2月に開催</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>NGO・NPOの自立、成長のための喫緊の課題である組織基盤強化及び若手（ユース世代を含む）の人材育成の強化に重点的に取り組むとともに、ステークホルダーミーティングを実施し、多様な地域の各主体との情報交換・意見共有を行った。</p> <p>これらの取組は、地球環境基金が助成金の配分に留まらず、団体の地域活動推進に資する知識やノウハウを提供し、人材育成やネットワーク構築など活動の振興に大きく貢献するもので、令和元年度より強化している寄り添い支援を体現するものとして大きな意義のある成果である。</p> <p>以上のことから自己評定をAとした。</p> <p>根拠の詳細は以下のとおり。</p> <p>○助成団体の組織基盤強化に向けた研修等による支援</p> <p>令和3年度に実施した助成先団体に対する「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」において明らかになった「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の自立、成長のための重要な課題に取り組むための支援として、令和3年度の組織基盤研修に引き続き、団体のニーズを踏まえて新たに、協力・協働による地域づくり研修（2回）を企画し、機構自ら運営して実施した。多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、より幅広い層が協力・協働に対して関心や理解を持つことがその実現への第一</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

(a2) ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均4回/年）

② 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした研修を、地域毎に毎年度4回以上実施する。

② 全国の高校生などユース世代を対象とした研修を、民間団体、企業、自治体等と連携して4回以上実施する。

ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均4回/年）

②ユース世代を対象とした研修等の実施

新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じたうえで、高校生向けのセミナー及び大学生向けのミーティングを、いずれも会場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式にて7月及び8月に開催した。また、協賛企業の協力を得た高校生向けの企業研修3件は、11月以降に集合型にて開催した。

<高校生・大学生向け研修等の開催状況>

	内容	会場	参加
7月	高校生 SDGs セミナー	仙台市(ハイブリッド*)	14校 43名
8月	大学生 SDGs ミーティング	東京都(ハイブリッド*)	6団体 14名
11月	大学生 SDGs ミーティング	オンライン	3団体 8名
11月	高校生企業 SDGs 研修(タニタ)	東京都	1校 4名
11月	高校生企業環境研修(キリンHD)	神奈川県	1校 5名
1月	高校生企業環境研修(協栄産業)	茨城県	1校 5名

(B) 研修・調査等事業の効果的な実施

する全国大会（審査会）に進出する16団体を決定した。
・全国大会は、審査会と高校生による投票を行い、各賞を決定した。

【環境大臣賞】

宮城県農業高等学校

「#ZEROマイプラ2」

【環境再生保全機構理事長賞】

群馬県立藤岡北高等学校

「小川の未来を考える～地域連携・協働によるヤリタナゴ保護活動～」

(資料編 P53_地球6 第8回全国ユース環境活動発表大会概要)

歩であることから、講師の選定・プログラム立案に加えて、チラシやメール、SNS等を活用した広報にも尽力した。その結果、地球環境基金が行う他の研修・講座とは異なり、環境NGO・NPOだけでなく行政、企業、学生など幅広い層が関心を示し、参加に繋げることができた。

○若手（ユース世代を含む）の人材育成の強化

・助成事業と振興事業の両輪で、助成団体の今後の環境保全活動を牽引する若手プロジェクトリーダーの育成支援研修については予定どおり年3回実施し、将来のリーダーとしての必要な知識技術だけでなく、新型コロナウイルス感染拡大の影響により団体の活動に大きな影響が出ている組織基盤の強化等にも繋がるようプログラムを工夫して実施した。

・将来的に地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成することを目指して、新たに実施した「環境ユースフィールド研修」は今後の助成事業の発展に寄与するなど将来的な成果の創出が期待できる。

・全国ユース環境活動発表大会は、事前ヒアリングにおいて実施を希望する意見が多く寄せられたため、他の主催者と協議し、各会場にて実施する従来の形式としたが、より多くの学校が参加し本事業の活性化に寄与するために、Web参加の形式での出場も認めることとした。応募に当たって各参加校が作成した発表動画は大会ホームページで公開し、全国の高校生等に広く配信することができた。

・これらの研修等の開催に当たって

(B) カリキュラムの見直しや民間団体の

(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上

(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び

カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映によ

<p>ニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施</p>	<p>及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。</p>	<p>効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。</p> <p>① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。</p>	<p>る事業の質的向上及び効果的な実施</p>	<p>① 研修・調査の企画運営</p> <p>i) 若手プロジェクトリーダー研修の実施</p> <p>助成事業において中心的に活動する若手（第7期7名、第8期7名、第9期9名の計23名）に対して、活動の戦略づくりなどプロジェクトを推進するために必要なプログラムに関する研修を実施した。</p> <p>令和4年度は7期生7名が修了した。</p> <p>（資料編_P54_地球7 若手プロジェクトリーダー育成人数の推移）</p> <p>ii) 活動影響調査で把握したニーズに基づく研修</p> <p>令和3年度に行った助成先団体に対する活動影響調査により、「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の課題が明らかになった。令和3年度に行った組織の内側（基盤）強化に係る研修に引き続き、令和4年度は、組織の外側（協働）強化に係る研修として、助成先団体がステークホルダー（NPO・NGO、地域住民、企業および行政）間との協力・協働を進め、多様化・複雑化する地域課題に取り組むための「協力・協働による地域づくり研修」2件を、以下のテーマについて3月に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多様なステークホルダーとの協働」 ・「地域づくりや地域課題の解決に向けた NGO/NPO の役割」 <p>iii) ユース世代の人材育成に資する研修</p> <p>一方、主に学生を中心とした対象者に対し、環境保全活動の取組みを現場で学ぶ機会を経験することで、将来的に地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成することを目指して「環境ユースフィールド研修」を、2022年度SDGs未来都市に選定された熊本県南阿蘇町を研修対象に選定し、実施した。</p> <p>なお、海外派遣研修は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施を見送った。</p>	<p>は、感染症対策を十分に講じたうえで、会場にて実施することとし、会場参加困難な参加者についてはオンライン参加を可能とするハイブリッド参加型形式で実施し、事前準備や参加者へのきめ細かい対応等によって参加者相互の意見交換が円滑に行われるよう工夫して実施することができた。</p> <p>○ステークホルダーミーティングの開催</p> <p>地域課題の解決に向けた新たな取組として、環境分野のステークホルダーに加えて、環境以外の分野で地域課題の解決に取り組んでいる団体・企業等が一堂に会し、現在行っている取組みや将来に向けての課題等についての情報交換・意見共有を行うステークホルダーミーティングを初めて企画・開催した（2回）。本ミーティングを通じて、今後の地域の環境保全活動への支援策の検討に向けて新たな視点や気づきを得ることが出来た。</p> <p><課題と対応></p> <p>○近年の多様化・複雑化する環境問題の解決に向けて、創設30年を迎える地球環境基金におけるこれまでの振興事業の成果や効果を振り返るとともに、NGO・NPO等を取り巻く環境や社会の大きな変化に応じた、新たな人材育成スキームや情報提供方法等の方針を取りまとめる。</p> <p>○研修等の実施にあたっては、対面形式やオンラインの利点を活かしながら、有意義かつ効率的な方法で実施する。</p>
---------------------------------	--	---	-------------------------	---	---

<p><関連した指標> (b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%）</p>	<p>② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を年1回以上継続的に実施する。</p>	<p>② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を1回以上実施する。</p>	<p>研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%）</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。</p>	<p>iv) ステークホルダーミーティングの開催 複雑化する環境問題の解決にはNGO・NPOが地域の各主体と協働して地域課題の解決に取り組むことが必要であることから、環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）及び地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）と連携し、地域のNGO・NPO、中間支援組織、企業、金融機関、環境省地方環境事務所等の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うステークホルダーミーティングを2地域（北海道、九州）で実施した。（3月） （令和4年度の実施結果を踏まえ、今後も地域ごとのミーティングを実施予定。）</p> <p>v) 研修受講者アンケート 実施した研修において、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は、全体で98.2%であった。</p> <p>（資料編 P55_地球8 令和4年度研修・講座実施状況）</p> <p>② SDGs等に関する研修等の実施 ユース世代に対して、(A) ② 「ユース世代を対象とした研修等の実施」で記載した研修等を5回実施した。</p>	<p>○全国ユース環境活動発表大会については、過年度参加者のニーズ等を踏まえつつ、参加しやすく、交流や相互研鑽が図れる方法で実施する。</p>
---	---	--	---	--	---

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-3	地球環境基金の運用等		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第15条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-3. 環境パートナーシップの形成

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	
SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	—	—	ツイッター掲載数：118件、フォロワー数：484人 インスタグラム掲載数：91件、フォロワー数：167人	ツイッター掲載数：145件、フォロワー数：708人 インスタグラム掲載数：129件、フォロワー数：320人	ツイッター掲載数：195件、フォロワー数：1,388人 インスタグラム掲載数：89件、フォロワー数：447人	ツイッター掲載数：162件、フォロワー数：2,036人 インスタグラム掲載数：114件、フォロワー数：569人		決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	
特定寄付金の受け入れ金額	—	第3期中期目標期間実績：平均13,750千円	18,000千円	18,000千円	18,000千円	23,000千円		経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	
基金の運用益	—	第3期中期目標期間実績：平均185百万円	82百万円	88百万円	87百万円	94百万円		経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	
								行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(3) 地球環境基金の運用等</p> <p><評価指標></p> <p>(A) 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) SNS (ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数)</p>	<p>(3) 地球環境基金の運用等</p> <p>(A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。</p> <p>① ホームページ、SNSを通じて積極的な広報・周知を行うとともに、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。</p>	<p>(3) 地球環境基金の運用等</p> <p>(A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。</p> <p>① ホームページ、SNSや各種媒体を通じた積極的な広報・周知を行い、地球環境基金事業の理解促進に努める。また、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めるとともに画像や動画の効果的な発信を強化する。その結果として、助成活動及び個々の団体が行う活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進</p> <p>SNS (ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進及び基金の充実</p> <p>① ホームページ、SNSを通じた積極的な広報・周知、個人や企業等による寄付の確保</p> <p>ア) ホームページを通じた広報</p> <p>助成先団体の活動成果の動画配信、ユース事業、イベント等の告知を行った。子どもたちのための環境学習情報サイト「グリーンフレンズ」では、環境省の子ども向けのサイト「子ども環境省」と相互リンクを行い、子ども向け検索サイト「Yahoo!きっず」にもリンクを行い、普及啓発を行った。</p> <p>イ) SNSを通じた広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ツイッターでは、日常的なエコ活動の身近な発信、助成活動以外にも機構全体のイベント等の発信を行った。ツイッターのキャンペーンと広告を行うことにより、フォロワー数は2,036人(対前年比47%増)となった。 ・インスタグラムでは、助成団体先の活動紹介や来年度の助成団体募集の説明会など投稿した。フォロワー数は569人(対前年比27%増)となった。 ・利用者の年齢構成や実名性など各SNSの特徴等を踏まえ、新たにFacebookアカウントを立ち上げ、助成先となるNGO・NPOと当基金、NGO・NPO同士のネットワークづくりに重点を置いた情報発信(活動事例の紹介や助成金情報の発信など)を開始した(7月)。新規開設したFacebookの投稿数105件、フォロワー数185人となった。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>SNSを通じて積極的に広報展開し、ツイッターフォロワー数は対前年度比47%増、インスタグラムフォロワー数は27%増となるとともに、NGO・NPO同士のネットワークづくりに重点を置いた情報発信を行うため、新たにFacebookを開設し、SNSによる発信を強化した。</p> <p>また、寄付型私募債の発行手数料の一部を寄付する新たな仕組みの運用を開始するとともに、特定寄付金の受け入れ金額が第4中期計画の基準値を大きく上回る(67%増)ことができた。以上のことから、自己評価をAとした。</p> <p>① SNS(ツイッターとインスタグラム)による情報提供を積極的に行い、効果的に広報展開することでフォロワー件数が大きく増加した。</p> <p>また、活動成果の発信やNGO・NPO同士のネットワークづくりのツールとして新たにFacebookを開設した。</p> <p>② 企業が金融機関を通して発行する寄付型私募債の発行手数料の一部をSDGsの取り組みに寄付する場合、地球環境基金を指定してもらうよう金融機関への呼びかけを行い、新たな寄付の獲得を得ることができた。多様な寄付方法の取組は独法評価委員会にて独立行政法人の寄付拡大へ向けたグッドプラクティスとして取り上げられた。</p> <p>③ 企業協働プロジェクトへの特定寄付においては、事業の意義や活動の成果を理解していただくことで、令和3年度より5,000千円増の23,000千円の寄付が得られた。</p> <p>④ 著しい低金利が続く中、運用方針に従い、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた運用を行い、昨年度とほぼ同水準の運用益を得ることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>広報誌の発行やSNSによる発信など効果的な広報展開が図れるよう広報の充実・強化に努める。また、地方新聞が行</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

				<p>ウ) 新聞、広報誌等による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 古本を活用した寄付メニュー「本 de 寄付」の募金を広く周知するため、新聞広告（東京新聞 3 回掲載）及び高齢者向け情報誌「はいから」に 3 回広告を掲載した。 広報誌「地球環境基金便り」（No.53 号（9 月発行）、No.54 号（3 月発行）各 36,000 部発行）については、寄付者、自治体、高等学校、NPO センター等約 8,000 箇所へ送付した。No.53 号（9 月発行）では、「未来をつくる、環境教育。」No.54 号では（3 月発行）では、「ライフスタイルが変わるサーキュラーエコノミー」と題した特集を組み、助成団体が行っている環境活動等を紹介した。 環境 NPO やユース世代が地域で行っている環境活動を地方メディアと協働で積極的に発信するため、令和 4 年度は北海道新聞社が地域で取り組んでいる SDGs 推進の共同企画に協賛し、全国ユース環境活動発表大会の地方大会の様子について新聞記事を通じて発信した。また、電子版新聞サイトに、助成団体の活動紹介等をリンクし、地球環境基金部の活動のみならず、環境再生保全機構の認知度向上に取り組んだ。 「地球環境基金レポート」（10 月発行、Web 掲載）では、活動成果の特に優れた取組を広く普及するため、寄付者や助成先団体などに周知した。 <p>エ) イベント等への出展</p> <p>次世代を担う子どもたちの学びの場として、環境問題を中心に SDGs の視点を取り入れ、社会的な課題の解決に寄与することを目的とした環境総合イベントである「環境広場さっぽろ 2022」へ出展した。（7 月 30 日（土）～7 月 31 日（日：札幌ドーム）新型コロナウイルス感染拡大の中、アルコール消毒や飛沫防止ビニールの設置、手袋着用などを行い徹底した感染症対策を講じることとし、タブレットによるグリーンフレンズの体験や機構の業務の紹介を行った。</p> <p>このほか、環境イベント「エコプロ 2022」に 12 月 7 日～9 日にブース出展し、地球環境基金事業やユースの活動報告を紹介するなど周知活動及び認知度向上に取り組んだ。</p>	<p>う SDGs の取組みにも参画して、機構全体の認知度の向上を図っていく。</p> <p>新たな寄付の獲得に向けて、引き続き多様な寄付方法を提供していくとともに、企業協働プロジェクトに対して持続的に特定寄付を得ることができるよう、事業の意義や活動効果を企業に働きかけることで寄付の受け入れに繋がってきたい。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

<p>(a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均13,750千円）</p>	<p>② 寄付を行った企業、団体の名称が明らかになることにより貢献度が明確となる地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。</p>	<p>② 環境に対する企業の貢献度が明確な、地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。</p>	<p>特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均13,750千円）</p>	<p>オ) 個人や企業等による寄付の確保 古本を活用した寄付メニュー「本 de 寄付」等の積極的な広報、J-Coin Pay「ぼちっと募金」及び「メルカリ寄付」の受入に加え、企業が金融機関を通して発行する寄付型私募債の発行手数料の一部をSDGsの取り組みに寄付する場合、地球環境基金を指定してもらうよう金融機関への呼びかけを行った。この結果、7件、170万円の寄付を得ることができた。これらの取組は独法評価委員会にて独立行政法人の寄付拡大へ向けたグッドプラクティスとして取り上げられた。</p> <p>③ 地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付の獲得 全国ユース環境ネットワーク促進事業では、令和3年度と同じ4社から賛同をいただき、4社から寄付を得た。（総額3,000千円）。 従前より企業協働プロジェクト（LOVE BLUE 助成）に寄付をいただいている業界団体（（一社）日本釣用品工業会）に対して本プロジェクトの意義や助成先団体の活動の成果等を理解いただき、本年度は、前年度より増額となった。（20,000千円、5,000千円の増）。</p>		
<p>(B) 安全かつ有利な資金運用 <関連した指標> (b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均185百万円）</p>	<p>(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 ① 安全かつ効率的に運用を行い、前中期目標期間と同水準の運用益の獲得に努める。</p>	<p>(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 ① 低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視しつつ、運用方針に基づき、安全性の確保を最優先に、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の基準を考慮した効果的な運用を行う。</p>	<p>安全かつ有利な資金運用 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均185百万円） <その他の指標> — <評価の視点> —</p>	<p>(B) 安全かつ有利な資金運用 ① 安全かつ効率的な運用 著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた ESG 投資の比率を増加させて運用を行った。（グリーンボンド等の割合7.77%、令和3年度末6.08%）</p>		

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報



様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業		
業務に関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第5条第1項、第6条第1項 環境再生保全機構法第10条第1項第5号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報					② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	3,174,168	3,564,457	3,947,049	3,947,231	
審査基準、審査状況等の公表回数	—	第3期中期目標期間実績：4回/年	4回	4回	4回	3回		決算額（千円）	1,961,725	2,890,751	6,778,729	3,047,648	
基金の管理状況の公表回数	—	第3期中期目標期間実績：1回/年	1回	1回	1回	1回		経常費用（千円）	1,962,260	2,893,197	6,778,724	3,047,697	
								経常利益（千円）	6,014	2,197	2,701	3,765	
								行政コスト（千円）	1,973,745	2,893,197	6,778,724	3,047,697	
								従事人員数	2.25	2.25	2.25	2.25	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																								
				業務実績	自己評価	評価																								
<p>(1) 助成業務</p> <p><評価指標></p> <p>(A) 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回/年）</p> <p>(B) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1) 基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回/年）</p>	<p>(1) 助成業務</p> <p>(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページにおいて公表する。</p> <p>(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えつつ、基金を適正に管理するとともに、基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。</p>	<p>(1) 助成業務</p> <p>(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請等の内容を適正に審査した上で交付するとともに、審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページ等において公表する。</p> <p>(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営</p> <p>審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回/年）</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理</p> <p>基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回/年）</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営</p> <table border="1"> <caption>助成状況 (単位:千円)</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減事業</th> <th>代執行支援事業</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,939,777</td> <td>3,529</td> <td>1,943,306</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2,871,865</td> <td>△1,771</td> <td>2,870,094</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>8,850,248</td> <td>105,368</td> <td>8,955,616</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,868,557</td> <td>356,655</td> <td>3,225,212</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,130,447</td> <td>483,781</td> <td>14,614,228</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 助成金の審査状況、実施状況 各助成事業の実績は以下のとおり。</p> <p>ア) 軽減事業 環境大臣が指定する者（JESCO）からの助成金交付申請等を適正に審査した上で2,669百万円を助成した。（助成件数：3,249件）</p> <p>イ) 代執行支援事業 JESCOからの助成金交付申請等を適正に審査した上で、357百万円を助成した。（助成件数：83件）</p> <p>助成金の審査状況及び実施状況を以下のとおり公表した。</p> <p>1回目 令和3年度第4四半期実績（4月） 2回目 令和4年度第1四半期実績（7月） 3回目 令和4年度第2四半期実績（10月） 4回目 令和4年度第3四半期実績（1月）</p> <p>(B) 基金の適切な管理</p> <p>① 基金の適正な管理及び管理状況の公表 ・基金の管理状況をホームページにおいて公表した。（7月）</p> <p>（資料編 P56_PCB1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金業務の概要） （資料編 P57_PCB2 高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等）</p> <p>・事業の参考とするため、機構職員向けに JESCO 東京 PCB 処理事業所の施設見学及び意見交換を行った。（9月）</p>	区分	軽減事業	代執行支援事業	合計	令和元年度	1,939,777	3,529	1,943,306	令和2年度	2,871,865	△1,771	2,870,094	令和3年度	8,850,248	105,368	8,955,616	令和4年度	2,868,557	356,655	3,225,212	合計	14,130,447	483,781	14,614,228	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>PCB 廃棄物の円滑な処理を促進するため、透明性・公平性を確保しつつ、以下の取組を行うなど堅実かつ円滑に制度運営を行ったことから、自己評価をBとした。</p> <p>○ 高濃度 PCB 廃棄物の事業終了期限（令和7年度）に向けて、JESCOからの中小企業判定依頼を3,249件を適正に審査した。</p> <p>○ 軽減事業及び代執行支援事業について、JESCOからの支払申請に対し、全件を適正に処理して助成金を交付した。</p> <p>○ 助成金の実施状況等を四半期ごとに、基金の管理状況を年1回、ホームページにおいて公表した。</p> <p><課題と対応></p> <p>高濃度 PCB 処理期限の到来を前に、処理が進み、引き続き国の施策に迅速に対応できるよう、関係者と密に連携する。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><今後の課題></p>
区分	軽減事業	代執行支援事業	合計																											
令和元年度	1,939,777	3,529	1,943,306																											
令和2年度	2,871,865	△1,771	2,870,094																											
令和3年度	8,850,248	105,368	8,955,616																											
令和4年度	2,868,557	356,655	3,225,212																											
合計	14,130,447	483,781	14,614,228																											

				<評価の視点> —			
--	--	--	--	--------------	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	維持管理積立金の管理業務		
業務に関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第10条第1項第6号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4-5. 廃棄物の不法投棄の防止等

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	882,969	276,784	279,550	338,831	
設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数	—	第3期中期目標期間実績：平均1,203回／年	1,180回	1,178回	1,154回	1,149回		決算額（千円）	356,780	256,424	302,264	242,126	
維持管理積立金の管理状況の公表回数	—	第3期中期目標期間実績：平均1回／年	1回	1回	1回	1回		経常費用（千円）	279,266	282,946	285,725	291,472	
								経常利益（千円）	784	2,580	3,873	3,710	
								行政コスト（千円）	287,619	282,946	285,725	291,472	
								従事人員数	1.25	1.25	1.25	1.25	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																		
				業務実績	自己評価	評価																																		
<p>(1) 管理業務</p> <p><評価指標></p> <p>(A) 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数(前中期目標期間実績:平均1,203回/年)</p> <p>(B)維持管理積立金の適正な管理</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1)維持管理積立金の管理状況の公表回数(前中期目標期間実績:平均1回/年)</p>	<p>(1) 管理業務</p> <p>(A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度1回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実にを行う。</p> <p>(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。</p>	<p>(1) 管理業務</p> <p>(A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度1回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実にを行う。</p> <p>(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保</p> <p>設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数(前中期目標期間実績:平均1,203回/年)</p> <p>維持管理積立金の適正な管理</p> <p>維持管理積立金の管理状況の公表回数(前中期目標期間実績:平均1回/年)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A) 透明性・公平性の確保</p> <p>① 情報提供及び適切かつ確実な事務</p> <p>i) 積立額及び取戻額</p> <p>積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実に行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">積 立</th> <th colspan="2">取 戻 (△)</th> <th rowspan="2">残 高</th> </tr> <tr> <th>件 数</th> <th>金 額</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>677</td> <td>7,687</td> <td>53</td> <td>△992</td> <td>110,982</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>647</td> <td>7,410</td> <td>48</td> <td>△561</td> <td>117,831</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>608</td> <td>5,469</td> <td>47</td> <td>△1,715</td> <td>121,585</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>606</td> <td>5,933</td> <td>41</td> <td>△1,219</td> <td>126,299</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii) 運用利息の通知及び払渡し</p> <p>令和3年度分維持管理積立金の運用利息(令和4年3月通知)について、希望する設置者(4月定期払688件、その他23件)に支払った。</p> <p>また、最終処分場設置の許可権者(99都道府県等)に対し、令和4年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し状況を通知した(令和5年3月)。</p> <p>(B) 維持管理積立金の適正な管理</p> <p>維持管理積立金の適正な管理のため、法令上期限が定められた以下の業務を確実に遂行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可権者からの算定通知(12月末期限)の内容確認 ・設置者の積立て(2月末期限)確認及び預り証書の発行 ・令和4年度分利息額の計算(計算期間令和4年3月1日～令和5年2月28日) ・設置者へ利息額及び積立額・取戻額を通知(3月末) ・許可権者へ積立遅延者リストを送付(3月末) <p>① 維持管理積立金の管理状況の公表</p> <p>適正な維持管理を促進するため、令和3年度分の維持管理積立金の管理状況(積立て及び取戻し状況)について、機構ホームページで公表した。</p>	区 分	積 立		取 戻 (△)		残 高	件 数	金 額	件 数	金 額	令和元年度	677	7,687	53	△992	110,982	令和2年度	647	7,410	48	△561	117,831	令和3年度	608	5,469	47	△1,715	121,585	令和4年度	606	5,933	41	△1,219	126,299	<p><評定と根拠></p> <p>B</p> <p>埋立処分終了後の適正な維持管理を推進するため、以下のとおり、透明性・公平性を確保しつつ、着実かつ適正に実施したことから、自己評定をBとした。</p> <p>○ 設置者への維持管理積立金の運用利息の通知及び払渡し並びに積立金の積立て及び取戻し、並びに許可権者への積立て及び取戻し状況の通知を適切に行い、業務の透明性・公平性の確保に努めた。</p> <p>○ 維持管理積立金を適正に管理し、管理状況をホームページで公表した。</p> <p><課題と対応></p> <p>○ 最終処分場の受入量の減少等により、埋め立て完了期間が長期化する中、許可権者に適宜状況等を確認しつつ、環境省と情報共有を図っていく。</p>	<p>評価</p> <p><評定に至った理由></p> <p><その他事項></p>
区 分	積 立		取 戻 (△)			残 高																																		
	件 数	金 額	件 数	金 額																																				
令和元年度	677	7,687	53	△992	110,982																																			
令和2年度	647	7,410	48	△561	117,831																																			
令和3年度	608	5,469	47	△1,715	121,585																																			
令和4年度	606	5,933	41	△1,219	126,299																																			

			<その他の指標> — <評価の視点> —	(資料編 P58_維持1 維持管理積立金管理業務の概要)		
--	--	--	-----------------------------------	------------------------------	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-1	認定・支給に係る業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 79 条の 2 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号）附則第 3 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	<p><重要度：高>石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。</p> <p><難易度：高>石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<評価指標>							予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997		
療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数	122 日 (前中期目標期間中の平均処理日数)を維持	122 日 (前中期目標期間中の平均処理日数)	95 日	212 日	181 日	168 日		決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	
<関連した指標>							経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123		
労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 12 回/年	12 回	12 回	12 回	12 回							

療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）	—	第3期中期目標 期間実績：平均 17日	19日	17日	15日	16日		経常利益（千円）	—	—	—	—	
請求期限のある救済給付の請求対象者への周知	—	第3期中期目標 期間実績：100%	100%	100%	100%	100%		行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	
認定更新対象者への状況確認等の案内送付	—	第3期中期目標 期間実績：100%	100%	100%	100%	100%							
窓口相談、無料電話相談件数	—	第3期中期目標 期間実績：平均 5,688件／年	5,683件	4,749件	8,793件	6,924件		従事人員数	43	43	43	43	
施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	—	—	22回	23回	1,667回	662回							
保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数	—	第3期中期目標 期間実績：平均 13回／年	14回	1回	1回	4回							
制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表	—	第3期中期目標 期間実績：各1 回／年	各1回	各1回	各1回	各1回							
救済制度において診断実績のある医療機関数	—	平成29年度実績：1,778病院	1,822病院	1,936病院	1,936病院	2,036病院							
医療従事者向けセミナーの実施回数	—	第3期中期目標 期間実績：平均 14回／年	13回	6回	4回	5回							
個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）	—	第3期中期目標 期間実績：100%	100%	100%	100%	100%							

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 認定・支給に係る業務</p> <p><評価指標></p> <p>(A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績(平均122日)を維持、厚生労働省との定期的な情報共有</p> <p><定量的な目標水準の考え方></p> <p>(a)療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数(※特殊な事情を有する案件を除く)は、前中期目標期間において約47日間の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。</p>	<p>(1) 認定・支給に係る業務</p> <p>(A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績(平均122日)を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整</p>	<p>(1) 認定・支給に係る業務</p> <p>(A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、従来の評価指標をそのまま適応することは適切でない状況となったものの、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会及び審査分科会の医学的判定に係る審議状況等を勘案しつつ、その迅速化に向けた機構の協力強化も含め、認定申請・請求から認定等決定までの処理日数の縮減に努めることとしており、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境大臣への申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り事前に</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績(平均122日)を維持、厚生労働省との定期的な情報共有</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A) 申請・請求から認定等決定までの処理日数の維持、厚生労働省との定期的な情報共有</p> <p>① 医学的資料の収集等</p> <p>令和4年度において、申請・請求1,406件(令和3年度:1,571件)を受け付け、認定等処理1,406件(同1,601件)を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、業務が新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中でも、引き続き、申請者に代わって医学的判定に必要な資料の収集に努めること等により、認定等処理は1,406件(第3期実績比126%)を行うことができた。また、窓口相談・無料電話相談は6,924件(第3期実績比121%)に対応し、申請・請求についても1,406件(第3期実績比126%)受け付けることができた。</p> <p>認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、判定小委員会が審議保留となった令和2年度の処理日数を引き続き短縮することができた(212日から168日に44日短縮)。また、療養中の方の認定者数が制度開始以来3番目に多くなる中、認定から支給までの事務処理日数も基準値より短縮できている(17日→16日)。</p> <p>なお、申請者より、機構の迅速、丁寧な対応について感謝の手紙や電話を10件以上頂くとともに、患者支援団体からも賛辞を頂いた。</p> <p>制度周知については、引き続き俳優の草薙剛氏を起用し、新たに渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して、請求期限の案内を含めて周知を行った。</p> <p>さらに、環境省が構築した、医学的判定業務に係る新ICTシステムに、機構が行う医学的判定申出業務を適合させるための事務手続の見直し、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくための厚生労働省との情報共有等を適切に行った。</p> <p>以上のとおり、量的・質的な成果を達成したため、自己評価をAとした。</p> <p>各事項の詳細は、以下のとおりである。</p> <p>○ 全国の新型コロナウイルス感染者数が令和3年度を超えて大幅に増加し、医療ひっ迫等の状況が続く中においても、引き続き、申請者に代わって医療機関に対して判定小委員会が必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求める</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

	備に努める。	資料を収集し判定申出を行う。		<p>全国の新型コロナウイルス感染者数が令和3年度を超えて大幅に増加し、医療ひっ迫等の状況が続く中においても、引き続き環境省への判定申出前に申請者に代わって医療機関から病理標本等の医学的資料を可能な限り収集するなどし、目標処理期間の短縮に取り組んだ。</p> <p>その結果、療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの168日（令和3年度：181日）まで短縮することができた。</p> <p>また、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新ICTシステムによる医学的判定業務の開始に当たって、円滑に運用が進められるよう、環境省と連携の下、機構が行う医学的判定申出業務を新システムに適合させるための事務手続の見直しについて、確実に取り組んだ。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）が審議保留となった影響による滞留案件の状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度当初は、初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消している状況にあった。 ・しかしながら、引き続き新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中において、新ICTシステムによる医学的判定業務の運用開始に際して慎重を期すため、審査分科会1回当たりの審議件数が一時的に減少し、初回の医学的判定の滞留案件が再び増加に転じた。 ・この点について、令和3年度に続いて審査分科会の開催回数増加により、年度末には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消されている。ただし、初回の医学的判定を経て、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況であるため、引き続きこれらの解消に向けて取り組んでいく。 <p>（資料編 P59_石綿1 申請書等の受付状況と認定等状況（令和4年度））</p> <p>（資料編 P62_石綿2 審査中の案件に係る状況（令和4年度））</p> <p>（資料編 P63_石綿3 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（令和4年度））</p> <p>（資料編 P64_石綿4 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から令和5年3月31日までの累計））</p>	<p>など、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。</p> <p>その結果、認定等処理については、第3期中期目標期間実績：平均1,111件/年を大幅に上回る1,406件（第3期実績比126%）を行うことができた。</p> <p>窓口相談及び無料電話相談については基準値：平均5,688件/年を大幅に上回る6,924件（第3期実績比121%）に対応した。また、申請・請求については、第3期中期目標期間実績：平均1,108件/年を大幅に上回る1,406件（第3期実績比126%）を受け付けることができた。</p> <p>また、令和4年度当初は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となった影響による初回の医学的判定の滞留案件が概ね解消している状況にあった。</p> <p>しかしながら、引き続き新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中において、医学的判定に係る新ICTシステムの運用開始に際して、審査分科会1回当たりの審議件数が一時的に減少し、初回の判定滞留案件が再び増加に転じた。この点については、令和3年度に続いて審査分科会の開催回数の増加により、年度末には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消されている。ただし、初回の医学的判定を経て、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況である。</p> <p>このような状況下において、申請・請求から認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、判定小委員会が審議保留となった令和2年度の処理日数212日から44日短縮し、168日とすることができた。</p> <p>○ 認定件数については、第3期中期目標期間実績：平均904件/年を上回る1,056件（第3期実績比116%）となった。療養中の方の認定件数は、第3期中期目標期間実績：平均755件/年を上回る837件（第3期実績比110%）であり、制度発足以来3番目に多い件数となった。認定件数が増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は基準値の17日から16日に短縮できた。</p> <p>○ なお、申請等の受付業務に伴う対応や令和3年度に引き続いての審査分科会の開催回数の月3回への増加に伴う準備により繁忙を極めたが、申請者に寄り添った対応が実を結び、申請者より、手続等において機構職員に手厚くサポート</p>	
--	--------	----------------	--	---	---	--

<p><関連した指標></p> <p>(a1) 労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均12回/年）</p> <p>(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1) 療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除</p>	<p>② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、毎年度、保健所説明会を通じて、保健所担当者等に対し手続のポイントを実例を交えながら丁寧に説明する。</p> <p>③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）との定期的な情報共有を行う。</p> <p>(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。</p> <p>① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携</p>	<p>② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、保健所説明会又はWeb掲載により、保健所担当者に対し各種手引等を活用し、窓口での相談業務や受付業務における留意点やポイントを伝える。</p> <p>③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）に毎月、情報提供を行い、連携を図る。</p> <p>(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。</p> <p>① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、通知作業と並行して請求書類の確認を行う。</p>	<p>労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均12回/年）</p> <p>救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援</p> <p>療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平</p>	<p>（資料編 P65_石綿5 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（令和4年度））</p> <p>（資料編 P66_石綿6 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から令和5年3月31日までの累計））</p> <p>（資料編 P67_石綿7 認定等に係る処理日数（令和4年度））</p> <p>② 保健所窓口担当者への制度周知等</p> <p>i) 保健所説明会等</p> <p>受付業務等の適切な実施に向けて、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を見合わせていた、救済制度及び申請・給付の手続に関する保健所説明会をオンラインで再開し、説明会の動画をホームページの保健所担当向けサイトに掲載した（10月）。また、制度周知のため訴求力の高いポスター・チラシについては、令和3年度に引き続き保健所等に掲示等を依頼した。</p> <p>ii) 地方公共団体研修会</p> <p>地方公共団体が主催する石綿関連研修会（医師、保健師、看護師、自治体担当者対象）を開催した（埼玉県11月、千葉県1月、群馬県2月）。</p> <p>（資料編 P69_石綿8 保健所説明会等実績（令和4年度））</p> <p>③ 厚生労働省（労災保険窓口）への情報提供</p> <p>労災保険制度の対象となる可能性が高い案件について、厚生労働省に12回の情報提供を行った。</p> <p>(B) 救済給付の支給、認定更新申請の支援</p> <p>① 速やかな支給のための取組</p> <p>被認定者等に対し48億2,828万円（令和3年度：47億9,252万円）の支給を行った。認定後速やかに支給するため、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、初回療養</p>	<p>をしてもらったことについて感謝の手紙や電話を10件以上頂くとともに、患者支援団体からも、患者やご遺族に対する機構の迅速、丁寧な対応について賛辞を頂いた。</p> <p>○ 石綿健康被害者やご家族に対して、隙間のない救済を目的として救済制度を広く周知するため、引き続き認知度の極めて高い俳優の草薮剛氏を起用し、TVCMを全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ、インターネット広告及び新たな取組として渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。</p> <p>○ 中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限が令和4年6月17日に10年延長されたことを受けて、救済制度の周知と併せて、延長についての周知・広報を実施した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みつつ、保健所等への情報提供、医師・医療機関への申請手続の周知及び医療機関への知見の還元等継続してきた取組と、平成28年12月に中央環境審議会環境保健部会救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」を踏まえて平成29年度より開始した医療関係団体等との協力による医療現場への制度周知の取組を着実に実施した。</p> <p>また、請求期限切れにより救済給付の請求ができなくなるといふ、対象者の請求期限管理を行い、対象者に対して適切な案内を実施した。</p> <p>さらに、認定更新の申請漏れを防ぐため、認定更新の申請状況を確認し、未申請者への再案内等の取組を丁寧に行った。</p> <p>○ 電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新ICTシステムによる医学的判定業務の運用開始に当たり、環境省との連携の下、医学的判定申出業務を新システムに適合させるための事務手続の見直しを行い、円滑な運用が進められるように協力することができた。</p> <p>これにより、災害発生時等における認定等業務の安定的な運営及び申請者や医療関係者の将来的な負担軽減を図ることができた。</p> <p>○ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」</p>	
---	--	--	--	--	--	--

<p>く。) (前中期目標期間実績：平均 17 日)</p> <p>(b2) 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知 (前中期目標期間実績：100%)</p>	<p>を回り、通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、支給審査の準備を可能な限り進める。</p> <p>② 漏れなく救済給付の支給を行うため、葬祭料等請求期限のある救済給付の請求対象者 (他法給付を除く。) に、請求勧奨を行う。</p>	<p>② 漏れなく救済給付の支給を行うため、請求できる期限が法で定められている葬祭料や医療費の請求対象者 (他法給付を除く。) に対して、電話や文書により、請求手続の再案内を実施する。</p>	<p>均 17 日)</p> <p>請求期限のある救済給付の請求対象者への周知 (前中期目標期間実績：100%)</p>	<p>手当に係る認定から支給までの事務処理を平均 16 日で行った (基準値：平均処理日数 17 日)。</p> <p>また、被認定者からの請求が円滑に行われるよう、電話や文書を通じて手続を丁寧に説明した。</p> <p>(資料編 P70_石綿 9 救済給付の支給件数・金額 (経年変化) (平成 18 年度～令和 4 年度))</p> <p>② 請求期限の案内等</p> <p>時効により救済給付の請求権を失効しないよう、請求期限の 6 か月前、3 か月前、1 か月前に遺族・療養者に対して電話又は文書で連絡を行い、請求の再案内を実施した。対象者に対して、延べ 161 回連絡を行った (令和 3 年度実績：124 回)。</p>	<p>と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省と定期的に情報共有を行った。</p> <p>また、救済制度の対象者が新制度でも対象となり得る場合に漏れなく給付を受けられるよう、救済制度の被認定者等約 12,200 人に対し、機構で対象者リストを作成して環境省から案内文書を発送し、その後の各種問合せに丁寧に対応することができた。</p> <p>さらに、機構が保管する申請・請求書類や通知文書等の写しの交付を希望された方に対して、令和 4 年度は 472 件の資料提供を行った。</p> <p>この際、個人情報の適切な取扱い等の観点から提供可能な資料を精査の上、資料提供を行うことで、新給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、適切に支援することができた。</p> <p>なお、資料提供の実施に当たっては、外部保管資料の内部移管及び収納方法の検討と保管場所の整備を行うことで、対応の迅速化を図った。</p>	
<p>(b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付 (前中期目標期間実績：100%)</p>	<p>③ 認定の更新を受けべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。</p> <p>④ アンケートの実施等を通じて被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。</p>	<p>③ 認定更新の申請漏れを防ぐため、事前の案内や未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行う。</p> <p>④ 制度利用者へのアンケートにより、被認定者等のニーズを把握する。</p>	<p>認定更新対象者への状況確認等の案内送付 (前中期目標期間実績：100%)</p>	<p>③ 認定更新の状況確認等</p> <p>認定の更新を受けべき被認定者が申請漏れにより資格を逸することのないよう、認定の有効期間満了月の 7 か月前から認定更新案内を行った。更新申請者に対しては、認定の有効期間満了 2 か月前を目途に更新等の決定を行うとともに、未申請者への状況確認・再案内を延べ 72 回実施した (令和 3 年度実績：52 回)。</p> <p>④ 被認定者等のニーズの把握</p> <p>被認定者等の状況、ニーズを把握するため、各種のアンケート調査を行った。</p> <p>(資料編 P71_石綿 10 被認定者等アンケート概要 (令和 4 年度))</p>	<p>○ 当機構が、独立行政法人労働者健康安全機構と連名で発行している「石綿小体計測マニュアル (第 2 版)」については、石綿による肺がんの医学的資料の作成等で活用されている。今般、石綿小体計測精度管理事業の推進委員等の協力を得て、2 年以上にわたり検討を重ね、計測方法に最新の知見を取り入れるとともに計測精度向上に有益な観察標本画像を追加するなど、約 10 年ぶりとなる改訂第 3 版を発行した。</p> <p>○ 申請者等へのサービス向上、業務効率化、関係機関との情報共有の推進、システム構成の最適化及びセキュリティ対策の強化のため、令和 4 年度に認定・給付システムの再構築を行い、検索機能の充実等による問合せ対応の即時化、自動化による手作業の削減等による各作業時間の短縮、老朽化したシステム構成の刷新等を実現することができた。</p>	
<p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知</p>	<p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。</p>	<p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知を行うため、以下の取組を行う。</p>	<p>石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知</p>	<p>(C) 石綿健康被害者・遺族への救済制度の周知</p>	<p>○ 令和 4 年度に設置された中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に当たっては、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を確実にを行い、環境省に各種資料を提供した。</p> <p><課題と対応></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年度に</p>	

<p><関連した指標> (c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 5,688 件／年）</p>	<p>① 各種広報媒体を活用した広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。また、救済制度に関する相談内容に適確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。</p>	<p>① 第3期中期目標期間の広報事業の成果を踏まえ、全国規模の広報を行う。</p> <p>② 救済制度に関する相談に的確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。</p>	<p>窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 5,688 件／年）</p>	<p>① 救済制度の効果的な周知</p> <p>i) 全国規模の広報 石綿健康被害者やご家族に対して救済制度を広く周知するため、認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用した TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ、インターネット広告及び新たな取組として渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施した（1月～2月）。また、診断実績のある医療機関等に対し、ポスター・チラシの引き続きの掲示等を依頼した。</p> <p style="text-align: center;"><街頭ビジョン></p>  <p style="text-align: center;">（資料編 P73_石綿 11 主な広報実績（令和4年度））</p> <p>ii) ホームページでの情報提供 機構ホームページの「アスベスト（石綿）健康被害の救済」サイトにおいて、制度や請求期限の周知、申請の方法、認定の状況等に関する情報提供を適時適切に行った。</p> <p style="text-align: center;">（資料編 P76_石綿 12 ホームページアクセス数（令和4年度））</p> <p>② 救済制度に関する相談への対応 全国の新型コロナウイルス感染者数が令和3年度を超えて大幅に増加した状況においても、窓口及び電話相談に引き続き丁寧に対応した。また、TVCM 期間中においては、広報の効果等で大幅に増加した一般の方からの相談・質問について、体制を強化して、無料電話相談等に対応した。さらに、対応マニュアルを適宜見直し、新規着任者の育成や担当者間での共有を図ること等により、的確に相談に対応した。</p> <p>ア. 窓口相談件数 49 件 イ. 無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル）6,875 件</p>	<p>において判定小委員会が審議保留となった影響により、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況であり、これらの解消に向けて取り組んでいく必要がある。</p> <p>申請・請求から認定等までの平均処理日数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 168 日となっているため、今後も迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく。</p> <p>○ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報共有を行うとともに、新給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、適切に情報提供を行っていく。</p> <p>○ 保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、対面での現地開催も一部再開しているところであり、web の活用を含めた対応について、引き続き社会状況を注視しつつ検討を進め、効果的に実施していく。</p> <p>○ 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組む。</p>	
--	--	---	--	--	---	--

<p>(c2) 施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数</p>	<p>② 関係機関とも連携して施行前死亡者の遺族に対し、特別遺族弔慰金等の請求期限(令和4年3月27日)について周知を行う。</p>	<p>③ 都道府県がん診療拠点病院や関連学会等と連携し、石綿健康被害者に対する効果的な救済制度の周知を図る。</p>	<p>施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数</p>	<p>計 6,924 件 (基準値 : 平均 5,688 件/年)</p> <p>(資料編 P77_石綿 13 窓口相談・無料電話相談件数 (令和4年度))</p> <p>③ 施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限延長の周知</p> <p>令和4年6月の法改正による中皮腫、肺がんに係る特別遺族弔慰金等の請求期限延長の周知について、TVCM(1月)、全国紙(7月、2月)等において実施した。その他、全国の医療機関や保健所等を通じて周知を行った。</p> <p><主な周知実績></p> <table border="1" data-bbox="1219 611 1804 1026"> <thead> <tr> <th>広報の手法</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TVCM</td> <td>600回</td> </tr> <tr> <td>新聞広告</td> <td>3紙</td> </tr> <tr> <td>ラジオCM</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>インターネット広告</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>医療専門誌</td> <td>2誌</td> </tr> <tr> <td>学会セミナー</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>50回</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>662回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料編 P78_石綿 14 特別遺族弔慰金等の周知実績 (令和4年度))</p> <p>④ 医療関係者等への救済制度の周知</p> <p>i) 医療関係団体等との連携による制度周知</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえつつ、石綿健康被害者の療養に関わる医療関係者等への救済制度の周知を行うため、医療関係団体等4団体(日本肺癌学会、日本癌学会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本訪問看護財団)の協力を得て、引き続きバナー広告の掲載等を行った。</p> <p>ii) 「石綿による肺がん」の周知</p> <p>学会セミナーにおいて「石綿による肺がん」をテーマに取り上げて説明を行った。また、診断実績のある医療機関等に「石綿による肺がん」に関するチラシを配布した(9月)。</p> <p>iii) 医療専門誌による制度周知</p> <p>医療専門誌(画像診断、ナーシング)2誌を活用して制度周知を行った(3月)。</p> <p>⑤ 中皮腫の療養に関わる総合的な情報提供</p>	広報の手法	件数	TVCM	600回	新聞広告	3紙	ラジオCM	1回	インターネット広告	1回	医療専門誌	2誌	学会セミナー	5回	その他	50回	計	662回		
広報の手法	件数																							
TVCM	600回																							
新聞広告	3紙																							
ラジオCM	1回																							
インターネット広告	1回																							
医療専門誌	2誌																							
学会セミナー	5回																							
その他	50回																							
計	662回																							
		<p>④ 中皮腫とその診断・</p>																						

<p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表</p> <p><関連した指標></p> <p>(d1)保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明 実施回数（前中期目標期</p>	<p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、毎年度、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省、厚生労働省とも連携を図り、保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度</p>	<p>治療、補償・救済や介護に関する制度及び緩和ケア・在宅医療等中皮腫の療養に関わる総合的な情報を、引き続きホームページを通じて提供する。</p> <p>⑤ 被認定者等については、環境省・厚生労働省とも連携し「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」に関する情報提供等を行う。</p> <p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 認定申請・請求の受付や相談に対応する保健所等の窓口担当者を対象とした説明会について、参集又はオンライ</p>	<p>保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表</p> <p>保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均13回/年）</p>	<p>機構ホームページにおいて中皮腫に係る総合的な情報について、適時に更新して提供した。</p> <p>⑥ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」に関する情報提供等</p> <p>「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省に55回の情報提供を行った。なお、新給付金制度で認定を受けている場合、医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行うことができる場合があることから、厚生労働省からも定期的に情報提供を受けている。</p> <p>また、救済制度の被認定者等約12,200人に当該給付金制度を案内するため、機構で対象者リストを作成して環境省から案内文書を発送し（10月）、その後の各種問合せに丁寧に対応した。</p> <p>さらに、新給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、機構が保管する申請・請求書類や通知文書等の写しの交付を希望された方に、個人情報の適切な取扱い等の観点から提供可能な資料を精査の上、472件の資料提供を行った。</p> <p>引き続き、環境省・厚生労働省と連携して、情報共有や各種の調整を行い、新制度に関する業務に適切に対応していく。</p> <p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等の収集・整理・公表</p> <p>① 保健所等窓口担当者説明会の開催、地方公共団体の研修会等における制度説明等</p> <p>(A) ②参照</p>		
---	---	---	--	---	--	--

<p>間実績：平均 13 回／年)</p> <p>(d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各 1 回／年）</p> <p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供</p> <p><関連した指標></p> <p>(e1) 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度 実績：1,778 病院）</p>	<p>説明会を実施する。</p> <p>② 救済制度の施行状況等について取りまとめ、関係機関に提供するほか、ホームページ等を通じて公表する。</p> <p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、毎年度、以下の取組を行う。</p> <p>① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資</p>	<p>ン形式により実施、制度に関する情報提供を行う。また、地方公共団体が地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会等で救済制度の説明を行う。</p> <p>② 申請・請求の受付及び認定の状況について、月次及び年次の集計を行い公表する。</p> <p>③ 認定、支給の状況等について、制度運用に関する統計資料としてとりまとめ、公表する。</p> <p>④ 申請・請求の際に提出のあったアンケートをもとに、被認定者に関するばく露状況調査を実施し、結果を公表する。</p> <p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ、最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料に関連する資料等を配布する。</p>	<p>制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各 1 回／年）</p> <p>指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供</p> <p>救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院）</p>	<p>② 申請・請求の受付及び認定の状況（月次・年次）の集計・公表 毎月の最新情報をホームページ上で公表した。</p> <p>③ 制度運用に関する統計資料の取りまとめ・公表 申請・認定・支給の状況等の制度運用に関する統計資料を作成しホームページ上で公表した（9月）。</p> <p>④ 被認定者に関するばく露状況調査の実施・公表 アンケートをもとに被認定者の職歴や居住歴等の分類・集計等を行った。集計が完了した過年度分については、「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ上で公表した（3月）。</p> <p>(E) 医療従事者等への効果的な情報提供</p> <p>① 診断実績のある医療機関等への資料等の配布 令和 3 年度までに救済制度において診断実績のあった医療機関 2,036 病院及び診断実績がなかった地域がん診療連携拠点病院等に対して、医師、医療機関向け手引を送付した（9月）。</p>		
---	---	--	--	---	--	--

<p>(e2)医療従事者向けセミナーの実施回数 (前中期目標期間実績：平均14回/年)</p>	<p>料等を配布する。</p> <p>② 医師の他、看護師、医療系ソーシャルワーカーを対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の知見を提供する。</p>	<p>② 医師等の医療関係者を対象とする学会等において、指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するセミナーを開催する。</p> <p>③ 指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るための事業を実施する。</p>	<p>医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均14回/年）</p>	<p>② 学会等におけるセミナーの開催 指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するため実施している学会セミナーについて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて学会の絞り込みを行い、5回開催した。</p> <p>(資料編 P79_石綿15 学会セミナー等実績 (令和4年度))</p> <p>③ 検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等のための事業 認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、以下の事業を実施・準備し、医学的判定で得られた知見を医療従事者に還元するための各種取組を行った。</p> <p>i) 一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関の計測精度の確保等を図るため、石綿小体計測精度管理事業を実施した(3月)。 また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度以降開催を見合わせていた、医療機関を対象に中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的とした、中皮腫細胞診実習研修会を再開した(3月)。</p> <p>ii) 当機構が、独立行政法人労働者健康安全機構と連名で発行している「石綿小体計測マニュアル(第2版)」について、石綿小体計測精度管理事業の推進委員等の協力を得て、計測方法に最新の知見を取り入れるとともに計測精度向上に有益な観察標本画像を追加するなど、約10年ぶりとなる改訂第3版を発行した(3月)。</p> <p>iii) 救済制度の適正な申請につながるよう、医師に対する救済制度及び石綿による肺がんの認定基準の周知を目的とした新たな取組として、令和5年度より「石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関するweb教育システムの周知及び運用業務」を実施するため、環境省及び国立がん研究センター等との各種調整を行った。</p> <p><これまでの環境省受託事業></p> <table border="1" data-bbox="1210 1793 1816 1929"> <thead> <tr> <th></th> <th>受託業務名</th> <th>開始時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>救済制度における被認定者に関するばく露調査業務</td> <td>平成22~24年度</td> </tr> </tbody> </table>		受託業務名	開始時期	1	救済制度における被認定者に関するばく露調査業務	平成22~24年度		
	受託業務名	開始時期										
1	救済制度における被認定者に関するばく露調査業務	平成22~24年度										

<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>石綿肺の診断等に関する支援業務</td> <td>平成 22 年度～ 【継続】</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>中皮腫登録業務</td> <td>平成 25 年度～ 【継続】</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務</td> <td>平成 26 年度</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務</td> <td>平成 29 年度</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務</td> <td>平成 30 年度</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する Web 教育システムの周知及び運用業務</td> <td>令和 5 年度～ 【新規】</td> </tr> </table>	2	石綿肺の診断等に関する支援業務	平成 22 年度～ 【継続】	3	中皮腫登録業務	平成 25 年度～ 【継続】	4	肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務	平成 26 年度	5	石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務	平成 29 年度	6	「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務	平成 30 年度	7	石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する Web 教育システムの周知及び運用業務	令和 5 年度～ 【新規】	<p>個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営</p> <p>個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）</p> <p>＜その他の指標＞ —</p> <p>＜評価の視点＞ —</p>	<p>個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、個人情報保護等に係る職員研修を実施し、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を受講させる。</p> <p>② 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムを確実に運用する。また、業務機能の追加、情報セキュリティ統一基準の高度化への準拠、業務効率性の向上等を図るため、同システ</p>	<p>個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を対象に個人情報保護等に係る職員研修を実施する。引き続き情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。</p> <p>② 石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。</p>	<p>（F）個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営</p> <p>＜関連した指標＞</p> <p>（f1）個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）</p>
2	石綿肺の診断等に関する支援業務	平成 22 年度～ 【継続】																				
3	中皮腫登録業務	平成 25 年度～ 【継続】																				
4	肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務	平成 26 年度																				
5	石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務	平成 29 年度																				
6	「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務	平成 30 年度																				
7	石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する Web 教育システムの周知及び運用業務	令和 5 年度～ 【新規】																				
<p>（F）個人情報管理等の対策</p> <p>① 申請書類等の厳重管理、職員研修の実施等</p> <p>i) 情報セキュリティ及び個人情報の保護 部全体で共有しているヒヤリハット事例集を活用した自己点検を実施（12月）するとともに、部内全職員に対し研修を実施した（2月）。また、職員が新たに着任する都度個別に研修を実施し、個人情報管理を徹底した。</p> <p>② 情報通信技術の利活用</p> <p>i) 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムの障害予防に取り組み、確実に運用した。</p> <p>ii) 申請者等へのサービス向上、業務効率化、関係機関との情報共有の推進、システム構成の最適化及びセキュリティ対策の強化のため、認定・給付システムの再構築を行い、計画</p>	<p>個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営</p> <p>個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）</p> <p>＜その他の指標＞ —</p> <p>＜評価の視点＞ —</p>	<p>個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、個人情報保護等に係る職員研修を実施し、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を受講させる。</p> <p>② 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムを確実に運用する。また、業務機能の追加、情報セキュリティ統一基準の高度化への準拠、業務効率性の向上等を図るため、同システ</p>	<p>個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を対象に個人情報保護等に係る職員研修を実施する。引き続き情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。</p> <p>② 石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。</p>	<p>（F）個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営</p> <p>＜関連した指標＞</p> <p>（f1）個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）</p>																		

		<p>ムの再構築を行い、稼働させる。さらに、同システムを活用して認定・支給事務の進捗状況等を随時把握し、業務を適切に管理する。</p> <p>③ 引き続き石綿による健康被害の救済に関する業務の見直しを進めるとともに、より効率的かつ合理的な業務運営を行う。</p> <p>④ 今後の環境省における制度全体の施行状況の評価・検討について、情報収集を行うとともに、必要な情報を適宜提供するなど、積極的に参画する。</p>		<p>どおり稼働開始し、問合せ対応の迅速化、各作業時間の短縮、自動化による手作業の削減、老朽化したシステム構成の刷新等を実現した（12月）。</p> <p>iii) 認定・給付システムを活用し、認定・支給事務の進捗状況等を把握するなど適切に業務管理を行った。</p> <p>iv) 電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新 ICT システムによる医学的判定業務の運用開始に当たって、環境省との連携の下、機構が行う医学的判定申出業務を新システムに適合させるための事務手続の見直しに確実に取り組んだ。これにより、災害発生時等における認定等業務の安定的な運営及び申請者や医療関係者の将来的な負担軽減を図った。</p> <p>③ 業務効率化を図るための検討 他制度との業務連携に伴う事務の効率化を進めるとともに、職員の業務専門性を高めるため、以下の取組を行った。</p> <p>i) 被認定者等の情報に係る関連資料の保管場所の整備 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」への請求にあたり救済制度の被認定者等が希望した場合等に、機構が保管する申請書類等の写しを速やかかつ効率的に提供できるように、外部保管資料の内部移管及び収納方法の検討と保管場所の整備を行い、対応の迅速化を図った。</p> <p>ii) 救済制度に関する研修の実施 部内新規着任者を対象に、救済制度の基礎知識に関する研修を実施し、人材育成を図った（7月、3月）。</p> <p>iii) TVCM による周知広報に向けた事前研修 新規着任者を対象に、救済制度の大規模広報に向けて事前研修を行い、問合せ者からの相談に体制を強化して部全体での確に対応した（1月）。</p> <p>④ 救済制度の施行状況についての情報提供等 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に当たっては、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を確実にし、環境省に各種資料を提供した。また、石綿健康被害救済基金の今後の推計に係る資料については、環境省と共同で作成し、当該小委員会に連名で提出した。 今後も引き続き、環境省と一体となって当該小委員会に係る</p>		
--	--	---	--	---	--	--

	<p>③ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。</p>	<p>⑤ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。</p>	<p>対応に適切に取り組む。</p> <p>⑤ 石綿健康被害救済基金の適切な運用・管理状況の公表 石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切に行うとともに基金の状況をホームページにおいて公表した（6月）。</p>		
--	---	---	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-2	納付義務者からの徴収業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第47条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
特別拠出金の徴収率	第3期中期目標期間実績：100%	第3期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%		予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997	
								決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	
								経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123	
								経常利益（千円）	—	—	—	—	
								行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	
								従事人員数	43	43	43	43	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(2) 納付義務者からの徴収業務 <評価指標> (A) 納付義務者からの徴収率 100% (前中期目標期間実績：平均 100%) <定量的な目標水準の考え方> (a) 納付義務者からの費用の徴収について	(2) 納付義務者からの徴収業務 (A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績 (平均 100%) を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付	(2) 納付義務者からの徴収業務 (A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績 (平均 100%) を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべ	<主な定量的指標> 納付義務者からの徴収率 100% (前中期目標期間実績：平均 100%) <その他の視点> — <評価の視点>	<主要な業務実績> (A) 特別事業主からの特別拠出金の徴収 特別事業主4社に対し、令和4年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を徴収した。	<評価と根拠> 評価：B 徴収すべき特別拠出金（全納分及び延納分）を徴収しており、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施しており自己評価をBとした。 <課題と対応> ○ 特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。	評価	<評価に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>

<p>て、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。</p>	<p>すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。</p>	<p>き特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。</p>	<p>・徴収すべき額を確実に徴収しているか。</p>			
--	--	--	----------------------------	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<p>4. その他参考情報</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-7-1	研究管理		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第8号～10号
当該項目の重要度、難易度	<重要度：高>研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<評価指標>								予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933	5,434,579	
研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価	5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上	第3期中期目標期間中5年間の実績平均値：62%	86%	91%	98%	98%		決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217	5,349,862	
<関連した指標>								経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520	5,254,630	
環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む）件数	—	平成29年度実績：18件	調査対象 ^(※1) 53件中38件	調査対象 ^(※1) 42件中23件	調査対象 ^(※1) 40件中27件	調査対象 ^(※1) 42件中31件		経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049	239,459	
研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数	—	平成29年度実績：3件	8件	6件	14件	18件		行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988	5,254,630	
他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）	—	平成29年度委員会出席実績：無し	3回	3回	3回	3回		従事人員数	10	10	10	23	
プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザーボード（AD）会合への参加課題数等	—	平成29年度実績：全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加							
研究コミュニティ等に向けた成果の普及	—	平成29年度実績：1回	1回	1回 ^(※2)	2回	2回							

活動							
一般国民を対象にしたシンポジウムなどの回数	—	平成 29 年度実績：無し	1 回		2 回	3 回	
研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	—	平成 29 年度実績：2 回	1 回	0 回 （資料の HP 掲載により周知）	1 回	1 回	
実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数	—	平成 29 年度実績：50 課題	56 課題	55 課題 （代替措置とした書面検査は 5 課題）	47 課題 （代替措置とした書面検査は 19 課題）	66 課題	

※1 環境省が実施した追跡評価において、「環境政策への反映状況」に関する設問に回答した課題を調査対象件数とする。

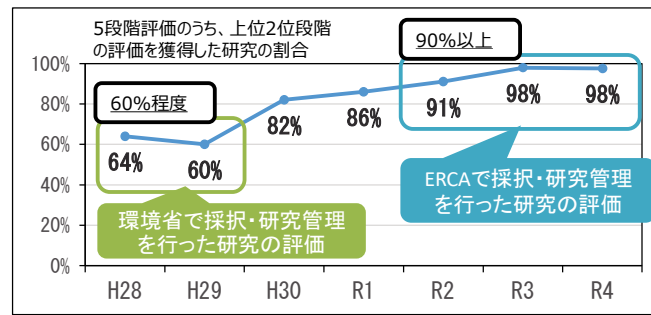
※2 研究コミュニティ向けのシンポジウムを一般国民にも対象を拡げて 1 回開催

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和 4 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 研究管理</p> <p><評価指標></p> <p>(A) 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において 5 段階中上位 2 段階の評価を獲得する課題数の割合を 70% 以上（前中期目標期間中 5 年間の実績平均値：62%）</p> <p><定量的な目標水準の考え方></p> <p>(a) 第 4 期中期目標</p>	<p>(1) 研究管理</p> <p>(A) 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を導入するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度 70% 以上を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 事後評価の実施に当たっては、現行の評</p>	<p>(1) 研究管理</p> <p>(A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価を行い、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度 70% 以上を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 令和 2 年度に立案し、令和 3 年度に改良を</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において 5 段階中上位 2 段階の評価を獲得する課題数の割合を 70% 以上（前中期目標期間中 5 年間の実績平均値：62%）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A) 事後評価において、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合について、毎年度 70% 以上を確保</p> <p>令和 3 年度に終了した 81 課題の事後評価は、全ての課題が S～B となり、上位 2 段階（S、A 評価）の比率は、98%（79/81 課題）となり、中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を得た。（対第 4 中期計画目標値 140%）</p> <p>また、若手研究者の育成を支援するため、平成 30 年度から一定の採択枠を設けた若手枠課題の評価の上位 2 段階（S、A 評価）の比率は 100% と高い評価を得た。</p> <p>戦略的研究開発（II 型）は 3 課題が S 評価、1 課題が A 評価の高い評価を得た。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： S</p> <p>平成 28 年度の環境省から ERCA への業務移管後、研究費の新たなルールの導入、研究費の利便性の向上に継続して取り組むとともに、プログラムオフィサー（PO）による専門性の高い運営体制を構築し、研究者への支援体制を強化してきた。その結果、移管前に比べて応募件数の増加、事後評価結果の向上、特許件数の増加など、研究内容の「質」において、著しい成果を挙げた。</p> <p>また、次期（第 3 期）SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の F S の実施にあたり、ERCA は独立行政法人（中期目標管理法人）として、かつ、環境省の所管法人として初めて SIP の戦略及び研究開発計画案を取りまとめ、ガバナリングボード（内閣府）から課題として成立すると高い評価を獲得し、令和 5 年度から始まる第 3 期 SIP における研究推進法人に指定された。</p> <p>以上のとおり、環境研究総合推進費に係る中期計画の所期の目標を質的に上回る顕著な成果を得るとともに、推進費の実績が評価されて新たに取り組んだ SIP においても質的に顕著な成果を得たことから、自己評価を S とした。</p> <p>具体的には次のとおり。</p> <p>(1) 研究成果の最大化</p> <p>新型コロナウイルス感染症が拡大する中であっても、オンラインにより PO による研究者への支援を継続的に行うなど、研究成果の最大化を図る取組を継続的に実施した結果、令和 3 年度に終了した 81 課題の事後評価の上位 2 段階の比率は、98%（79/81 課題）となり、中期計画に掲げる</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	



<p>期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。</p>	<p>価基準に加えて、他機関の取組を参考として、推進費の研究成果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入する。</p> <p>② 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（KO）会合やアドバイザーボード（AD）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（PO）・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。</p> <p>③ 低評価を受けた研究課題には評価を上げるための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。</p>	<p>加えたより客観性、定量性を高めた評価方法により、中間、事後評価を実施する。また、中間、事後評価は、研究の進捗・終了後のより適切な時期に変更して実施する。</p> <p>② 新規採択された課題についてキックオフ（KO）会合を、全ての課題について原則として年1回以上、アドバイザーボード（AD）会合を開催し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（PO）・機構職員による研究の進め方等の助言を行う。</p> <p>③ 中間評価において5段階評価で下位3段階または「目標達成度」が80点以下の低評価を受けた研究課題に対しては、評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応方策の作成を求め。その際、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への的確な指導・助言を行うなど、充実したフォローアップを実施する。なお、改善が見られないなどの場合は</p>		<p>中間・事後評価において実施した。</p> <p>中間評価の実施時期については、研究開始からの研究期間を十分に確保するため、7月から9月に変更して実施した。</p> <p>また、令和5年度以降の中間・事後評価の実施方法について、複数の研究領域にまたがる研究評価に対応するため、各研究領域の評価委員が評価できる効率的な評価方法の導入に向けて見直しを行った。</p> <p>② 研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実</p> <p>新規に採択された研究課題について、新型コロナウイルス感染拡大の影響で研究開始に遅れが生じないよう、オンラインによりキックオフ（KO）会合を開催し、プログラムオフィサー（以下「PO」という。）は7月までに開催された全てのKO会合に出席し、研究の進め方等に関する助言を行った。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による研究計画の変更について、柔軟かつ適切に対応する措置を講じた。</p> <p>③ 中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しなどのフォローアップの実施</p> <p>令和4年度実施課題のうち、中間年度にあたる54課題の中間評価（ヒアリング評価）の結果、全ての課題がS、A評価となり、上位2段階（S、A評価）の比率は、100%であった（令和3年度は98.2%）。</p> <p>5段階評価（S～D）で、指導対象の下位3番目以下（B以下）の評価を受けた課題はなかったが、研究成果・評価をより一層向上できるよう、POの指導・助言の下、環境研究推進委員会の意見等を今後の研究に反映させるようにした。</p> <p>なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮して、オンラインでヒアリング評価を行った。</p>	<p>目標を大きく上回る高い評価（対第4期中期計画目標値140%）を得た。</p> <p>また、若手研究者の育成では、半期毎に研究進捗に応じてPOが助言を行う等きめ細かな支援を行った結果、若手枠課題（16課題）の事後評価では、上位2段階（S、A評価）の比率は、100%と高い評価を得ることができた。</p> <p>（2）研究成果の環境政策への反映と社会実装</p> <p>研究終了後の3年後に追跡調査を行った研究42課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された件数は31件（74%）であり、令和4年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は18件であった。</p> <p>技術開発の成果（知財）については、他の研究開発法人との共催により企業を対象にした説明会（新技術説明会）を開催し、研究者と企業とのマッチングを行なうことにより、うち2課題について企業との共同研究開発に進展があった。</p> <p>さらに、業務移管後の研究内容について、データベース化を図り、研究者、研究機関及び企業の担当者が検索できるシステムを構築してホームページに公開し、研究内容へのアクセスの向上を図った。</p> <p>（3）次期SIPのFSの実施</p> <p>令和3年までの9年にわたりSIPの研究推進法人は、独立行政法人（研究開発法人）が担ってきたが、次期SIPのFSの実施にあたっては、独立行政法人（中期目標管理法人）として、かつ、環境省の所管法人として、初めてERCAが指定を受け、SIPに取り組んだ。</p> <p>令和4年度のFSでは、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」に係る戦略及び研究開発計画案を作成しガバニングボード（内閣府）に提出した。</p> <p>ガバニングボードでの集中討議の結果、15課題の戦略及び計画案の総合評価では、A評価8課題、B評価7課題のうち、他法人がSIPに継続して5～10年にわたり参画する中で、初めてSIPに参画する研究推進法人として「A」評価を獲得し、次期SIPの課題として成立するとの評価を得ることができた。</p> <p>また、令和5年度以降の研究開発を円滑に進めるため、公募、契約、評価、研究進捗管理等を行うための研究支援体制を整備した。</p> <p>（以下、評価理由に掲げた事項の詳細）</p> <p>（1）研究成果の最大化</p> <p>○ POの支援については、オンラインによるアドバイザーボード（AD）会合の充実、中間評価結果のフォローアップ、若手研究者への半期報やサイトビジット（研究視察）の実施など、研究者の支援に継続して取り組んだ結</p>
--	---	---	--	--	---

<p>(B)他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理</p> <p>(推進費に係る指標) (b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む）件数（平成29年度実績：18件））</p> <p>(SIPに係る指標) (b1)研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数</p> <p>(推進費に係る指標) (b2) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成29年度実績：2件）</p> <p>(SIPに係る指標) (b2)コアメンバー会議の開催回数</p>	<p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>①推進費において、環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員がKO会合やAD会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）において、機構が研究推進法人として指定された研究課題について、研究開発計画に沿ってPDの方針に従い、研究開発を推進する。</p> <p>② 産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書で担保するとともに、研究機関から出願された知的財産出願</p>	<p>研究費の打ち切りを検討する。</p> <p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行う。また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に対し研究の進捗や研究遂行上の課題に関するレポート（半期報）の提出を求め、進捗状況のフォローアップや研究支援を実施する。</p> <p>② 研究成果の社会実装を推進するため、産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書に知的財産権の帰属に関する項目を盛</p>	<p>他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理</p> <p>(推進費に係る指標) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む）件数（平成29年度実績：18件））</p> <p>(SIPに係る指標) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数</p> <p>(推進費に係る指標) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成29年度実績：2件）</p> <p>(SIPに係る指標) コアメンバー会議の開催回数</p>	<p>(B) 研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理の実施</p> <p>① 政策検討状況の情報提供、助言等 KO会合・AD会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。 また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポート（半期報）を提出してもらい、進捗状況に応じてPOから助言を行うなどフォローアップを行った。</p> <p>② 知的財産出願件数の把握 機構に業務移管された平成29年度以降に実施された研究課題について、令和4年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は18件であった。 技術開発成果（知財）は、前年度に引き続き新技術説明会で紹介するなどし、研究者と企業とのマッチングを行った。 その結果、令和3年度の新技術説明会で発表した5課題のうち2課題について共同研究開発等の進展が見られた。</p>	<p>果、令和3年度に終了した81課題のうち79課題（98%）が上位2段階（S、A評価）の高い評価を得た。（対中期計画目標値140%）</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響で研究開始に遅れが生じないよう、オンラインも活用して、POは全てのキックオフ（KO）会合、アドバイザリーボード（AD）会合に出席し、研究の進め方等について助言を行った。</p> <p>○ 研究費の適正執行と研究不正の防止取組の強化については、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、事務処理説明会は、オンラインで開催し、研究費の適正執行と不正防止の取組に引き続き取り組んだ。 なお、令和3年度末に研究機関から提出された研究不正に関する調査報告書に基づき、令和4年4月に不正使用された研究費の返還命令及び推進費への申請等資格の制限を行った。 また、実地検査は、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しつつ、実地による検査を実施し、計画通り66課題の検査を終了した。</p> <p>(2) 研究成果の環境政策への反映と社会実装 ○ 研究成果の環境政策等への貢献では、環境省が実施した令和4年度追跡評価の対象となった42課題のうち31課題（74%）について、環境政策への反映が確認された。 一例として、統合領域での研究では、日本固有の事情に即したSDGsローカル指標及び自治体におけるSDGs達成に向けた取組や成功事例を登録・検索・共有することを可能とする「ローカルSDGsプラットフォーム」を開発し、内閣府の「地域創成SDGsローカル指標リスト」として公表されたほか、本研究で構築したデータが大阪府のSDGsビジョンや沖縄県のSDGsアクションプランの策定に活用された。</p> <p>○ 研究成果の社会実装については、「川崎国際環境技術展」、「エコプロ2022」、「新技術説明会（JST共催）」を開催し、最新の技術開発成果の紹介を通じて、研究者と企業とのマッチングの機会を提供するなど積極的に取り組んだ結果、5者から個別面談等の問い合わせがあった。 また、令和3年度の新技術説明会で発表した2課題について、追跡評価の結果、企業との共同研究開発の進展が見られた。 また、国際展開として、「ISAP2022（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）」において、推進費で実施している海洋プラスチックに関する研究成果を紹介した。</p>	
--	---	--	---	--	---	--

<p>(推進費に係る指標) (b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成 29 年度委員会出席実績：無し）</p>	<p>件数を把握する。</p> <p>③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、推進費の研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理に努める。</p>	<p>り込む。また、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。</p> <p>③ 環境省が開催する追跡評価専門部会に参画し、研究成果の活用状況等を把握する。令和 2 年度に実施された制度評価の結果や人的な交流等により、他の研究機関等における知見やノウハウの情報収集に努め、次年度の公募や研究管理に活用する。</p>	<p>(推進費に係る指標) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成 29 年度委員会出席実績：なし）</p>	<p>(推進費に係る指標) プログラマー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザーボード（AD）会合への参加課題数等（平成 29 年度実績：全課題参加）</p>	 <p>③ 追跡評価結果等の収集及びその活用 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、追跡評価結果の報告を収集した。 なお、令和元年度に終了した調査対象 42 課題のうち、研究成果が環境政策へ反映された件数（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む。））は 31 件（74%）であった。 また、中間・事後評価の実施方法の見直しに当たっては、他の配分機関等の実施方法を調査し、意見交換の場を設けるなど、知見やノウハウの情報収集に努め、実施方法に反映した。</p>  <p>④ POのKO会合・AD会合の参加及び研究支援の充実 研究者が主催するKO会合、AD会合について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、Web会議システムで開催されたものも含め、POは全てのKO会合、AD会合に参加した。 革新型研究開発（若手枠）の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についてもPOから指導・助言するなどきめ細かく対応することで研究管理を充実させた。 技術開発課題の社会実装を推進するため、該当課題については、研究管理を行うPOに加え、社会実装支援担当のPOも配置し、1課題につき2人のPO体制で、研究支援と社会実装支援（特許の取得や企業とのマッチング）を充実させた。 また、令和4年7月にかけて研究情報管理基盤システムの機能改修を実施し、zipファイルのアップロードを可能とす</p>	<p>さらに、知財戦略や企業とのマッチングを助言・指導する社会実装支援担当のコーディネーターを新たに配置した。</p> <p>(3) 次期 SIP の FS の実施 ○ 令和5年度から開始の次期 SIP において、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が新たな課題候補となり、その FS を独立行政法人（中期目標管理法人）として初めて環境再生保全機構が研究推進法人に指定された。 SIP では、企業から提出された RFI 77 提案の分析・評価を行い、FS 実施方針（内閣府 検討 TF 決定）に基づき FS を実施し、戦略及び計画案を作成し内閣府に提出した。（コアメンバー開催回数 23 回、ワークショップ 2 回、タウンミーティング 1 回、サイトビジット 8 か所）</p> <p><課題と対応> ○ 研究成果を環境政策や社会実装に繋げる取組を推進するため、国内外に対して研究で得られた新技術を積極的に紹介していく。また、令和4年度に新たに配置した、知財戦略や企業とのマッチングを助言・指導する社会実装支援担当の専任のコーディネーターにより、研究者への支援を強化していく。</p> <p>○ 令和5年度から開始される次期 SIP について、戦略及び計画に基づき公募を行うとともに、プログラムディレクターの要請に基づき、他の SIP 課題との連携や、ピアレビューなどガバニングボードによる評価に必要な自己評価（ピアレビュー）など、研究管理を進めていく。</p>	
<p>(推進費に係る指標) (b4) プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザーボード（AD）会合への参加課題数等（平成 29 年度実績：全課題参加）</p>	<p>④ 推進費の各領域の多分野にわたる研究内容に的確に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、PO体制の強化、役割の見直し等により、POによる研究支援を強化、充実する。</p>	<p>④ KO会合、AD会合などが Web にて行われる場合でも適切に研究管理が行えるようにするための方策や機構職員の研究管理能力の向上方策等を進める。また、研究情報管理基盤システムの利便性向上やデータ利活用（操作性、機能性等の改善）などにも引き続き取り組み、研究管理を効果的、効率的に行うことによって、研究者を支援する。更に</p>	<p>(推進費に係る指標) プログラマー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザーボード（AD）会合への参加課題数等（平成 29 年度実績：全課題参加）</p>	<p>(推進費に係る指標) プログラマー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザーボード（AD）会合への参加課題数等（平成 29 年度実績：全課題参加）</p>	<p>また、令和4年7月にかけて研究情報管理基盤システムの機能改修を実施し、zipファイルのアップロードを可能とす</p>		

	<p>⑤SIPについては、研究開発計画に基づき公募を行うための公募説明会を開催するとともに、効果的に研究管理を行うため、外部有識者（関係府省庁を含む。）によるコアメンバー会議を開催する。</p>	<p>は、技術開発課題の社会実装を推進するため、特許の取得や企業とのマッチングを支援するPOを配置し、研究者を支援する。</p> <p>⑤ 第3期戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の課題候補(サーキュラーエコノミーシステム)について、フィージビリティスタディの実施方針に基づき基礎的調査等を行い、研究開発テーマを整理するとともに研究開発計画案を12月末までに作成する。また、次期SIPの実施に向けて必要な体制を構築する。</p>		<p>るなど利便性を向上させた。これにより、研究者からの成果報告書類の提出(10ファイル)を始めとする各種提出書類を1つのzipファイルとしてアップロードが可能となり、研究者の作業負担の軽減に繋がった。</p> <p>⑤第3期戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の課題候補に係るフィージビリティスタディ(FS)実施に関する調査等</p> <p>SIPは、科学技術イノベーション実現のために平成26年度に創設した国家プロジェクトであり、総合科学技術・イノベーション会議(議長 内閣総理大臣)が令和5年度から開始予定の次期SIPにおいて、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が新たな課題候補となり、令和4年度は、そのフィージビリティスタディ(以下「FS」という。)が実施された。これまでSIPの研究推進法人は研究開発法人が担ってきたが、FSの実施にあたり、環境再生保全機構は、独立行政法人(中期目標管理法人)として、かつ、環境省所管の法人として初めてSIPの研究管理に取り組むこととなった。</p> <p>FSでは、PD候補の下、企業等から提出されたRFI(Request For Information)77提案の評価・分析を行い、RFI提出企業等29社に対しヒアリングを実施、FS実施方針(案)を策定し、内閣府の検討タスクフォース(検討TF)の決定を受けて以下のとおり実施した。</p> <p>●基礎調査と個別テーマ調査</p> <p>基礎調査では、国内外の取組事例の調査・整理、サーキュラーエコノミーの構築に係る社会課題及び解決方法について調査を行うとともに、個別テーマ調査では、技術実現性やサブ課題の成立可能性等について調査を行った。</p> <p>●コアメンバー会議の開催</p> <p>PD候補、サブPD候補、戦略コーディネーター、学識経験者、内閣府ほか関係府省及び研究推進法人であるERCAにより構成され、次期SIPの実施に向け、基本方針、FS実施方針、研究開発計画書案を策定する他、FSの進捗を管理する会議体で、毎週一回開催しFS実施期間中に23回開催した(FS参加企業も含めた全体会議は毎月一回開催)。</p> <p>●ワークショップの開催</p>		
--	---	---	--	---	--	--

<p>(C)研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進</p> <p>(推進費に係る指標) (c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成 29</p>	<p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究コミュニティ及び国、地方公共団体における環境行政の関係者等に向けた効</p>	<p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究成果の普及・促進を図るため、研究コミュニティと連携し、新型コロナウイルス感染症</p>	<p>研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進</p> <p>(推進費に係る指標) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成 29 年度実績：1 回）</p>	<p>FS 担当機関に対し、SIP の狙い、CE 動向など基礎情報の共有を通じて、本プロジェクトに関する共通認識を持ち、個別テーマの目標設定やテーマ間連携の検討に資する基礎情報の共有を目的に開催した。</p> <p>第 1 回（9/22）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SIP の狙い、CE 基礎調査・全体像案の共有、CE と TCFD/TNFD、パネルディスカッション <p>第 2 回（10/27）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マトリックスマネジメント、計測技術開発、富岳利用、計算・モデリング・データプラットフォーム、パネルディスカッション <p>●タウンミーティングの開催「生活に身近な問題からプラスチックの未来を考えよう」</p> <p>タウンミーティングを通じて、消費者の行動変容における課題を抽出し、研究開発計画案の作成に資することを目的に開催した。</p> <p>令和 4 年 10 月 9 日（日） 東京ドームシティ ラクーア ガーデンステージ</p> <p>●サイトビジットの実施</p> <p>サーキュラーエコノミーに資する国内の先進事例（8カ所）の視察を行い、企業代表や技術担当責任者との意見交換を通じて、課題の整理とデジタル化の現状把握など、必要な情報を収集した。</p> <p>これら FS の調査結果に基づき、戦略及び研究開発計画案を作成し、ガバニングボード（内閣府）での集中討議の結果、15 課題の戦略及び計画案の総合評価では、A 評価 8 課題、B 評価 7 課題のうち、他法人が継続して SIP に参画するなか、はじめて SIP に参画する研究推進法人として A 評価を獲得することができた。</p> <p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進</p> <p>①研究成果の普及 令和 3 年度終了課題の研究成果を広く情報発信するため、研究成果報告書を機構のホームページで公表した。また、令和 3 年度終了課題のうち、環境省が推薦した課題については、</p>		
--	--	---	--	---	--	--

<p>年度実績：1回)</p> <p>(SIPに係る指標)</p> <p>(c1)SIPに関する情報発信回数</p> <p>(推進費に係る指標)</p> <p>(c2)一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数(平成29年度実績：無し)</p>	<p>果的な成果の普及及びその支援を行う。</p> <p>② 実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」を促し、または支援し、研究成果を積極的に普及する。</p> <p>③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウム等を毎年度開催するなど国民対話を推進し、情報発信を強化する。</p>	<p>の影響を踏まえ、実施方法を工夫して研究成果発表会を開催する。また、必要に応じて、POが各課題の研究成果の概要を環境省各担当課室に説明し、研究成果の橋渡しを行うなど、環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。</p> <p>② 推進費で実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」の開催を促すとともに、研究成果の発信力の強化にむけて、機構 Web サイトのプラットフォーム展開、英語版コンテンツの作成など情報発信ツールとしての活用を拡充し、研究成果を積極的に発信する。また、研究成果の国際展開の強化に向けて、国際共同研究の実現に向けた検討を進める。</p> <p>③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウムやイベントをオンライン等の方法も活用して開催し、国民対話の推進、情報発信を強化する。また、技術開発課題の社会実装を推進するため、新技術や産学連携に関心のある企業関係者に向けたイベント等を開催する。</p>	<p>(SIPに係る指標)</p> <p>SIPに関する情報発信回数</p> <p>(推進費に係る指標)</p> <p>一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数(平成29年度実績：無し)</p>	<p>研究成果を環境政策へ活用するため、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、機構から環境省へ提出した。</p> <p>また、令和4年9月24日に「都市と気候変動」をテーマとしたオンラインシンポジウムを日本環境共生学会と合同で開催した。(参加者114人)</p> <p>カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するため、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」(経済産業省、文部科学省、環境省が設立し、約200の大学等が参加)に幹事機関として参画し、各大学の取組の情報を収集した。</p> <p>② 「国民との科学・技術の対話」の支援</p> <p>各研究課題が実施する「国民との科学・技術対話(シンポジウム等)」の開催案内について、年間を通じて、機構ホームページで紹介した(32件)。</p> <p>また、推進費の研究成果の国際発信を推進するため、令和4年12月5日に「ISAP2022(持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム)」(IGES主催)のテーマセッションをオンラインで開催し、推進費で実施している海洋プラスチックに関する研究成果を世界に向けて発信した。(参加者84人)</p> <p>③ 機構による国民対話の推進及び情報発信</p> <p>推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた推進費広報ツール「2022年版 推進費パンフレット」を制作(5,600部)し、各研究機関、大学等に配布した。</p> <p>8月に推進費ホームページをリニューアルし、推進費の研究課題データベースの新規構築、訴求力の高いイベント・プレスリリースのページを作成するなど、推進費の実施状況や最先端の科学的情報を提供できるプラットフォームを構築した。また、11月より、研究成果等の情報発信強化のため、SNS(Twitter)の運用を開始した。</p> <p>推進費で得られた研究成果の社会実装を目指して、「川崎国際環境技術展(11月)」、「エコプロ2022(12月)」、「新技術説</p>		
---	--	---	---	---	--	--

<p>(D)研究費の適正執行及び研究不正の防止</p> <p>(推進費に係る指標)</p> <p>(d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数(平成29年度実績:2回)</p> <p>(SIPに係る指標)</p> <p>(d1)研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数</p> <p>(推進費に係る指標)</p> <p>(d2) 実地検査(中間検査及び確定検査)を実施した研究課題数(平成29年度実績:50課題)</p> <p>(SIPに係る指標)</p> <p>(d2) 実地検査を実施した研究課題数</p>	<p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を毎年度実施するなどの取組を行う。</p> <p>② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、毎年度、継続中・終了の研究課題について実地検査(中間検査及び確定検査)を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低1回は行う。</p>	<p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、実施方法を工夫して、研究者及び事務担当者向けの説明会を実施する。</p> <p>② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、継続中あるいは終了した研究課題について実地検査(中間検査及び確定検査)を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響によっては書面による検査対応を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低1回は行うことを基本とし、計画的に行う。また、これまでの実地検査及</p>	<p>研究費の適正執行及び研究不正の防止</p> <p>(推進費に係る指標)</p> <p>研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数(平成29年度実績:2回)</p> <p>(SIPに係る指標)</p> <p>(d1)研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数</p> <p>(推進費に係る指標)</p> <p>実地検査(中間検査及び確定検査)を実施した研究課題数(平成29年度実績:50課題)</p> <p>(SIPに係る指標)</p> <p>実地検査を実施した研究課題数</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p>	<p>明会(令和5年3月)」(JST共催)において、研究者と企業とのマッチングの機会(1対1の個別相談の場)を提供する(全10課題を紹介)。また、令和3年度の新技術説明会で発表した研究(5課題)の追跡評価結果によると、うち2課題において共同研究開発等の進展が見られた。</p> <p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のための取組</p> <p>① 使用ルールの周知徹底</p> <p>研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び研究機関の会計事務担当者に対する事務処理説明会をオンラインで開催し、直接、参加者に対して周知した(参加者数:255名)。</p> <p>なお、研究不正事案については、「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」に基づき、迅速に不正を行った者に対する処分(環境研究総合推進費への申請等資格の制限)を行うとともに、研究機関に対して研究費の返還請求を行った。</p> <p>② 実地検査の実施</p> <p>研究機関における適正な研究費執行の確認と、適正執行の指導を行う実地検査について、令和4年度の実地検査計画を策定するとともに、66課題の実地検査を、令和4年9月から12月の期間で計画通り実施した。</p> <p>実地検査の結果、一部において収支簿への記載誤りや支出費目の誤りが見受けられたことから、適切に指導を行った。</p>		
--	---	--	--	--	--	--

		び書面検査を踏まえ、より効率的・効果的な検査の実施方法等（実地に依る場合、書面に依る場合、対象課題（機関）の選定など）の検討を進める。	—			
--	--	---	---	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-7-2	公募、審査・評価及び配分業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第8号～10号
当該項目の重要度、難易度	<難易度：高>応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を2割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<評価指標>									予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933	5,434,579
高い研究レベルを確保するため、応募件数は第3期中期目標期間中5年間の水準以上を確保	—	第3期中期目標期間中5年間の実績平均値：261件/年	328	303	327	319			決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217	5,349,862
革新型研究開発（若手枠）の応募件数	32件以上/年	業務移管前2年間の実績平均値：27件/年	53	54	51	60			経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520	5,254,630
<関連した指標>									経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049	239,459
外部有識者委員会の開催回数	—	平成29年度実績：3回/年、領域毎の研究部会の開催回数：各2回/年	委員会3回/研究部会11回（領域毎の研究部会各2回/年）※	委員会3回/研究部会13回（領域毎の研究部会各2回/年）※	委員会4回/研究部会19回	委員会3回/研究部会17回			行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988	5,254,630
新規課題説明会の開催回数	—	平成30年度採択案件に係る実績：1回/年	1回	0回 〔資料のHP掲載により周知〕	1回	1回			従事人員数	10	10	10	10
早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日	—	平成30年度実績：平成30年5月31日	5/31	6/11	6/14	6/14							

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※各3回/年を予定していたが、コロナウイルス感染症対策により延期したため各2回/年となったもの。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																				
				業務実績	自己評価	評価	理由																			
<p>(2) 推進費の公募、審査・評価及び配分事務</p> <p>(A) 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保。前中期目標期間中5年間の実績平均値：261件/年)</p> <p><定量的な目標水準の考え方></p> <p>(a) 応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保する必要があるという視点での目標であることから、申請件数については、前中期目標期間中の水準以上を確保する設定とする。</p>	<p>(2) 推進費の公募、審査・評価及び配分事務</p> <p>(A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会を実施するなど効果的な広報を展開する。</p>	<p>(2) 公募、審査・評価及び配分事務</p> <p>(A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。これらにより、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保する。(前中期目標期間中5年間の実績平均値：261件/年)</p> <p>① 公募要領確定前の早い時期に推進費制度を理解していただくための説明会を、公募要領確定後に具体的な公募内容を説明する説明会を行う。また、公募の実施時期以外の期間も研究者の相談に対応するため、PO及び機構職員に</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保(前中期目標期間中5年間の実績平均値：261件/年)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A) 第3期中期目標期間中5年間の応募件数(実績平均値：261件以上)の水準以上を確保</p> <p>令和4年9月16日から10月21日まで、令和5年度新規課題の公募をした結果、319件(戦略研究プロジェクトを除く)の申請があり、第3期中期目標期間中5年間の実績平均値(261件)を22%上回る増加となった。</p> <p>令和5年度新規公募では、ミディアムファンディング(2,000万円以内)の本格実装に加え、革新型研究開発(若手枠)に新たに300万円以内の申請枠を設けたとともに、特に提案を求める研究開発テーマとして、カーボンニュートラルに特に資する行政要請研究テーマに該当する課題、多様な分野による総合的な知見により環境政策へ貢献する課題を設定し、公募を行った。</p> <p>(表1) 新規課題公募申請件数の推移</p> <table border="1"> <caption>(表1) 新規課題公募申請件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>申請件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>223</td></tr> <tr><td>H27</td><td>251</td></tr> <tr><td>H28</td><td>251</td></tr> <tr><td>H29</td><td>308</td></tr> <tr><td>H30</td><td>275</td></tr> <tr><td>R1</td><td>328</td></tr> <tr><td>R2</td><td>303</td></tr> <tr><td>R3</td><td>327</td></tr> <tr><td>R4</td><td>319</td></tr> </tbody> </table> <p>①効果的な広報展開</p> <p>推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた「2022年版推進費パンフレット」を制作(5,600部)し、各研究機関、大学等に配布した。</p> <p>令和5年度新規課題の公募説明会については、オンラインにより2回開催した。第2回オンライン公募説明会では、行政ニーズへの対応の強化を図るため、新たに環境省担当課室の担当官が行政ニーズ(約50の行政要請研究テーマ)を説明する機会を設けた。2回のオンライン公募説明会には600名を超える多くの研究者、URA(ユニバーシティ・リサーチ・</p>	年度	申請件数	H26	223	H27	251	H28	251	H29	308	H30	275	R1	328	R2	303	R3	327	R4	319	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>平成28年度の環境省からERCAへの業務移管以降、研究内容の「質」を確保するため、公募における公募件数の拡大や若手研究者の育成を図るといった、「量」を確保する取組を継続して行い、中期計画の所期の目標を上回る成果が得られたと認められることから、自己評価をAとした。</p> <p>具体的には次のとおり。</p> <p>(1) 公募の応募件数</p> <p>高い研究レベルを確保するため、令和5年度の公募に当たり、より多くの研究者に研究提案の機会を提供するため、研究費の規模を中規模にしたミディアムファンディング(2,000万円以内)課題の本格実装を行った。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、オンライン個別相談会を新たに開設するなど積極的な広報に努めた。これら結果、目標を上回る319件(前中期目標期間の実績平均値261件に対し22%増)の応募を獲得することができた。</p> <p>(2) 若手研究者の育成</p> <p>人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、革新型研究開発(若手枠)に新たに300万円以内の申請枠を設けるなどの見直しを行った結果、目標を上回る60件(中期計画目標値32件以上/年に対し88%増)の若手研究者からの応募を獲得することができた。</p> <p>また、若手研究者に対して、プログラムオフィサーによる研究マネジメント講習等を通じた育成支援を継続して実施した。</p> <p>※若手枠課題(16課題)の事後評価では、上位2段階(S、A評価)の比率は、100%と高い評価を得ることができた。</p> <p>(1-7-1再掲)</p> <p>(以下、評価理由に掲げた事項の詳細)</p> <p>(1) 公募の応募件数</p> <p>○ 令和5年度新規課題の公募については、ミディアムファンディング(2,000万円以内)課題を本格実装して一定</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><その他事項></p>
年度	申請件数																									
H26	223																									
H27	251																									
H28	251																									
H29	308																									
H30	275																									
R1	328																									
R2	303																									
R3	327																									
R4	319																									

<p>(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年（業務移管前 2 年間の実績平均値：27 件／年）</p> <p>< 定量的な目標水準の考え方 ></p> <p>(b) 政府方針 において若手研究者の育成、活躍推進が求められ</p>	<p>② 公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。</p> <p>(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。</p>	<p>② 推進費の制度や公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。</p> <p>(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。これらの取組を推進することにより、革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年を確保する。（業務移管前 2 年間の実績平均値：27 件／年）</p>	<p>革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年（業務移管前 2 年間の実績平均値：27 件／年）</p>	<p>アドミニストレーター）の参加が得られた。</p> <p>P O 及び職員によるオンライン個別相談会（通年開催）では、53 件の個別相談を実施し、推進費制度の説明や研究提案上の留意点に関するコーチングを実施した（昨年度実績 26 件）。</p> <p>ホームページにおいて、公募説明資料を動画で掲載し、公募説明会に参加できない方にも幅広く周知した。公募ポスター・チラシを作成し、環境分野の学科を設置する大学、研究機関、研究者コミュニティ等に幅広く配布した。本年度は SBIR（Small Business Innovation Research）制度による支援の強化のため、中小企業等への周知拡大を図ったとともに、大気環境学会の抄録、日刊工業新聞（誌面及び電子版）、環境新聞（誌面）に広告を掲載するなど効果的に広報展開した。</p> <p>環境政策の貢献に資する質の高い研究を確保するため、環境省各局担当者に令和 5 年度新規課題公募で提示された行政要請研究テーマ等に関するヒアリングを実施し、各局との連携強化を図った。環境政策の最新の動向、推進費で求められる研究成果等を把握し、評価委員の推進費制度の理解促進に繋がるよう、評価関連資料の作成やきめ細やかな説明等を行った。</p> <p>（資料編 P80_推進 1 環境研究総合推進費 令和 5 年度新規課題公募要領（抜粋版））</p> <p>② 広報の早期化</p> <p>第 1 回 環境研究推進委員会（7 月 7 日開催）において、公募の基本方針が決定した直後の 7 月末から公募の概要について広報を開始し、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を設けた。</p> <p>(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上/年確保</p> <p>革新型研究開発（若手枠）は 60 件の申請があり、第 4 期中期計画に掲げる目標（32 件）を 88% 上回る増加となった。</p>	<p>の採択枠を設けた。また、公募説明会は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、オンラインでの開催や公募に関するオンライン個別相談会を開設した。（相談があった 53 件のうち 38 件が応募に繋がる）これらの結果、319 件の応募を得ることができた。（前中期目標期間の実績平均値比 22% 増）</p> <p>(2) 若手研究者の育成</p> <p>○ 革新型研究開発（若手枠）について、一定の採択枠を設けて公募を実施するとともに、人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、新たに 300 万円以内の申請枠を設けるなど見直しを行った。</p> <p>また、公募説明会等において若手枠を積極的に広報するとともに、若手枠を含め個別相談会を新たに開設するなど広報を積極的に行った結果、目標を上回る 60 件の応募を得ることができた。（対中期計画目標値比 88% 増）</p> <p>さらに、環境政策の貢献に資する質の高い研究を確保するため、環境省各局担当者に令和 5 年度新規課題公募で提示された行政要請研究テーマ等に関するヒアリングを実施し、各局との連携強化を図るとともに、評価委員の推進費制度の理解促進に繋がるよう、評価書の改訂等を行った。</p> <p>< 課題と対応 ></p> <p>○ 環境政策貢献型の競争的研究費として、行政ニーズに沿った研究課題が確保されるよう、公募要領等において環境省の他の研究開発資金等との棲み分けを明確にしつつ、研究者が行政ニーズに関する認識を一層深めることができるよう、公募前から個別相談会を通じて周知していくほか、公募期間、事前審査の段階において研究者に確認を求めている。</p> <p>○ 革新型研究開発（若手枠）について、制度評価フォローアップ専門部会（環境省）の提言を踏まえ、若手研究者の応募拡大に向けた検討を行う。</p>	
--	--	--	---	--	---	--

<p>ており、社会実装を見据えながらも独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では (a) のとおり高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数については、2割程度増加させることが望ましい。</p> <p>(C) 研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施</p> <p><関連した指標> (c1) 外部有識者委員会の開催回数（平成29年度実績：3回/年）、（領域毎の研究部会の開催回数：各2回/年）</p>	<p>① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。</p> <p>② 新規に採択された採択課題の若手研究者に対して研究マネジメント等についての講習会を実施するなど、研究成果を向上させる支援を行う。</p> <p>(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会の運用方法の見直しを行うなど、適切な業務運営を行う。</p> <p>② 外部有識者により構成される推進委員</p>	<p>① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定するなど若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、制度評価フォローアップ専門部会の提言を踏まえ、比較的小規模な課題を一定数採択する仕組みを導入し、公募を行う。公募説明会では、若手枠について積極的に周知する。</p> <p>② 新規採択課題説明会において、研究計画の作成や研究マネジメントなど若手研究者が参考となる講習を実施することで若手研究者育成の支援を行う。</p> <p>(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会について、効果的かつ効率的に運営する。</p> <p>② 外部有識者により構成される推進委員会及</p>	<p>研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施</p> <p>外部有識者委員会の開催回数（平成29年度実績：3回/年）、（領域毎の研究部会の開催回数：各2回/年）</p>	<p>① 若手研究者による研究採択枠の確保 若手研究者の育成の支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発（若手枠）については新たに300万円/年の申請枠を新設し、第3期中期目標期間の採択枠（平成30～31年度新規課題の平均）を上回る規模に拡大し公募を行った。</p> <p>② 若手研究者の育成支援 公募説明会では、若手枠の300万円枠の新設や、推進費により雇用された若手研究者（40歳未満）が研究に従事するエフォートの20%を上限として自発的な研究活動を行うことを可能とする制度等について、積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、POによる研究計画書の作成ポイントに関するガイダンスも実施した。</p> <p>(C) 透明で公正な審査・評価の実施</p> <p>① 環境研究推進委員会、研究部会の適切な業務運営 令和5年度新規課題の公募方針、公募要領、中間・事後評価の評価結果等の審議を行うため、環境研究推進委員会を3回開催するとともに、新規課題公募、中間・事後評価のヒアリング審査を行うため、各研究部会を17回開催し、業務を適切に運営した。</p> <p>② 公正な審査・評価の実施 新規課題公募の採択審査を公正に実施するため、昨年度の</p>		
---	---	--	--	--	--	--

<p>(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上</p> <p><関連した指標> (d1) 新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年）</p>	<p>会において、専門的な知見に基づいた公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、評価結果が研究の改善策や今後の対応に活かせるよう、新しく構築した研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する。</p> <p>(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした</p>	<p>び研究部会において、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究情報管理基盤システムの利便性向上に取り組み、データの利活用をさらに進めることにより、研究評価を効果的に実施する。</p> <p>(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善について検討する。また、新規に採択された課題を対象に、実施方法を</p>	<p>予算の弾力的な執行による利便性の向上</p> <p>新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年）</p>	<p>公募審査における課題等を抽出の上、職員と P O によるプロジェクトチームを設置し、下記事項について見直しを行った。</p> <p>ア. 評価体制の強化</p> <p>多様な分野の研究の評価、研究費の細分化による申請件数増加に対応するため、書面評価委員を大幅に増員（新たに 50 人に委嘱）し、審査の高度化及び評価委員全体の負担軽減を図った。</p> <p>イ. 公募対象外要件に関する該否審査及び周知の徹底</p> <p>他府省や環境省の他の事業との重複を避けるため、プレ審査の実施方法を見直ししたほか、公募対象外要件の公募要領への明確な記載や申請書に公募対象外要件に該当していない旨のチェックボックスを設けるなどの工夫を行った。</p> <p>ウ. 採点結果の統計処理手法の見直し・採点基準の明確化</p> <p>統計処理による偏りの補正を改善するため、複数の統計処理手法を用いてシミュレーションを行い、安定した補正結果が得られる統計処理手法（偏差平均法）を導入した。また、採点基準に定性的な説明文を付与し、全評価委員において統一的な認識が図れるよう、見直しを行った。</p> <p>（資料編 P86_推進 2 環境研究総合推進費 令和 5 年度新規採択研究課題）</p> <p>(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上</p> <p>① 予算の弾力的執行と利便性の向上</p> <p>研究代表者及び研究分担者の所属機関内での所属部署変更や役職名の変更については、変更届及び変更を反映した研究計画書の提出を義務付けていたが、所属機関内での異動や役職変更は多くあることから、研究機関における事務の負担軽減のため変更届を廃止し、変更を反映した研究計画書の提出のみとした。</p> <p>また、研究費の使用ルールの徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、新規に採択された課題も含め、研</p>		
--	---	--	--	---	--	--

	<p>(d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成30年度 実績：平成30年5月31日）</p>	<p>説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。</p> <p>② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。</p>	<p>工夫して説明会を実施することなどにより、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。</p> <p>② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。</p>	<p>早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成30年度 実績：平成30年5月31日）</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> —</p>	<p>究者及び研究機関等の会計事務担当者に対する事務処理説明会を、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえオンラインで開催し、直接、参加者に対して周知した。</p> <p>② 契約事務等の早期化による研究費の早期執行 研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知書を発送することにより、研究費の早期執行を図ることとしている。新規課題については、4月1日から研究費の執行を可能とする契約書等を、相手方の事情により手続きができなかった1機関を除き、6月14日までに発送した。なお、研究代表機関への研究費の支払いについても、相手方事情により手続きができなかったものを除き継続契約課題については5月31日までに、新規契約課題については7月30日まで支払いを完了した。</p>		
--	---	--	---	---	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	経費の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費	▲8.125%以上	平成 30 年度予算	▲17.1%	▲23.8%	▲11.7%	▲25.3%		除く人件費、効率化除外経費等
業務経費	▲5%以上	平成 30 年度予算	▲12.2%	▲23.9%	▲19.0%	▲18.8%		除く人件費、効率化除外経費等

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(1) 経費の効率化 ①一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125 % 以上の削減を行うこと。	(1) 経費の効率化 ① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	(1) 経費の効率化 ① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を達成すべく所要の取組を行う。（消費増税による増加分を除く。）	<主な定量的指標> 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行うこと。	<主要な業務実績> ① 一般管理費 一般管理費（令和4年度計画予算額→令和4年度実績額） ▲17百万円（84百万円→67百万円） i) 一般管理費については、中期計画の削減目標（▲8.125%以上:令和4年度の削減水準は平成30年度比▲6.5%）を達成すべく所要の額を見込んだ令和4年度予算（84百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の削減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和4年度実績額（67百万円）は第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲25.3%となり、目標を上回る水準を達成した。 ii) 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和4年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。	<評価と根拠> 評価：B 以下により、年度計画に基づく取組を着実に実施したため、自己評価をBとした。 ① 一般管理費 i) 一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく、各種経費の削減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、令和4年度実績額は、第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲25.3%となり、目標を上回る水準を達成した。 ii) 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和4年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 ② 業務経費	評価 <評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

<p>② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行うこと。</p> <p><定量的な目標水準の考え方> これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成</p>	<p>② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）</p>	<p>② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を達成すべく各勘定において所要の取組を行う。（消費増税による増加分を除く。）</p>	<p>公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行うこと。</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> ① 一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。 ② 業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。</p>	<p>② 業務経費 業務経費（令和4年度計画予算額→令和4年度実績額） ▲152百万円（1,411百万円→1,259百万円）</p> <p>i) 業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金、石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、中期計画の削減目標（▲5%以上:令和4年度の削減水準は平成30年度比▲4.0%）を達成すべく、所要の額を見込んだ令和4年度予算を作成した。</p> <p>その予算の範囲内で業務の効率化に努めた結果、令和4年度実績額は、第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲18.8%（公健▲19.7%、石綿▲31.6%、研究▲24.5%、基金▲13.1%）となり、目標を上回る水準を達成した。</p> <p>ii) 業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。</p> <p>（資料編 P89_共通1 予算と決算の対比/経費削減及び効率化目標との関係） （資料編 P91_共通2 計画額及び実績額（令和4年度））</p>	<p>i) 業務経費については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務の効率化に努めた結果、令和4年度実績額は、第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲18.8%（公健▲19.7%、石綿▲31.6%、研究▲24.5%、基金▲13.1%）となり、目標を上回る水準を達成した。</p> <p>ii) 業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。</p> <p><課題と対応> ○ 一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況等について四半期毎に理事会に報告する。</p>					
---	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--

してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。						
-------------------------------------	--	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	給与水準等の適正化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
〈関連した指標〉								
対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案)	—	—	令和元年6月末公表 値：105.9	令和2年6月末公 表値：105.4	令和3年6月末公表 値：107.9	令和4年6月末公表 値：105.9		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(2) 給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。 〈関連した指標〉 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、国家公務員指数	(2) 給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	(2) 給与水準等の適正化 役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	〈主な定量的指標〉 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。 〈その他の指標〉 — 〈評価の視点〉 ・給与水準が適正かどうか。 ・給与水準の検証結果等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」等に基づき公表しているか。	〈主要な業務実績〉 令和3年度の給与水準及び検証結果について、令和4年6月30日に機構ホームページ上に公表した。 令和3年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は105.9(令和2年度指数107.9)であり、主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「適当な水準」であるとの評価を受けた。	〈評価と根拠〉 評価：B 年度計画に基づく取組を着実に実施したため、自己評価をBとした。 ○給与水準については、主務大臣から「適当な水準」であるとの評価を受けた。 ○給与水準の検証結果等については、国のガイドライン等に基づき適切に公表した。 〈課題と対応〉 ○引き続き、給与水準の適正化に取り組むとともに、給与水準の検証結果については、適切に公表する。	評価	〈評価に至った理由〉 〈今後の課題〉 〈その他事項〉

や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。						
-----------------------------------	--	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	調達合理化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

(単位：件、百万円)

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)		令和 元年度		令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
①調達等合理化計画の実施状況														
競争性のある契約	—	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	(64.7%) 22	(70.0%) 366	(70.0%) 35	(92.1%) 913	(73.8%) 31	(89.1%) 465			
うち競争入札等	—	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	(50.0%) 17	(31.3%) 164	(52.0%) 26	(46.3%) 459	(64.3%) 27	(38.1%) 199			
うち企画競争・公募	—	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	(14.7%) 5	(38.6%) 202	(18.0%) 9	(45.8%) 454	(9.5%) 4	(51.0%) 266			
競争性のない随意契約	—	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	(35.3%) 12	(30.0%) 157	(30.0%) 15	(7.9%) 78	(26.2%) 11	(10.9%) 57			
合計	—	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	(100.0%) 34	(100.0%) 523	(100.0%) 50	(100.0%) 991	(100.0%) 42	(100.0%) 522			
②一者応札・応募の状況														
2者以上	—	(96.9%) 31	(25.7%) 264	(83.3%) 30	(79.4%) 715	(81.8%) 18	(80.7%) 295	(74.3%) 26	(60.2%) 550	(83.9%) 26	(84.8%) 394			
1者	—	(3.1%) 1	(74.3%) 765	(16.7%) 6	(20.6%) 186	(18.2%) 4	(19.3%) 71	(25.7%) 9	(39.8%) 363	(16.1%) 5	(15.2%) 71			
合計	—	(100.0%) 32	(100.0%) 1,029	(100.0%) 36	(100.0%) 900	(100.0%) 22	(100.0%) 366	(100.0%) 35	(100.0%) 913	(100.0%) 31	(100.0%) 465			

(注1) 各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の上段()書きは、各項目の合計に対する構成比である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(3) 調達合理化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。</p> <p><関連した指標> 競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。</p>	<p>(3) 調達合理化</p> <p>① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。</p>	<p>(3) 調達合理化</p> <p>① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・調達の合理化 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 調達の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。</p> <p>i) 随意契約の状況 令和4年度は、契約件数42件、契約金額522百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた11件、57百万円の契約を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)として調達を実施した。</p> <p>ii) 一者応札・応募に関する改善 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施した。【実施割合:100%】 (ア) 公告から入札までの期間について10営業日以上を確保した。 (イ) 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 (ウ) 調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。</p> <p>iii) 入札参加機会拡大のための取組 (ア) 環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 以下により、中期計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。</p> <p>① 調達の競争性・透明性の確保 令和4年度に締結した契約42件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた11件を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)に付した。 また、競争性のない随意契約11件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 調達にあたっては、入札参加機会拡大の取組みを図るとともに、一括調達など効率的かつ効果的な調達を実施した。</p>	<p>評価</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題></p> <p><その他事項></p>	

	<p>② 調達等合理化の取組の推進</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。</p> <p>i) 調達等合理化計画の策定</p> <p>調達に関する内部統制システムを確立し、</p>	<p>② 調達等合理化の取組の推進</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。</p> <p>i) 調達等合理化計画の策定</p> <p>調達に関する内部統制システムを確立し、</p>		<p>参加機会の拡大を図った。</p> <p>(イ) 発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情報の入手経路や入札参加状況等を把握し、入札参加機会の拡大に努めた。</p> <p>iv) 効率的かつ効果的な調達</p> <p>機構内で共通するコピー用紙、仕切紙及び消耗品について、スケールメリットの観点から一括調達を実施した。また、機構が契約していた複数の外部倉庫について、費用の確認・比較検討を踏まえて、適正かつ効率的な管理一元化のため一括調達を実施した。</p> <p>v) 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、一般競争入札等における入札書の郵送による受付や入札説明書等の資料の交付をメール送信とすることを継続するとともに、入札説明会のほか提案書等に係るヒアリングの開催をオンラインとするなど、これまでの対面による調達事務について見直しを図った。</p> <p>② 調達等合理化の取組の推進</p> <p>i) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>○ 該当事案に係る審査の厳格化</p> <p>令和4年度の競争性のない随意契約11件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、</p>	<p>② 調達等合理化の取組の推進</p> <p>令和4年5月に契約監視委員会を開催し、令和3年度の契約の状況に係る報告及び「令和3年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和4年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和4年5月に策定、6月に公表を行った。</p> <p>また、令和4年度に締結した契約42件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行った。</p> <p><課題と対応></p> <p>○ 推進体制の見直し</p> <p>審査の効率性を図るため、契約手続審査委員会の見直しを図る。</p>	
--	---	---	--	---	---	--

	<p>その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。</p> <p>ii) 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。</p>	<p>その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。</p> <p>ii) 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。</p>		<p>会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。【契約手続審査委員会による審査の件数:11件（全件）】</p> <p>ii) 契約に係る審査体制の活用 (ア) 機構内における審査体制 a. 契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会（同分科会を含む。以下同じ。）において、調達案件の事前審査を実施し、調達に係る公正性を確保するとともに、契約手続の厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随意契約の基準金額を超える支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、令和4年度は、本委員会 27回、分科会 18回を開催し、計 53 案件の審査を実施した。 b. その他の審査等 ・少額随意契約案件の審査 少額随意案件（少額随意契約の基準金額以下）は、令和4年度に引き続き財務部において全件審査を実施した。 ・1,000万円以上の予定価格の設定 1,000万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。 ・契約の公表 競争入札及び随意契約（少額随意契約の基準金額を超えるもの）について、毎月、理事会への報告を経て、ホームページで公表した。</p> <p>(イ) 契約監視委員会による審査 令和4年度は、競争性のない随意契約 11 件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から</p>	<p>○ 随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切な PDCA サイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。 また、内部向け契約事務マニュアルの改訂等も踏まえ、今後も引き続き、不祥事発生の未然防止に取り組んでいく。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

				<p>構成される契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。</p> <p>また、令和4年5月に開催した契約監視委員会において、令和3年度の契約の状況に係る報告及び「令和3年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和4年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。</p> <p>iii) 不祥事の発生の未然防止等のための取組</p> <p>機構職員に対し契約事務研修を実施し、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めた。新たに採用された機構職員に対しても、契約事務に関する研修機会を、また、環境省から講師を招き、国の会計制度・契約制度等に関する研修機会を設けた。さらに、11月30日に公正取引委員会より講師を招き、官製談合防止法・独占禁止法に関する研修機会を設けた。【実施結果：契約事務に関する研修、国の会計制度・契約制度等に関する研修（令和4年8月）、公正取引委員会による官製談合防止法等に関する研修会（令和4年11月）】</p> <p>(資料編 P101_共通3 令和4年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価)</p>		
--	--	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-4	情報システムの整備・管理		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業	レビュー

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
<関連した指標>								
PMOの設置及び支援実績	—	—	—	—	—	令和4年度12月に設置し、関連規程の整備を令和5年度3月に実施。 支援実績：計8件		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(4) 情報システムの整備・管理	(4) 情報システムの整備・管理	(4) 情報システムの整備・管理	<主な定量的指標> PMOの設置及び支援実績 <その他の指標> — <評価の視点> 情報システムの整備及び管理が適切に行われているか。	<主要な業務実績> 1. デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、下記対応を実施した。 ・中期目標の変更案を策定(令和4年5月) ・PMO設置等の体制整備方針案を情報セキュリティ委員会に諮り承認(令和4年12月) ・体制整備方針案を基に規程等改正を実施(令和5年3月) 2. 令和4年度においては、以下の情報システムの整備、更改に対応した。所管部門に加え情報システム課もプロジェクトに参画し、支援を実施している。下半期に更改予定となっていたシステムは全て予定通り稼働を開始した。 【整備(新規構築)案件】	<評価と根拠> 評価：A デジタル庁の方針を踏まえ、速やかにPMOの精神を取り込み、規程等改正前から組織内のシステム整備案件、更改案件に対応した。これにより各情報システムを効率的、効果的に整備するとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えることが出来たことから、自己評価をAとした。 ○令和4年度の目標、計画変更に基づき、令和5年3月にPMO設置等の体制整備の根拠となる規程等の新設及び改正を実施した。 ○整備(新規構築案件)2件、更改案件6件について支援を実施し、各部におけ	評価	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>

				<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理システム（総務部）※令和5年1月稼働開始済。 ・地球環境基金助成金申請システム（地球環境基金部）※令和4年11月稼働開始済。 <p>【更改案件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤怠管理システム（総務部）※令和5年7月稼働開始予定。 ・経理システム、債権管理システム（財務部）※令和4年11月稼働開始済。 ・汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）※令和5年1月稼働開始済。 ・石綿健康被害救済認定・給付システム（石綿健康被害救済部）※令和4年12月稼働開始済。 ・維持管理積立金システム（地球環境基金部）※令和5年3月稼働開始済。 ・地球環境基金管理システム（地球環境基金部）※令和5年度上半期稼働開始予定。 <p>3. 稼働中の情報システムについては、脆弱性情報の提供や運用保守業者との定例会出席等、安定稼働に向けた支援も実施した。</p> <p>4. 令和5年度には、機構の基幹 LAN システムの更改に向けた調達が控えており、プロジェクトチーム編成の上、対応予定である。</p>	<p>る新規構築、更改に係る各プロジェクトを円滑かつ効率的に推進することで、遅延や大きな課題を残すことなく完了できた。</p> <p>○従前より1者の運用保守に依存していた地球環境基金システムについて、従来の整備方針を見直し、ローコードツールを活用した整備方針にしたことで、システムの内製化を図るとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えることが出来た。</p> <p>○外部サービスの利用について、ISM MAP 登録外のサービスを利用する際の選定基準を定め、セキュリティを維持しつつ、選定範囲を広げる運用とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>○令和5年3月時点で各部が保有する情報システムの整備、更改に係るプロジェクト管理を行える情報システム課の要員が2名であるため、新規要員の採用や OJT 等を通じた要員育成により PMO 機能の拡充を図る。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

(注) 「業務の電子化に関する目標」については、上記「第3」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(1) 財務運営の適正化 自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。また、「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。また、	(1) 財務運営の適正化 ① 適切な予算、資金計画等の作成 自己収入・寄付金の確保に努め、「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、資金計画については、	(1) 財務運営の適正化 ① 適切な予算、資金計画等の作成 別紙のとおり	<主な定量的指標> 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。 <その他の指標> — <評価の視点> ・計画予算と実績について「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。 ・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	<主要な業務実績> ① 適切な予算、資金計画等の作成 i) 令和4年度計画予算と実績(概略) 法人総計としての収入は、計画額約465億円に比し実績額約477億円(+12億円(+2.6%))となった。また、法人総計としての支出は、計画額約555億円に比し実績額約484億円と▲71億円(▲12.8%)となった。 各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 [収入] 計画予算 33,682百万円 実績 33,649百万円 差額 ▲34百万円 収入は、賦課金収入が見込みを下回ったこと等により、▲34百万円となった。 [支出] 計画予算 38,403百万円 実績 32,925百万円 差額 ▲5,479百万円 支出は、公害健康被害者の認定患者数の減少等に伴う公害健康被害補償予防業務経費が見込みを下回ったこと等により、▲5,479百万円となった。	<評価と根拠> 評価: A 資金運用において、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図るとともに、機構の経営理念に合致するものとして、グリーンボンド等の購入を積極的に進め、令和4年度において債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率を5割を超えるまでに引き上げ、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めたことから、自己評価をAとした。 ○ 令和3年度については、第4期中期計画に基づき、年度計画予算等を作成した。 また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処	評価 <評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

<p>「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。</p> <p><関連した指標> 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。</p>	<p>別紙のとおり。</p>			<p>・石綿健康被害救済業務勘定</p> <p>[収入] 計画予算 4,454 百万円 実績 4,576 百万円 差額 +122 百万円 収入は、他の法令による救済調整に伴う救済給付の返還金が発生したこと等により、+122 百万円となった。</p> <p>[支出] 計画予算 5,885 百万円 実績 5,611 百万円 差額 ▲274 百万円 支出は、石綿健康被害救済給付費が見込みを下回ったこと等により、▲274 百万円となった。</p> <p>・環境保全研究・技術開発勘定</p> <p>[収入] 計画予算 5,508 百万円 実績 5,660 百万円 差額 +152 百万円 収入は、過年度の研究費返還金を受け入れたことにより、+152 百万円となった。</p> <p>[支出] 計画予算 5,511 百万円 実績 5,416 百万円 差額 ▲95 百万円 支出は、システム経費の減等により、▲95 百万円となった。</p> <p>・基金勘定</p> <p>[収入] 計画予算 1,447 百万円 実績 1,658 百万円 差額 +211 百万円 収入は、都道府県補助金の増等により、+211 百万円となった。</p> <p>[支出] 計画予算 5,351 百万円 実績 4,257 百万円 差額 ▲1,093 百万円 支出は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金経理において中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する助成金が見込</p>	<p>理を行った。</p> <p>○ 資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図っている。</p> <p>また、機構の経営理念に合致するものとして、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の積極的な購入を進め、令和4年度において債券購入額に占るグリーンボンド等の比率を 57.1%までに引き上げ、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めた。</p> <p>債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率：</p> <table border="0"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>31.0%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>20.8%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>46.5%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>57.1%</td> </tr> </table> <p><課題と対応></p> <p>○ 今後も引き続き、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。</p> <p>○ 引き続き資金運用環境が厳しい中、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用、また環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の購入を進めていく。</p>	令和元年度	31.0%	令和2年度	20.8%	令和3年度	46.5%	令和4年度	57.1%	
令和元年度	31.0%													
令和2年度	20.8%													
令和3年度	46.5%													
令和4年度	57.1%													

				<p>みを下回ったこと等により、▲1,093百万円となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 承継勘定 <p>[収入]</p> <p>計画予算 1,387百万円 実績 2,127百万円 差額 +740百万円</p> <p>収入は、正常債権以外の債権の回収等により、+740百万円となった。</p> <p>[支出]</p> <p>計画予算 396百万円 実績 224百万円 差額 ▲172百万円</p> <p>支出は、仮差押保証金等の未執行や訴訟関係経費等が見込みを下回ったこと等により、▲172百万円となった。</p> <p>ii) 運営費交付金債務の発生状況</p> <p>当期の運営費交付金債務について、87百万円が発生し、160百万円を取崩したため、令和3年度末残高160百万円に対し73百万円減少し、令和3年度末残高は87百万円となった。</p> <p>なお、各勘定の内訳は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公害健康被害補償予防業務勘定 <p>令和3年度末残高 75百万円 当期発生額 一百万円 当期取崩額 75百万円 令和4年度末残高 一百万円</p> <p>(主な要因)</p> <p>システム更改経費の前期からの繰越分を全額取崩し</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全研究・技術開発勘定 <p>令和3年度末残高 85百万円 当期発生額 87百万円 当期取崩額 85百万円 令和4年度末残高 87百万円</p> <p>(主な要因)</p> <p>研究費等を翌期へ繰越し 研究費等の前期からの繰越分を取崩し</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金勘定 <p>運営費交付金債務なし。</p> <p>iii) 財務の状況</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>(ア) 当期総利益</p> <p>令和4年度の総利益は1,053百万円であり、その主な発生要因は、割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等によるものである。</p> <p>各勘定別の当期総利益については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害健康被害補償予防業務勘定 168百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 ・石綿健康被害救済業務勘定 ー百万円 (主な要因) ー (注) 石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。 ・環境保全研究・技術開発勘定 239百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 ・基金勘定 117百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 ・承継勘定 529百万円 (主な要因) 割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等 <p>(イ) 利益剰余金</p> <p>利益剰余金は、令和3年度末の12,852百万円に対して、令和4年度は、繰越積立金取崩額4百万円、当期積立額1,053百万円を計上し、令和4年度期末時点では13,901百万円となった。</p> <p>各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害健康被害補償予防業務勘定 855百万円 ・石綿健康被害救済業務勘定 ー百万円 ・環境保全研究・技術開発勘定 490百万円 ・基金勘定 598百万円 ・承継勘定 11,957百万円 <p>(資料編 P89_共通1 予算と決算の対比/経費削減及び効率化目標との関係)</p> <p>(資料編 P91_共通2 計画額及び実績額 (令和4年度))</p> <p>(資料編 P104_共通4-① 簡潔に要約された財務諸表 (法人全体))</p> <p>(資料編 P106_共通4-② 財務情報 主要な財務データの</p>	
--	--	--	--	---	--

	<p>②適切な資金運用</p> <p>「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。</p>	<p>②適切な資金運用</p> <p>「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。</p>		<p>経年比較)</p> <p>② 適切な資金運用</p> <p>i) 「資金の管理及び運用に関する規程」に基づき設置された資金管理委員会において運用方針を定め、定期的な点検等を行うことによって、資金の安全な運用に努めた。</p> <p>ii) 平成 28 年度から続くマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な資金運用を図る観点から、</p> <p>ア. 預金引き合い対象金融機関を追加するとともに、引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等の預金運用の弾力化を図った。</p> <p>イ. 公害健康被害予防基金においては、令和 4 年度に償還された債券及び預金の償還額 41 億円について、17 銘柄、41 億円の債券を購入した。(令和 3 年度取得 13 銘柄、29 億円)</p> <p>ウ. 地球環境基金においては、令和 4 年度に償還された債券、預金の償還額 30 億円について、14 銘柄、約 30 億円の債券を購入した。(令和 3 年度取得 12 銘柄、21 億円)</p> <p>エ. 一部の資金の余裕金(維持管理積立金及び石綿健康被害救済基金)について、運用環境や資金の性質も考慮しつつ 26 銘柄、183 億円の債券を購入した。(令和 3 年度取得 29 銘柄、251 億円)</p> <p>これらの結果、引き続き普通預金残額の圧縮を図ることができている。(金融資産に占める普通預金以外での運用割合：令和 4 年度 93.4%、平成 30 年度比 4.4 ポイント増)</p> <p>iii) 環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等については、機構の経営理念に合致するものとして積極的に購入を進めており、令和 4 年度においても、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を 145 億円購入(令和 3 年度取得 140 億円)した。</p> <p>(資料編 P107_共通 5 令和 4 年度運用方針)</p>		
--	---	---	--	--	--	--

注 3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-2	承継業務に係る適切な債権管理等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
〈関連した指標〉								
債権残高	—	115 億円	81 億円	47 億円	32 億円	13 億円		
(うち一般債権)	—	80 億円	54 億円	35 億円	23 億円	10 億円		
(うち一般債権以外の債権)	—	36 億円	27 億円	12 億円	9 億円	3 億円		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 承継業務に係る適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。 〈関連した指標〉	(2) 承継業務に係る適切な債権管理等 ① 適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、個別債務者ごとの対応方針を策定するとともに、それを踏まえた各年度の行動計画に基づき回収強化と迅速な償却に取り組む。具体的には以下 i)~iv)を実施する。 i) 貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握	(2) 承継業務に係る適切な債権管理等 ① 適切な債権管理等 回収困難案件の割合が増加している状況を踏まえ、個別債務者ごとに当年度の行動計画を立案し、債権の管理回収に取り組む。 i) 約定弁済先への対応	<主な定量的指標> 回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。 <その他の指標> — <評価の視点> 債権残高の推移	<主要な業務実績> 承継業務に係る適切な債権管理等 ① 適切な債権管理等 i) 貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握 年度当初に債務者ごとの処理目標及び対応方針を踏まえた	<評定と根拠> S 新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が懸念されたが、個別債務者に応じた適切な債権管理等の取り組みにより、債権残高の圧縮率及び債権残高に占める一般債権以外の債権比率とも数値的に過去最高レベルで処理が進んだ結果となった。さらに、特筆事項として、過大債務を抱える債務者について、事業再生計画を成立させ事業再生・再チャレンジを支援することができた。 具体的な理由としては、以下のように量的及び質的にも顕著な成果が得られたことから自己評価を「S」とした。 ○ 債権残高は、令和3年度末 32 億円から 19 億円圧縮し、令和4年度末 13 億円となった。 (令和3年度比▲59%)	評定 <評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項>

<p>回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。</p>	<p>貸倒懸念債権等の債権については、債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等、債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、万一、債務者企業が経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には、迅速かつ適切な措置を講ずる。</p> <p>ii) 返済態勢 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、法的処理、償却処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の再約定化に努める。</p> <p>iii) 法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、厳正、迅速に法的処理を進める。</p> <p>iv) 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債</p>	<p>債務者の経営状況の的確な把握のため、決算書の厳格な分析などを実施する。万一延滞が発生した場合は、速やかに原因究明を行い、返済計画の策定を協議するなど、延滞解消、再約定化に努める。</p> <p>ii) 延滞先への対応 延滞債権については債務者の状況を踏まえ以下のとおり実施する。</p> <p>ア 返済態勢 返済確実性を高めるため、保有資産の売却、他金融機関の借換、法的・私的再生の活用等の返済策を債務者に態勢する。</p> <p>イ 法的処理 延滞解消が見込めず、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、債権の保全と確実な回収を図るため、厳正、迅速に法的処理を進める。</p> <p>ウ 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となつ</p>		<p>行動計画を作成し、債務者等との回収交渉等に取り組んだ。回収交渉等においては、電話による状況把握のほか、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、債務者等と直接に面談・協議等を実施し、必要に応じ Web 会議システムを活用した。</p> <p>また、債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析を行い、必要に応じ債務者に問い合わせ、経営状況及び財務内容等の把握に努めた。</p> <p>ii) 延滞先への対応</p> <p>ア 返済態勢 弁済確実性が見込めない債務者の対応については、交渉過程において債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等を把握に努めた。また、中小企業活性化協議会において成立した事業再生計画に基づき、債務者、保証人から計画どおりの回収を図った。</p> <p>イ 法的処理 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、連帯保証人資産に対する差押及び債務者、保証人に対する訴訟を実施した。また、昨年度から係属中の債権者破産手続については今年度に終結した。</p> <p>ウ 償却処理 破産手続の終結等により今年度末に2件（債権残高5億円）の貸倒償却を実施した。</p>	<p>○ 一般債権以外の債権残高については、令和3年度末9億円から6億円圧縮し、令和4年度末3億円となり、圧縮率は▲67%となった。より回収困難度が高まっている中で、過去最大の圧縮率である。（圧縮率の過去平均：▲24%）</p> <p>これは、過大債務を抱え抜本的な事業再生手続が必要な債務者について、中小企業活性化協議会と連携し、事業再生に積極的に取り組んだ結果、事業再生計画の成立等により回収が図られたこと等によるものであり、回収の早期化、債権の早期処理に大きく貢献した。</p> <p>また、債権残高に占める一般債権以外の債権比率は23%となり、令和3年度の28%から5ポイント低下し、過去最小の比率である。（一般債権以外の債権比率の過去平均：35%）</p> <p>数値的にも過去最高レベルで回収困難債権の処理が進んだ結果となった。</p> <p>○ 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、連帯保証人の資産に対する差押、債務者及び保証人に対する訴訟を厳正、迅速に実施することができた。さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（第三者情報取得手続等）を活用し、債務者及び連帯保証人の資産情報を把握することができた。</p> <p>○ 破産手続の終結等により回収不能となった債権5億円については、貸倒償却を迅速に実施した。</p> <p><課題と対応> 一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続し、回収の早期化、回収額の極大化に努める。</p>	
---	---	--	--	--	--	--

権は迅速に償却処理を進める。

② 債権状況の明確化等
将来的な承継業務の整理に向けた取組として、債権管理の状況を明確にするため、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示する。また、今後は回収困難案件の比重が高まることに鑑み、債権の最終的な処理に向けた体制の整備を進める。

た債権は迅速に償却処理を進める。

② 債権状況の明確化
当年度の期首と期末の債権残高を比較し、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明らかにする。

② 債権状況の明確化

令和4年度中の債権残高の変動状況は下表のとおりである。
令和4年度末債権残高は、令和3年度末32億円から19億円減少し、13億円（令和3年度比▲59%）となった。

・債権残高変動状況表

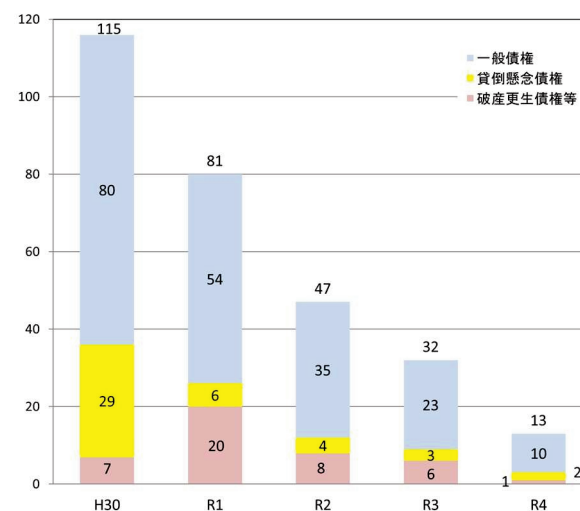
（単位：億円）

債権区分	令和3年度末残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	令和4年度末残高 ①-②-③+④-⑤
破産更生債権等	6	0	5	-	-	1
貸倒懸念債権	3	2	-	-	-	2
小計	9	2	5	-	-	3
一般債権	23	12	-	-	-	10
合計	32	14	5	-	-	13

（注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

債権残高の推移（直近5ヶ年）

（単位：億円）



（注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-4-1	内部統制の強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認(回数)	—	年2回	4回	2回	2回	2回		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(1) 内部統制の強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必	① 内部統制の強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に	① 内部統制の強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 評価:B 年度計画に基づく取組を着実に実施し事務事故の発生を抑制する事が出来たため、自己評価をBとした。 ○内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定した取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなどの取組を行った。 ○ヒヤリハットや外部意見について、機構内部の共有を強化するため、ヒヤリハットの登録様式を変更し、変更点についてイントラネットにて伝えるなど登録を促す工夫をするとともに、業務改善に対する表彰を行うことで、取組の推奨と気づきの共有を図った。 <課題と対応> ○事務事故の発生を抑制するため再発防止策を検討し、同様の事例が組織内に発生しないよう今後も取組を強化するとともに業務改善の風土の醸成を図っていく。	評価	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>

<p>要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p> <p><関連した指標> 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。</p>	<p>i) 内部統制推進委員会等による取組 具体的には、機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、毎年度、内部統制推進委員会が内部統制を推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。</p> <p>ii) リスク管理の強化 半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、毎年度、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。</p> <p>iii) 内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む</p>	<p>i) 内部統制推進委員会等による取組 機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、令和4年度における内部統制を推進するための計画を策定し、内部統制・リスク管理委員会において半期毎に取組状況の確認等を行う。また、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。</p> <p>ii) リスク管理の強化 半期毎に内部統制・リスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行う。機構全体でヒヤリハット事例を収集し、事務事故も含めて根本的な事故原因の把握と分析・再発防止や改善策の検討・共有を行う。また、マニュアル等を定期的に更新する仕組みを整備する。</p> <p>iii) 内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、外部有識者を含む内部統制等</p>	<p>内部統制推進委員会開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> —</p>	<p>i) 内部統制推進委員会等による取組 ア 内部統制・リスク管理推進委員会 内部統制・リスク管理委員会を半期毎に開催（11月、3月）し、令和4年度取組状況について確認を行った。</p> <p>イ 内部統制担当理事による職員面談 当機構の抱える業務運営上の課題を含めた内部統制の現況を把握するため、内部統制担当理事と職員との個別面談を実施（26名）し、面談結果を内部統制リスク管理委員会（3月）において内部統制担当理事から委員に報告を行った。業務の多忙化、部署間の横のつながりが弱い、情報が末端まで届きづらいなどの課題がみられたため、今後の経営方針や風土改善に役立てていく。</p> <p>ii) リスク管理の強化 事務事故は10件（前年度13件）発生しており、例年少なかった「記載誤り」が今年度は3件発生した。事務事故は発生後速やかに役員に情報共有し、是正を行うとともに、その発生原因を分析し、再発防止のための改善措置を行った。</p> <p>特に再発防止策の策定に当たっては、単なるヒューマンエラーと捉えず原因分析と再発防止策の策定するとともに、報告書をイントラネットに掲載し、職場の教訓として情報共有を図った。</p> <p>さらに、事務事故及び情報セキュリティインシデント報告の様式を統合（8月）、外部意見及びヒヤリハットの登録フォームを見直し（1月）、これら報告が業務改善ツールであることを周知した。また、業務改善の優良事例等を表彰し、取組を推奨することにより更なる気づきの共有を図った。</p> <p>iii) 内部統制等監視委員会による検証等 ア 内部統制等監視委員会による検証 内部統制等監視委員会を開催し、ERCAの業務実績及び内部統制・リスク管理の状況について外部有識者による検証を受けた（7月）。</p>	<p>○組織内の情報伝達に当たっては、風通しがよく、末端まで到達させることで一体感を持った業務の遂行となるよう努める。</p>	
---	---	--	--	--	---	--

	<p>内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p>	<p>監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p> <p>iv) 役職員のコンプライアンス意識の向上 機構に対するステークホルダーの信頼を確保する観点から、コンプライアンス研修やコンプライアンスチェックシートによる自己検証について改善を行い、法令遵守及び倫理観保持に対する役職員の意識向上を図る。</p> <p>v) 内部統制研修による意識の向上 内部統制に関する基礎的な知識についての研修に加え、具体事例を活用した実践的な考察力強化に繋がるカリキュラムを策定し、内部統制研修を実施する。</p> <p>vi) 業務運営の効率化推進 システム等の整備に伴う効果を増大させるため、それを支える組織</p>		<p>外部有識者からは、リスク管理主体を現場に移した前年度の取組について「臨場感を以って業務に臨める」と評価され、環境研究総合推進費に係る研究活動の不正行為については、研究機関に対し厳正な処分を要請すべき等の指摘があった。</p> <p>引き続き外部有識者からのアドバイスを活かし、内部統制・リスク管理の強化を図っていく。</p> <p>イ 監事による確認 ERCA の内部統制・リスク管理の状況について、監事による監査を受けた（6月）。</p> <p>iv) 役職員のコンプライアンス意識の向上 全職員を対象としたコンプライアンス・ハラスメント防止研修を実施し、コンプライアンス遵守、ハラスメント防止に対する意識向上を図った（8月～9月）。</p> <p>また、日常の業務運営が法令等に沿って行われていることの再確認のため、コンプライアンスチェックシートによる自己点検を実施し、正答率は 98.3%だった（12月）。</p> <p>v) 内部統制研修による意識の向上 内部統制の基本的な考え方、各種報告制度等について、全職員を対象に「内部統制研修」を行った（11月）。</p> <p>一般職は基本的事項を中心に、管理職は事例研究を中心にレベル分けして役割に応じた意識向上を図った。事後理解度テストを実施し、結果を解説付きでフィードバックした（正答率約 85%）。</p> <p>vi) 業務運営の効率化推進 情報システムを整備、管理するため、組織規程を見直し、情報システム課の所掌に PMO 設置に関する事項を盛り込み、情報システム管理規程等の整備を行った（2月）。また、電子決裁システム導入に伴ない、文書管理規程等の整備を行った</p>		
--	--	--	--	--	--	--

			体制や規程の整備・強化を図る。		(12月)。 (資料編 P109_共通6 内部統制の推進に関する組織体制 (R5.3~))		
--	--	--	-----------------	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-4-2	情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業	レビュー

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
〈関連した指標〉								
全役職員を対象とした情報セキュリティ研修 (回数・参加率)	—	年1回・100%	1回・100%	1回・100%	1回・100%	2回・100%		
標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績 (回数)	—	年2回	2回	2回	2回	2回		
担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績 (回数・参加率)	—	年1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(2) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等 「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年11月12日法律第104号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 i) 情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリ	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 i) 情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(旧称：政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群)の改正状況等を踏まえ、機	<主な定量的指標> 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績(回数・参加率等)。	<主要な業務実績> i) 情報セキュリティ対策の強化 ア 情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等 「令和4年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、次の通り各種取組を推進し、機構の情報セキュリティレベルの向上に努めた。 (ア) 情報セキュリティ委員会の開催 情報セキュリティ委員会を開催し、各種情報セキュリティ対策の実施・対応状況、情報セキュリティインシデントの情報	<評価と根拠> 評価：A 仮想化基盤への業務システム統合化を進めて、可用性を高めつつ管理運用を標準化したこと、情報セキュリティの動向を踏まえ前年度活動からメールセキュリティサービスの見直しを実施し、その上で設定した指標を達成していること、及び世界情勢の変化により、ウイルスメール、スパムメール等不審メールの1日あたりの件数が、昨年度と比較して約10倍(令和3年度：約250件/日、令和4年度：約2,500件/日)となる中、業務実績に記載した取組の結果、ウイルス、ランサムウェア感染被害が発生しなかったことから、自己評価をAとした。	評価	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>

<p>見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。</p> <p>また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。</p> <p><関連した指標> 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。</p>	<p>ティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有する個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施することで、適切な情報セキュリティレベルを確保する。</p>	<p>構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。</p> <p>また、令和4年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、サイバー攻撃への対策や情報セキュリティインシデント発生防止を目的とし、各種脆弱性診断、情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施する。不定期に行った実地調査により、ルールを遵守できていないことが確認された職員に対して、随時個別研修を行い、情報セキュリティに関する意識の向上を図る。</p>		<p>共有等を実施した。情報セキュリティインシデントの事例を共有することにより、機構内で同様のインシデントが再発しないよう啓蒙を図った。下半期は12月に開催した情報セキュリティ委員会で「情報システムの整備、管理」に係る議題を設定し、PMO (Portfolio Management Office)の設置等体制を整備した。3月に開催した情報セキュリティ委員会では、引き続き情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組の報告、事例共有に加え、令和5年度の情報セキュリティ対策推進計画案、情報セキュリティ教育計画案の審議、並びに情報システムの調達計画について報告した。（7月、12月、3月）。</p> <p>（イ）情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ実施手順書の改正 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の令和3年度改定に準じた情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティ実施手順書の改正（4月）を行った。また業務実態に合わせて情報セキュリティ実施手順書の更なる改正を実施した（8月、1月、3月）。機構役職員のみが参加するWeb会議については、自席や執務室内の打合せスペースでの参加を許可したことで、内部でのWeb会議開催を容易にした。</p> <p>（ウ）情報セキュリティに関する教育・訓練 標的型攻撃等の不審メール受信時の対応を徹底するため、全役職員から対象者をランダムに抽出して訓練を実施した（6月）。前回の標的型攻撃メール訓練において、情報セキュリティ実施手順書に定められた行動ができなかった職員に対して個別にフォローアップ研修を行い、通報の重要性や添付ファイル等を開くことによるリスクを詳細に説明した。また、ランサムウェアによる攻撃が巧妙化していることから、令和5年3月より全役職員を対象に標的型攻撃等の不審メール訓練を実施するようにした。</p> <p>全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を対面およびオンラインのハイブリッド形式で実施し、昨年度は年1回実施のところ、昨今のサイバー攻撃の増加から、外部講師による研修も含めて、年4回実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標的型攻撃等の不審メールへの対応や情報セキュリティ実施手順書の内容の浸透等を図った（7月、11月）。 ・令和4年度は新たに情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者、管理者を対象に研修を実施し、各部 	<p>また、文書管理、情報開示などについては、法令等に基づき、適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施した。</p> <p><課題と対応> ○昨今の情勢を受け、サイバー攻撃の数が増えてきているため、政府の方針、令和4年度までの取組等を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し並びに手順書等のマニュアルの更新を行い、更新内容を研修等で周知することで、情報セキュリティの高度化に取り組んでいく。</p> <p>○サイバー攻撃への危機意識を確認するため、標的型攻撃メール訓練を実施した結果、定められたルール通りの対応ができていない職員もいたことから、セキュリティ意識向上のため、引き続き、訓練や点検の結果を分析し、効果的な教育を実施する。</p> <p>○今後DXを推進していくためにも、各部情報システム担当者に対し定期的な情報提供、最新の情勢に合わせた研修を実施するなど、様々な工夫を凝らしながら全役職員の情報リテラシー向上並びに業務効率化に努める。</p> <p>○令和4年度に構築が完了した新しい文書管理システムについては、役職員のシステム利用（電子決裁等）を推進することで、文書管理事務の効率化を図る。</p>	
---	---	---	--	---	---	--

				<p>情報システムの調達、整備に係る留意事項等の再徹底を図った。(5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年2月には、外部講師を招きサイバー攻撃の脅威及びその対策について研修を実施した。(2月) <p>また、研修後には理解度テストで研修の効果を確認し、誤った理解が多い設問については組織全体で共有し、注意喚起を行った。(9月、12月)。</p> <p>(エ) 情報セキュリティ対策の自己点検 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認等のため、全役職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施した(11月)。 情報セキュリティ自己点検の結果を分析し、理解度の低かったポイントを各部の情報セキュリティ責任者に連携し、各部で研修を行うことで情報セキュリティ意識の向上を図った。</p> <p>(オ) 情報セキュリティ監査 ・サイバーセキュリティ基本法 第26条第1項第2号の規定等に基づいた独立行政法人及び指定法人を対象とした監査について、令和4年度は当機構が対象となり IPA による監査が実施された(マネジメント監査(9月)、ペネトレーションテスト(12月))。監査結果報告書を受領し、報告結果を踏まえて、各システムの運用の是正並びに情報セキュリティ実施手順書の改正を行った(3月)。 ・「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、監査室による内部情報セキュリティ監査を実施した(1月)。</p> <p>(カ) ホームページ及びネットワークの脆弱性対策の推進 外部セキュリティベンダによる脆弱性診断を実施した(2月)。</p> <p>(キ) 情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組 NISC 主催の講習や情報システム統一研修等各種研修への参加や展示会へ訪問し最新技術動向等を調査することで、情報システム課員の技術的な知見を広めた。下半期は、得られた知見を踏まえて、令和6年12月稼働予定の次期基幹 LAN システムの仕様を検討した。</p> <p>(ク) サイバー攻撃への対応 世界情勢の変化により、ウイルスメール、スパムメール等不</p>	
--	--	--	--	--	--

<p>また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。</p>	<p>ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年 7 月 1 日法律第 66 号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施することで、周知</p>	<p>ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年法律第 66 号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行う。また、関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施する。</p>	<p>また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> —</p>	<p>審メールの 1 日あたりの件数が 昨年度と比較して約 10 倍（令和 3 年度：約 250 件／日、令和 4 年度：約 2,500 件／日）となる中、総務部情報システム課を中心に日々の脆弱性情報の収集や迷惑メール対策を実施した。また、全役職員に対し、令和 4 年度より、国内法人で発生した情報セキュリティに係るニュースを配信し、情報セキュリティ意識の啓もうを図った。また、機構が導入しているインターネットアクセス時のセキュリティ強化及び電子メールのなりすまし防止対策の強化並びに送信者としての情報セキュリティ対策ができていない組織に対して情報提供やアドバイスをを行い、正しい設定を案内することで、機構側の対応工数の削減にとどまらず、送信者組織の情報セキュリティレベル向上に努めた。</p> <p>イ 情報システム管理及び情報セキュリティ対策に関する体制の強化 情報システムの調達経験がある中途職員を採用（8 月）し、政府のデジタル化推進に関する方針に、適切に対応するための体制（PMO 業務を見据えた体制）を整備した。</p> <p>ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理については、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成 31 年 3 月 25 日内閣総理大臣決定）に基づき、より一層の事務の適正化及び効率化を図るため、電子決裁機能を含む文書管理システムを構築し、運用を開始した（1 月）。なお、新システムの導入にあたっては、管理及びその作業要領を全面的に見直す必要があるため、文書管理規程の全部改正等、規程類の整備を併せて行った（1 月）。 情報公開については、情報開示請求 4 件について、適正に情報の開示等を行った。 また、個人情報保護制度の見直しの留意点等について、個人情報保護委員会から担当者を迎え、個人情報保護研修を実施した（10 月）。</p>		
--	--	---	---	---	--	--

		徹底を図る。					
--	--	--------	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-4-3	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対基準年度比	平成 25 年度比で令和 2 年度までに 10%削減令和 12 年度までに 40%削減 (当初目標)	平成 25 年度比で 10.1%削減 (平成 30 年度実績値)	20.5%削減 (暫定値*)	38.7%削減 (暫定値)	42.1%削減 (暫定値)	39.4%削減 (暫定値)			
	令和 12 年度までに 50%削減 (令和 4 年度修正目標)		22.4%削減 (確定値*)	40.1%削減 (確定値)	40.8%削減 (確定値)				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

※暫定値は前年度の係数 (CO2 排出係数) を用いて算出したもので、確定値は当年度の係数を用いて算出したもの。令和 4 年度は、令和 3 年度の CO2 排出係数を用いた数値であるため暫定値としている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画 (令和 4 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
(3) 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長の	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 i) 人事、組織の活性化に関する取組 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を毎年度検証し、人事評価制度を着実に運用するとともに、他の機	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 i) 人事、組織の活性化に関する取組 人事評価制度については、令和 3 年度に引き続き、着実な運用と検証を行う。 働き方改革の推進に当たっては、職員の	<主な評価指標等> 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。	<主要な業務実績> i) 人事、組織の活性化に関する取組 ○組織活性化について 環境省との連携を強化する観点から、理事長自ら環境大臣等をはじめ各局長と計 9 回の懇談を行い、環境施策における環境省の真のパートナーであることをアピールした。さらに、「2050 年の機構のあり方」を念頭に置き、理事長が全部室長に対して ERCA の将来像の検討を指示し議論した。検討した将来像では、国の環境政策の目標に対して ERCA が積極的な	<評価と根拠> 評価：A 理事長が率先して環境省幹部と組織活性化、業務運営体制の強化などを議論し、体制の強化・改善等の取組を積極的に行い、目標達成とアウトプットの充実が伴っていることから自己評価を A とした。 ○理事長自ら環境大臣等をはじめ各局長と懇談を実施したことや、「2050 年の機構のあり方」を念頭に置き職員が将来像を検討、それを職員間で議論することで ERCA の	評価	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

<p>ーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせることで実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。</p> <p>また、業務運営を今後も的確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角</p>	<p>関との人材交流を行うことにより効果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスに配慮した上で、時間外労働の適正管理、年次有給休暇の確実な取得、テレワークの推進等の取組を進める。</p> <p>さらに、研修計画に基づく各種研修、例えばキャリアデザイン等に関する研修や環境の最新情勢についてのトピックス研修等を引き続き実施し、組織の将来像を描ける人材の育成を図るとともに、外部研修への参加や他の機関への出向等を通じて視野を拡げ、ミッションを達成するために様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材の育成を図る。</p> <p>加えて、職員の自立性や積極性を養うため、職務へのチャレンジ制度や研修受講への立候補制度などを導入することにより更なる組織の活性化を図る。</p>		<p>役割を果たし環境・経済・社会の複合的な課題の解決やSDGsに貢献する組織を目指すべきとの方向性をまとめ、それをもとに環境省各部局と意見交換を行った（打合せ実施回数 11回、9部署）。</p> <p>また、施策の連携強化のため、令和4年度は環境省等に6名を新たに外向（令和4年度末時点全外向者数9名）させるなど、組織活性化と人材育成を行った。（参考：令和3年度末時点全外向者数5名）</p> <p>一方、ERCA内部では、年度初めに管理職が人材育成と組織活性化のためにコミットメントを作成し、社内掲示板で公表する取組や、部内異動を部長権限とし各部の課題に迅速かつ柔軟に対処する取組を実施した。</p> <p>ア 人事評価制度の着実な運用と検証、見直し</p> <p>人事評価をマニュアルに沿って、6月に期初目標の設定と期初面談を実施し、11月に中間面談、令和5年2月に期末面談を行うなど着実な運用に努めた。また、人事評価制度を適切かつ十分に浸透させるため、令和4年度中に新たに着任した役職員全員に対し、その都度制度説明会を実施した。</p> <p>さらに、令和4年度は、職員の能力や業績をこれまでより処遇に反映できるようにすることで職員の士気向上に資する制度となるように、評価の分布割合や評価を取りまとめるプロセスの改善などの検討を行っている（～3月）。</p> <p>イ 働き方改革の推進</p> <p>（ア）ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組</p> <p>職員がやりがいと達成感を感じられる職場とするため、働く姿を整理し求められる働き方を設定し、これに基づき働く場や仕組みを構築することを目指して、2月に主に各部管理職及び有志メンバーによる働き方改革検討委員会を結成し検討を開始した。</p> <p>（主な検討課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務削減 ・テレワークの推進 ・紙文書の削減 ・書庫の削減 ・フリーアドレスの導入 ・固定電話の見直し <p>（イ）1日単位の勤務時間（シフト）の変更</p>	<p>方向性について共有し、一体感を醸成するなど、役員や管理職、そして若手職員を含めて ERCA が将来どのような役割を担うべきかを主体的に考える機会を設けることにより、組織活性化に結びついている。</p> <p>○人事評価制度やそれに付随する研修制度については着実な運用に努めつつ、多面観察についても昨年度の試行的な実施を経て本格的に実施した。</p> <p>○テレワークの推進や勤務シフトの柔軟な運用への見直し、そしてその他の働き方見直しについて検討委員会を新たに設置して推進を図るなど、従前のやり方にとらわれず見直しや改善を行った。</p> <p>○柔軟な働き方と安定的な業務遂行の推進するため、令和5年度中の導入に向け新規勤怠管理システムの調達を行い、令和4年度中に構築を完了した。</p> <p>○広報について、ERCA 全体のテーマを決め、テーマに則ったイベント出展をした。SNS についても各部相互に記事をシェア、リツイートし、統一的広報を意識した投稿を増やした。</p> <p>○BCP の全面改訂を行うとともに検証を行うことで、非常時における対応の実効性向上を図ることができた。</p> <p>○法人文書の管理については、電子化によるテレワーク業務への対応や紙の削減などを目的として、新たに電子決裁・文書管理システムを導入し、事務の効率化及び適正化を図った。</p> <p>○環境配慮の推進について、実施計画に基づいた取組を着実に行ったことで、温室効果ガスの排出量を平成25年度比で39.4%の削減を図ることができた。</p> <p>○当機構が SIP 第3期の研究推進法人に決定し令和5年度より当該課題に取り組むこととなったことから新たに「SIP 推進課」を設置することとした。また、熱中症に関する新たな業務追加の法改正が閣議決定され、令和6年度施行に向けた事前準備等を行うため「熱中症対策プロジェ</p>	
--	---	--	--	---	---	--

<p>的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。</p> <p>さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。</p> <p><関連した指標></p> <p>職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・</p>				<p>働き方改革を推進する取り組みの一つとして、職員各々の状況に応じた柔軟な働き方を実現するため、従前より定められている勤務時間の範囲内で、始業時刻を変更した勤務を柔軟に行えるよう、勤怠管理システムの改修を行うなどにより、1日単位の勤務時間（シフト）の変更を可能とし運用を開始した（2月）。</p> <p>（ウ）衛生委員会を通じた取組</p> <p>令和4年度は、毎月1回開催する衛生委員会において、各部署における職員の時間外勤務や年有給休暇取得の状況を月単位で把握し、労務の適正管理と職員の健康管理に努めたさらに新型コロナウイルス感染症に対して、集団感染を防ぐ観点で必要な措置について議論した。また、産業医による職場巡視の報告内容を踏まえ、4S（＝整理・整頓・清掃・清潔）を推進し職場環境の改善を図っている。</p> <p>（エ）テレワークの推進</p> <p>「多様で柔軟な働き方」の実現、また新型コロナウイルス感染症の職場でのまん延防止を目的に、テレワーク制度の積極的な活用を推奨した。</p> <p>また、現行規程上で設けている上限回数（月5回）については、新たに11月から電子決裁を基本とする文書管理システムの運用を開始するなど、環境整備が進んできたことを踏まえ、令和5年4月から月8回に変更した（3月）。また、さらなる推進については、上記（ア）の検討委員会において検討することとしている。</p> <p>（オ）女性活躍推進の取組</p> <p>令和4年3月に策定した女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を主なテーマとした理事長と職員との意見交換会（8回開催、総数29名、各回60分）など、女性活躍等に関する意識の醸成等を図った（11～12月）。</p> <p>上記行動計画では、令和8年3月31日までに女性管理職（課長級以上）に占める女性割合を18%以上としており、令和4年度末時点では13.8%となっている。</p> <p>（カ）障害者雇用に関する取組</p> <p>障害者雇用数については、令和4年度も法令に定める当機構の基準4名を上回る5名の雇用を、継続して達成した（3</p>	<p>クトグループ」を設置することとした。このように令和5年度以降に新規に追加となる業務に適切に対応するため、その実施体制を構築した。</p> <p><課題と対応></p> <p>○ERCAの将来像について議論する過程で、ERCAの将来に対する期待と現状について認識が共有されたことから、環境省と継続的に議論できる関係を構築するとともに専門性強化に取り組む。</p> <p>○組織の活性化について、働き方改革検討委員会での議論などをもとに、更なる推進を図る。</p> <p>○BCPは継続的な見直しを通じて実効性を確保し続けることが肝要であることから、引き続き見直し等を継続する。</p> <p>○令和4年度に行った政府方針を踏まえた環境配慮のための実施計画の改定に基づき、温室効果ガスの排出量を平成25年度比で50%削減の目標（令和12年度）達成に努めるなど、環境配慮への取組を一層推進する。</p> <p>○広報展開により参加者、フォロワー数の増加に一定の成果を出しているが、一方で調査の結果、機構の認知度は46%にとどまることから、これまでの取組に加え、より一層の広報展開の工夫に取り組む。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。</p>				<p>月)。</p> <p>ウ 研修の実施及び人材育成の取組</p> <p>(ア) 研修の実施及び見直し</p> <p>令和4年度研修計画を策定し、自主企画研修（職員が業務遂行能力向上のために、自ら考え企画する研修）を新設し将来像を描ける人材育成を行うこととしている。また、環境省が主催する環境教育リーダー養成研修へ3名が参加し、多様なステークホルダーと双方向型のコミュニケーションの習得をするなど職員の視野を広げる機会を設けた。</p> <p>ERCAで研修を実施する際には、職員の利便性の向上のため、テレワークでも参加できるオンラインシステムを積極的に活用するとともに、研修当日ではなくても視聴できるようアーカイブ機能を活用した。</p> <p>さらに、今年度は、公害健康被害補償業務を行う補償業務部の主催で大気汚染とその訴訟等に関する歴史を学び、部門を超えた職員同士の交流を図るため、四日市への出張研修（3回）と報告会を実施し、若手職員を中心に20名が参加した。財務部では、国の契約制度を習得する研修を開催するなど、新たな取組を行った（7～9月）。</p> <p>なお、研修の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染対策を踏まえ実施した。</p> <p>(資料編 P110_共通7 令和4年度実施研修)</p> <p>(イ) 多面観察の実施</p> <p>管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、管理職同士の意見交換、マネジメント方針（アクションプラン）の作成・更新を行うといった多面観察を実施した（10～11月）。</p> <p>エ SNS等を活用した組織的な広報の推進</p> <p>ERCAの認知度が46%（令和3年度調査）であった現状を踏まえ、ERCAの認知度向上に向けた統一的な広報活動に取り組んだ。</p> <p>また、「プラスチック」を統一テーマとして各種イベントに出展し、プラスチックに関連した研究成果やNPO活動の紹介を行い、組織の一体感を演出する出展へと転換を図った。</p> <p>さらに、新たに地球環境基金部のFacebook（7月）、環境研</p>		
---	--	--	--	--	--	--

	<p>ii) 業務実施体制の強化・改善等 災害等の場合においても業務を継続するための非常時優先業務の実施体制等の改善及び業務の効率化を図るための法人文書管理体制の改善を毎年度行う。</p>	<p>ii) 業務実施体制の強化・改善等 「ERCA 業務継続計画(BCP)」について引き続き内容の点検を行い、実効性を確認する。 法人文書管理体制について、文書管理・電子決裁システムの導入を行う。また、システムの導入に合</p>		<p>究総合推進部の Twitter (11 月) を開設し、各部相互に投稿をシェアするなど、連携した投稿を増やすとともに、新たに YouTube 動画計 101 点公開し、チャンネル登録者は 7,694 名 (令和 4 年度末) と順調に増加している (令和 3 年度末比 2,254 名増)。 機構ウェブサイトや各事業 SNS の取り組みを傾向分析し、投稿内容を工夫し、他アカウントからの反応が得やすいように努力した。</p> <p>(主な出展イベント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み自由研究週間 ～子ども環境ワークショップ～【実地開催】(小学 4 年生以上とその保護者等計 13 組参加(25 名)) (令和 4 年 7 月 30 日) ・令和 4 年度「こども霞ヶ関見学デー」【オンライン (動画配信)】(視聴回数 46 回) (令和 4 年 8 月 3 日～31 日) ・東京新聞「おやこ SDGs 教室」【ハイブリッド開催】((会場参加：5 組 10 名、オンライン参加：19 組 38 名)) (令和 4 年 8 月 18 日) ・あらたな一歩@サステナブルひろば in ラゾーナ川崎プラザ【実地開催】(78 名参加) (令和 4 年 10 月 15 日) ・第 15 回川崎国際環境技術展【実地開催】(全体来場者：4,150 名 当機構ブース来場者：262 名 マッチング成立企業：5 社) (令和 4 年 11 月 17 日～18 日) ・エコプロ 2022【実地開催】(2,000 名以上) (令和 4 年 12 月 7 日～12 月 9 日) ・第 10 回かわさき環境フォーラム【実地開催】16 組 (40 名) (令和 4 年 12 月 17 日) <p>ii) 業務実施体制の強化・改善等 ア 業務継続計画 (BCP) の改訂 「ERCA 業務継続計画 (BCP)」について、既存の自然災害編の見直しを行うとともに、新たに感染症編を作成するなど全面的に改訂した。この改訂において、非常時優先業務については予め代替要員を定めておくこととした。関係規程についても、初動対応と事業継続対応それぞれに対応する規程体系を構築し業務継続要領を新たに設けるなどにより再整備を図った (9 月)。 全面改訂した BCP をもとに、災害対策本部要員が参集しその実効性を確認するための訓練 (シミュレーション) を実施した (11 月)。さらに、訓練結果を踏まえつつ、改訂した BCP</p>		
--	--	---	--	---	--	--

		<p>わせて法人文書管理プロセスの標準化及び電子化に取り組むとともに、外部倉庫の集中管理を進める。</p>	<p>に関する全職員向けの説明会を実施した（12月）。</p> <p>また、非常時優先業務である各種の支払業務について、出勤できない状況でも支払処理ができるようにするため、ファームバンキングシステムからインターネットバンキングシステムへ移行した。なお、システム移行に伴い処理手順が変更となることから、過去の経験者等による代替要員でも的確に処理できるように処理マニュアルを整備した。</p> <p>イ 文書管理・電子決裁システムの導入</p> <p>一元的、効率的な管理の実施、紙の使用削減に伴う環境負荷の低減、書類保管スペースの縮減、さらにはテレワークの推進を目的として、電子決裁・文書管理システムを構築（11月）し、運用を開始した（1月）。</p> <p>なお、新システムの導入にあたっては、管理及びその作業要領を全面的に見直す必要があるため、文書管理規程の全部改正等、規程類の整備を併せて行った（1月）。</p> <p>ウ 新規勤怠管理システムの導入</p> <p>柔軟な働き方と安定的な業務遂行の推進するため、令和5年度中の導入に向け新規勤怠管理システムの調達を行い、令和4年度中に構築を完了した。各種就業に関する届出を完全システム化することにより、テレワークや緊急事態宣言等の非常時にも安定的な勤怠管理を可能とする。また、現行の勤怠管理システムから機能を追加することにより、職員の健全な心身の維持や一人ひとりに着目した人事・指導を実現する。</p> <p>エ 組織の改編</p> <p>令和4年度は次の2つの新規業務が令和5年度、6年度に追加されることが決定したため、それに対応する組織変更を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）において、令和5年1月27日付で当機構がSIP第3期の研究推進法人に決定し、令和5年度より当該課題に取り組むこととなった。この決定を受け、環境研究総合推進部内に新たに「SIP推進課」を令和5年4月に設置することとし、実施体制を構築した。（3月） ・政府が「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正」を閣議決定（令和5年2月28日）し、熱中症の発生予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じることし、当機構に熱中症に関する新たな業務が追加 		
--	--	---	---	--	--

	<p>iii) 業務における環境配慮の推進 温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組を毎年度着実に行う。また、業務における環境配慮等の状況を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。</p>	<p>iii) 業務における環境配慮の推進 業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー（電気使用量の削減）、省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制に努める。さらに、オフィスにおける業務活動に係る環境負荷だけでなく、事業活動による影響や調達改善に向けて、多角的な視点から検討を行う。温室効果ガスの排出抑制に向けて、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」についてPDCAサイクルに基づき、着実な進展を図るとともに、中間目標の達成状況及</p>	<p>また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。</p> <p><その他の指標> — <評価の視点> —</p>	<p>されることになっている。改正法は令和6年4月施行を予定していることから、その事前準備等を行うため「熱中症対策プロジェクトグループ」を令和5年4月に設置することとし、実施体制を構築した。（3月）</p> <p>iii) 業務における環境配慮の推進 ア 環境負荷の低減 業務における環境負荷の低減を図るため、令和4年3月に策定した「2022年度環境配慮のための実行計画」に基づき、全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組んだ。また、温室効果ガスの排出抑制への取組として、事務所の区画別の使用状況をまとめて把握し、それを公表することで電気使用量の削減を促進した。令和4年度の電気使用量は、平成25年度比で39.4%削減となった（令和2年度は平成25年度比40.1%減、令和3年度は平成25年度比40.8%減）。</p> <p>なお、政府方針の改定を踏まえ、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の改定を行い、2030年度（令和12年度）までの新たな目標値を設定した（3月）。</p> <p>イ 職員の意識啓発 機構内全体の環境配慮に対する意識の底上げを目的として、9月と3月の計2回の自己点検を行い、環境配慮の取組を役員に促した。</p> <p>また令和3年度に引き続き、事務所におけるエコバッグ、傘のシェアリングを行ったことやごみの分別を徹底することにより可燃ごみ及びプラスチックごみの削減を図っている。</p> <p>ウ 業務上の環境配慮 事業活動による影響や調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（いわゆるグリーン購入法）に基づき、令和4年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定め、目標を達成すべく調達を行った。また、令和5年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定めた（3月）。</p> <p>環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたソーシャルボンドやグリーンボンド等については、機構の経営理念に合</p>		
--	---	--	---	--	--	--

	<p>iv) 災害への対応等 東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政</p>	<p>び国の動向を踏まえて、実施計画について見直しを行うものとする。 また、令和3年度の事業活動に係る環境配慮等の状況を取りまとめ、事業報告書の中で公表する。</p> <p>iv) 災害への対応等 東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自</p>		<p>致するものとして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を計 145 億円購入した（3月末時点）。</p> <p>（内訳）（3月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本高速道路㈱社債 : 81 億円 ・西日本高速道路㈱社債 : 27 億円 ・首都高速道路㈱社債 : 3 億円 ・中日本高速道路㈱社債 : 1 億円 ・新関西国際空港㈱社債 : 7 億円 ・九州旅客鉄道㈱社債 : 3 億円 ・日本郵政㈱社債 : 1 億円 ・豊田通商㈱社債 : 1 億円 ・福祉医療機構 社債 : 5 億円 ・沖縄振興開発金融公庫 社債 : 3 億円 ・東京都公募公債 地方債 : 1 億円 ・愛知県公募公債 地方債 : 1 億円 ・国際協力機構 財投機関債 : 6 億円 ・日本学生支援機構 財投機関債 : 1 億円 ・鉄道建設・運輸施設整備支援機構 財投機関債 : 2 億円 ・大学改革支援・学位授与機構 財投機関債 : 2 億円 <p>令和3年度の事業活動に係る環境配慮の取組については、国民に対する情報発信として「令和3年度事業報告書」にとりまとめ、当機構ホームページに掲載し公表した（6月）。報告書では用紙使用量、廃棄物排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告するとともに、川崎市のグリーンボンド購入に関連して令和3年度に実施した投資家座談会（オンライン）に出席したこと等を報告した。</p> <p>（資料編 P112_共通8 独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画）</p> <p>（資料編 P118_共通9 令和4（2022）年度環境配慮のための実行計画）</p> <p>（資料編 P123_共通10 令和5（2023）年度環境配慮のための実行計画）</p> <p>iv) 災害への対応等 ア 発災時における環境省災害廃棄物対策室への応援要員派遣等 令和4年9月の「令和4年度台風第14号」及び「令和4年度台風第15号」の災害対応のため、環境省災害廃棄物対策室に</p>		
--	--	---	--	---	--	--

		<p>の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。</p>	<p>然災害の激甚化・頻発化、酷暑による熱中症の増加など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。</p>		<p>応援要員を派遣し（延べ24人日）、被災自治体の情報収集等の支援を実施した（令和4年9月27日～10月14日）。</p> <p>イ 災害廃棄物対策に関する内部研修の実施 内部研修会を3回開催し、このうち1回は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）との合同で専門家や被災自治体担当者を講師とした研修会を実施し知見の向上を図った。</p>		
--	--	---	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<p>4. その他参考情報</p>
<p></p>

主務大臣による評価結果に対する主要な反映状況（令和4年度）

＜国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置＞

評価項目	指摘事項等	反映状況
I-1-1 徴収業務	<p>新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、ICTを活用した情報発信や事務手続等の導入が積極的に進められ、結果として従前と比較して事業環境が大きく変わりつつあるが、納付義務者の中には、設備や担当者の理解度の不足等によりICTを活用したサービスの利用をためらうものもある程度存在すると考えられる。</p> <p>これらの取組による効果を最大限引き出していくためにも、利用者たる納付義務者に対するフォローやニーズの把握をきめ細やかに行うとともに、必要な改善を適時に実施していくことにより、さらなる納付義務者の利便性の向上に努めていただきたい。</p>	<p>令和4年度に用紙又はFD・CD申告に変更した事業者に対して個別の電話調査を行い、パソコン環境、ネットワーク環境などの具体的な実態を調査し、オンライン申告の推進を丁寧に行った。この調査により、64事業者のうち、41事業者からオンライン申告可能との回答を得ることができた。</p> <p>また、Web上で直接入力することができる申告専用フォームをオンライン申告システム内に構築して令和5年度より実装した。これによりさらに、オンライン申告率の引き上げを目指している。</p> <p>ICTの活用に当たっては、その恩恵を享受する一方で、ICTを活用したサービスの利用をためらう事業者等の存在にも留意することが重要であり、徴収関連業務の次期契約（令和5年10月）に向け、委託事業者の創意と工夫を反映させ、ICT利用の障壁を下げるような施策についても取り組みながら、国民のためより良質かつ低廉な公共サービスを実現していく実施方法等について検討していく。</p>
I-1-2 納付業務	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大の中、令和3年度は10件の指導調査を実施されたが、主な評価指標である平均年15件の指導調査を実施するよう努められたい。</p> <p>また、今後も新型コロナウイルスの状況を踏まえながら、WEBを用いた研修を行うこととするなど、納付業務を滞りなく実施するために必要な措置を迅速に講じ、地方公共団体担当者との連絡を緊密にとりながら、地方公共団体担当者の事務の理解を確実に促進されたい。</p>	<p>指導調査については、16地方公共団体に対して調査を実施した（16のうち2地方公共団体についてはオンライン会議で実施）。</p> <p>システム研修については、昨年度オンラインで行った研修の満足度や参加しやすいとの意見を踏まえ、補償給付及び福祉事業ともにオンライン会議で実施し、計56人に参加いただいた。また、対面での参加を希望した担当者については、機構会議室にて実際にPCを操作しながら指導を行った。</p>

		<p>研修後のアンケートでは、研修の満足度について、補償給付担当者は100%、福祉事業担当者は85%から、「有意義」「やや有意義」の評価を得た。また、研修の実施形式については、76%が今後も参加しやすいオンライン会議を希望するとの回答があった。さらに、制度やシステムの操作方法について理解が深まり、地方公共団体の事務処理が円滑に実施できた。</p> <p>(補償給付2回実施:25人(うち対面3人)／年、福祉事業2回実施:31人(うち対面3人)／年)</p>
I-2-1 調査研究、知識の普及・情報提供、研修	<p>ICTを活用した取組は令和2年度と比較すると質量ともかなりの進展が認められるものの、ICTの社会実装そのものがいわば過渡期にあり、今後も様々な関連サービスが市中に提供されることが予想される。</p> <p>事業実施効果の改善を図るうえで、費用対効果も含め有用であると認められるサービスについては、積極的な活用に努められたい。</p>	<p>研修の受講システムについて、クラウド型の学習管理システム(Learning Management System)を新たに導入した。これにより、研修の受講管理及び進捗管理の効率化、定員枠の撤廃、研修生の受講環境の向上を果たすことができた。</p>
	<p>ぜん息等の基礎疾患のある方や高齢者などの熱中症弱者に対する熱中症予防に関する情報発信の重要性が、これまでも増して高まりつつある現況に鑑み、引き続き熱中症予防に関する情報の発信、人材育成等に積極的に努められたい。</p>	<p>令和3年度に引き続き、ぜん息患者が熱中症弱者であることを踏まえ、定期刊行物「すこやかライフ」の特集等を活用して積極的に情報発信を行うとともに、人材育成のための研修カリキュラムの中に熱中症予防に関する講義内容を新たに設けるなどの改善を行った。</p>
I-2-2 地方公共団体への助成事業	<p>高齢化やICTの進展等に伴い、新型コロナウイルス感染症の状況に関わりなく、今後もオンラインによる事業実施の機会は増加し、それにあわせて地方公共団体によるオンライン事業実施支援に対するニーズも当面の間は高い水準で推移することが予想される。</p> <p>令和3年度に実施したオンラインを活用した地方公共団体との連携事業は、社会変革の過渡期に生じた事業環境等の変化に苦慮する地方公共団体を強力に支えうるものであり、引き</p>	<p>令和3年度に新設したオンライン事業のパッケージ支援を令和4年度も継続して実施しており、地方公共団体が実施する健康相談事業において、オンライン開催及び会場参加とオンラインとのハイブリッドで開催するための支援を実施した。</p> <p>なお、地方公共団体へのアンケート結果をもとに令和2年度及び令和3年度に制作した動画コンテンツは継続して配信・配布しており、地方公共団体で実施する事業への活用を促すなど、令和4年度も活用している。</p>

	<p>続き積極的な地方公共団体の支援に努められたい。</p>	
<p>I-2-3 公害健康被害予防基金の運用等</p>	<p>一般的に運用利率が低いとされている環境配慮型債券等の取得を進めつつ、着実に基金運用収入を確保していくためには、これまで以上に市場動向等を注視してメリハリのある効率的な運用を行うとともに、引き続き基金出資者等のステークホルダーに対する説明をきめ細やかに実施してその理解を得ながら進めていくことが重要である。</p>	<p>運用方針に基づき安全な運用に努めつつ、環境負荷の低減又は社会課題の解決等に資する債券（社債）の取得や、中・長期の債権の取得による償還時期の平準化など効率的な運用を行ったことで、当初の中期計画予算に対し、運用収入の改善を図った。</p> <p>環境配慮型債券等の取得については、「公害健康被害補償予防業務評議員会」及び「公害健康被害補償予防業務の運営に関する懇談会」の場において、基金出資者等のステークホルダーに対して説明を行った。</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化や国際情勢の不安定化などにより、不透明で困難な資金運用環境が続くことが見込まれるが、運用リスクの最小化や事業の重点化、他団体との連携等、安定的かつ効率的な基金運用に向けた取組を着実に進められたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、助成事業では機能訓練事業を中心に事業が縮小する中、予防事業を着実・継続的に実施するため、患者団体等と協働して「呼気中一酸化窒素測定体験会&呼吸筋ストレッチ体操」を実施したほか、公害健康被害予防事業における地方公共団体実施事業のNPO等との協働連携に向けたマニュアル等作成業務を行った。</p>
<p>I-3-1 助成事業</p>	<p>引き続きNGO・NPOの組織基盤強化、活動の継続や発展に資する取組を推進するとともに、カーボンニュートラルをはじめとする政策目標や社会情勢等も踏まえて、効果的な助成の実施と助成の成果の向上を図っていくこと。</p>	<p>NGO・NPOの組織基盤強化の一環として、ステークホルダー（NPO・NGO、地域住民、企業および行政）間との協力・協働を進め、多様化・複雑化する地域課題に取り組むための「協力・協働による地域づくり研修」を実施するとともに、2022年度助成金においても特別助成として地域循環共生圏構築の準備・基盤づくり活動への支援を行った。また、助成金説明会の場を活用して、脱炭素プロジェクトの事例紹介や地域の団体によるOECMの有効活用に係るセミナーを行うなど、NGO・NPOが政策目標や社会情勢を踏まえた助成活動を行うことを促す取組を進めた。</p>

<p>I-3-2 振興事業</p>	<p>令和3年度の成果と社会情勢、環境NGO・NPOが置かれている状況やニーズ等を踏まえ、研修の実施にあたっては、対面・オンライン形式の利点を活かしながら有意義かつ効率的な方法を検討し、引き続きユース世代の環境保全活動を支援するとともに新型コロナウイルス感染症の状況下における環境NGO・NPOの活動や基盤強化を支援すること。</p>	<p>若手プロジェクトリーダー研修においては、Web会議システムを活用して実施し、6名の修了生を輩出するなど育成支援を行った。また、「全国ユース環境活動発表大会」は、過年度参加校から実施を希望する多くの意見が寄せられたことから、他の主催者とも協議し、地方大会及び全国大会を各会場にて実施する従来の形式としたが、より多くの学校が参加し本事業の活性化に寄与するために、Web参加の形式での出場も認めることとするなど、ユース世代の継続的な活動支援に努めた。</p>
<p>I-3-3 地球環境基金の運用等</p>	<p>オンライン等による効果的な広報、環境学習・環境教育の場を通じた幅広い普及を実施していくとともに、企業等の参画がより得られるように積極的な働きかけをして、寄付の獲得に努めること。</p>	<p>子ども向けの環境学習サイト「集まれ！グリーンフレンズ」を環境イベントにおいてタブレットによる体験や助成団体の活動の紹介を行うほか、機構全体の業務を紹介するなど、寄付の獲得に努めた。</p>
<p>I-4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業</p>	<p>計画的処理完了期限の一部到来に伴い、助成案件数は前年度に引き続き高水準で推移しているところ、今後も中小企業者等が保有するPCB廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保いただきたい。</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更（令和4年5月31日閣議決定）後、対象地域の事業終了後に掘り起こし等で新たに発見された圧器・コンデンサー等の処理を遠方の施設に移送する必要性が出てきたこと等の課題もあるが、関係機関との連携を図り、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保している。</p>
<p>I-6-1 認定・支給に係る業務</p>	<p>申請件数が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれるが、引き続き医療機関から可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく必要がある。</p>	<p>令和4年度は1,406件の申請等があったが、判定小委員会において必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を医療機関に求めるなど、判定申出前から資料の収集に努めたこと等により、認定等処理件数は1,406件となり、第3期中期目標期間実績と比べて大きく増加した。</p> <p>平均処理日数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの168日まで短縮することができた。</p> <p>今後も迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を引き続き着実に実施していく。</p>
<p>I-6-2 納付義務者からの徴収</p>	<p>特別拠出金の徴収については、引き続き着実な徴収を行う必要がある。</p>	<p>特別拠出金の徴収については、引き続き着実</p>

業務		な徴収を行っている。
Ⅲ－２ 承継業務に係る適切な債権管理等	一般債権の回収が順調に進む一方、回収困難債権の割合が増加している中で、今後、一般債権以外の債権は従来からの業績不振に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が想定される。引き続き個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。	<p>年度当初に債務者ごとの処理目標及び対応方針を踏まえた行動計画を作成し、債務者等との回収交渉等に取り組んだ。回収交渉等においては、電話による状況把握のほか、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、債務者等と直接に面談・協議等を実施し、必要に応じ Web 会議システムを活用した。</p> <p>また、債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析を行い、必要に応じ債務者に問い合わせ、経営状況及び財務内容等の把握に努めた。</p>
Ⅷ－４－２ 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理	ICTの活用が進む中、リスク低減のための措置、インシデントの早期検知及びインシデント発生時の適切な対応・回復等、十分な対応を引き続き継続して行うこと。	<p>リスク低減のため、機構が契約するファイル共有サービス等のクラウドサービスについて、ISMAP クラウドサービスリストに登録されている又は機構が設定した選定基準に基づいた、一定のセキュリティレベルが確保できるサービスを選定する運用へ変更した。</p> <p>インシデント発生時、適切な対応を行うため、不審なメールを受信した場合は、上長及び情報システム課へ報告するよう職員に研修等で周知徹底を図った。(例年研修は年度で1回のところ、令和4年度は3回実施した。)</p>